中山間地域等直接支払制度　最終評価 総合評価）の結果

	都道府県総合評価	市町村総合評価														ページ番号
		A		B		C		D		E		F		G		
北海道	B	38	(39%)	58	(60%)	1	(1%)	0	-	0	-	0	-	0	-	1
青森県	B	3	(10%)	21	(68%)	7	(23%)	0	-	0	-	0	-	0	-	13
岩手県	A	13	(38%)	20	(59%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	23
宮城県	B	4	(29%)	10	(71%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	29
秋田県	B	10	(45%)	10	(45%)	2	(9%)	0	-	0	-	0	-	0	-	35
山形県	B	10	(29%)	24	(71%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	41
福島県	B	13	(28%)	30	(65%)	3	(7%)	0	-	0	-	0	-	0	-	49
茨城県	B	2	(22%)	6	(67%)	1	(11%)	0	-	0	-	0	-	0	-	55
栃木県	B	3	(27%)	8	(73%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	61
群馬県	B	2	(10%)	19	(90%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	65
埼玉県	B	5	(33%)	9	(60%)	1	(7%)	0	-	0	-	0	-	0	-	73
千葉県	B	3	(23%)	10	(77%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	77
東京都	B	0	-	2	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	83
神奈川県	B	0	-	4	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	87
山梨県	B	2	(9%)	16	(70%)	5	(22%)	0	-	0	-	0	-	0	-	95
長野県	B	21	(28%)	55	(72%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	107
静岡県	B	5	(25%)	14	(70%)	1	(5%)	0	-	0	-	0	-	0	-	113
新潟県	B	15	(68%)	7	(32%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	117
富山県	A	9	(75%)	3	(25%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	121
石川県	A	7	(44%)	9	(56%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	131
福井県	A	5	(29%)	11	(65%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	135
岐阜県	B	8	(35%)	15	(65%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	139
愛知県	B	0	-	8	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	149
三重県	B	1	(7%)	14	(93%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	155
滋賀県	A	6	(60%)	4	(40%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	159
京都府	A	8	(50%)	8	(50%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	163
大阪府	B	1	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	171
兵庫県	A	6	(29%)	14	(67%)	1	(5%)	0	-	0	-	0	-	0	-	175
奈良県	B	3	(21%)	8	(57%)	2	(14%)	1	(7%)	0	-	0	-	0	-	183
和歌山県	A	12	(52%)	11	(48%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	187
鳥取県	A	6	(35%)	10	(59%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	191
島根県	A	14	(70%)	6	(30%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	195
岡山県	B	9	(36%)	14	(56%)	2	(8%)	0	-	0	-	0	-	0	-	201
広島県	A	11	(65%)	6	(35%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	205
山口県	B	5	(28%)	13	(72%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	211
徳島県	B	1	(6%)	14	(82%)	2	(12%)	0	-	0	-	0	-	0	-	217
香川県	B	1	(9%)	8	(73%)	2	(18%)	0	-	0	-	0	-	0	-	221
愛媛県	B	7	(39%)	11	(61%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	225
高知県	B	12	(39%)	18	(58%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	231
福岡県	B	10	(29%)	24	(69%)	0	-	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	235
佐賀県	A	8	(44%)	9	(50%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	241
長崎県	B	8	(38%)	13	(62%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	247
熊本県	A	12	(34%)	22	(63%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	251
大分県	B	4	(24%)	11	(65%)	2	(12%)	0	-	0	-	0	-	0	-	261
宮崎県	A	11	(46%)	13	(54%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	267
鹿児島県	B	10	(36%)	18	(64%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	275
沖縄県	B	3	(33%)	6	(67%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	283
合計		347		644		38		2		0		0		0		

※実施状況とは調査時点等が異なるため、市町村数が異なる

都道府県集計	
A :おおいに評価できる	14
B :おおむね評価できる	33
C :やや評価できる	0
D :さほど評価できない	0
E :ほとんど評価できない	0
F :全く評価できない	0
G :その他	0

三重県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	15								
(2) 協定数	200		【うち集落協定	200			個別協定	0	】
(3) 交付面積	1,330	ha	【対象農用地面積	1,750	ha		交付面積率	76%	】
			【地目別面積内訳	田：	1,222	ha	畑：	107	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	207,873	千円	【うち共同取組活動分：	133,360	千円		個人配分分：	74,513	千円】

2　交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランは、集落内における将来像を明確にし、年度ごとの活動計画を作成することになっており、耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、集落協定書に位置づけることで、農地を維持管理していくという意識が芽生える。
		①　要指導・助言協定数　30 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　4 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　26 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	農地法面の崩壊等を防止するための定期的な見回りを年に数回実施したり、協定農用地の周辺に獣害用ネットや電気柵を設置し、耕作放棄地の復旧とあわせて、協定農用地が保全されている。　また、ある集落では、農振農用地区域へ未協定締結農地を編入することにより、活動区域を拡大している。
		①　交付金交付面積　1,330 ha ②　農振農用地区域への編入面積　4 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　0.1 ha
	水路･農道等の管理活動	協定締結に基づき、集落内で定期的な共同管理が行われるようになり、農業生産活動に欠かせない水路が３４２ｋｍ維持管理されるとともに、農道の管理（舗装・補修等）は農作業のみでなく、地域の生活道としても良好な状態で管理されている。
		①　水路の管理延長　342 km ②　道路の管理延長　220 km
	多面的機能を増進する活動	休耕田や農用地法面、協定農用地の周囲に景観作物（コスモス、ヒマワリ、サツキなど）が作付けられたことで、協定集落内の農地の景観がよくなり、都市住民との交流が進んでいる集落がある。　また、棚田オーナー制度に取り組み、交流を進めている集落もある。
		①　周辺林地の下草刈り　71 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　22 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	水路や農道の補修箇所、獣害防護柵の設置箇所をマップに明示することで、協定農用地の状況がよくわかるし、また、年度ごとの整備箇所や整備済箇所も明示するなどし、有効に活用できる。
	A要件	当県内で取組の多い機械・農作業の共同化は、当交付金を積み立て機械を購入するなどし、共同利用することにより、耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、集落として農地を維持管理していくうえで効率的である。
		増加分（⑥以外） ① 機械・農作業の共同化 33 ha ② 高付加価値型農業の実践 1 ha ③ 認定農業者の育成 3 人 ④ 新規就農の確保 0 人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 13 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 45 戸 ・集落数 10 集落
	B要件	担い手対策として、集落営農組織を育成することや、地域の核となる担い手に農地を集積することは、今後の地域農業の継続に非常に期待できる。
		① 集落営農組織の育成 110 ha ② 担い手集積化 4 ha増
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価時のアンケート調査では、当交付金を導入した２００集落のうち、約８割の集落で話し合いの機会が増加し、それにより連帯感が生まれ、活気が出てきているという結果であった。
	その他	特になし。
		① 加算措置 ・ 規模拡大 0 ha ・ 土地利用調整 0 ha ・ 耕作放棄復旧 0 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人 （農業生産法人） 0 法人

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	当交付金制度を活用している集落は、集落単位で活動を実施することにより、耕作放棄地の発生防止に努めているが、５年間の継続活動に不安のある集落も存在する。
(2)　交付金交付の効果等	交付金の活用により、農業生産活動の維持等の幅広い効果が認められる。 今後は、この効果を持続させていくためにも、地域農業の担い手対策をより積極的に実施しなければならない。 同時に、中山間地域等の多面的機能の確保を図る上で、獣害対策を強化・充実すべきである。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに沿った取組は概ね実施されているようである。 また、指導・助言を要する集落についても、中間年評価の結果を踏まえて、再度、集落内で話し合い等を行い、活動計画の見直しや数値目標の再確認を実施したことで目標達成に向けて努力している状況である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		共同取組活動として、農業生産活動において不可欠である　”　骨と血管　”　的役目を果たす農道・水路の維持管理を行うことができるとともに、集落内の生活基盤の整備にもつながり非常に有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		Ａ要件、Ｂ要件を集落の選択制にしているのは、各集落の地域特性等に対応でき、非常によいと思う。　当県では、機械・農作業の共同化での取組や集落営農組織の育成などの取組が目立っている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落内での話し合いの機会が増えるとともに、協定農用地を活用した都市住民との交流により、地域の良さの再発見に繋がっている集落も見受けられる。
	その他	交付金をうまく活用しきれず、繰越金の多い集落も見受けられ、集落として目的意識を持って、交付金を有効活用するよう指導している状況である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
当対策では、５年間以上の農業生産活動の継続が条件となっており、また、農用地の転用等について交付金の遡及返還などの厳しい条件があり、集落協定の維持存続が困難になり交付金の遡及返還を行なった集落が一部あるものの、平坦地域農業との所得格差対策として、当制度の存続を希望する関係者（協定参加者、市町担当者等）の声は多く、当制度の存在意義は大きいと思われる。 地域の集落によって、取組も様々で多様な意見があるが、現行制度の継続を強く希望するところである。 ［要望事項］ ①交付金交付時期の早期化。 ②農業生産活動の厳しい情勢を踏まえた交付単価の引き上げ。 ③交付金返還に係る免責要件が限定されており、特例措置等による交付金返還条件の緩和。 ④高齢化や担い手不足により農業生産活動の継続が困難な状況にあることから、協定締結期間の短縮化。 ⑤獣害対策取組活動の加算措置化　等。	B
（第三者委員会からの意見） 現行の制度は、条件不利地域の所得格差対策という制度当初の目的が不明確になってきており、集落営農組織や担い手の育成など目標の設定が高くなってきているのではないか。　制度創設時の趣旨から、農地の荒廃防止と保全が図られていれば交付金を交付でき、地域合意を大切にする制度にすべきである。	

6 その他（特徴的な取組事例）

基礎単価　取組	三重県亀山市：坂本集落（21ha、349万円）	
取組内容	当交付金を活用し、区域内の水路農道の維持管理及び点検調査、景観作物を対象農地へ作付け環境を整備するなど棚田が持つ良好な景観と多面的機能の保全に努めている。都市住民との交流を目的として、紙すき体験、「坂本棚田野上がりまつり」を毎年開催している。なお、平成19年度から、三重県のふるさと水と土保全対策事業の一環である伝統技術継承研修会として棚田の石積み研修会を開催し、坂本地区棚田保存会を中心に積極的に棚田の保全に取り組み、今後も継続して開催する予定である。	
主な効果	将来にわたり継続的に農業生産活動が行えるよう共同作業を実施したことにより、集落や協定参加者の農用地保全意識が向上した。主なものとして、トラクター等農作業機械の共同化及び耕作放棄地の発生防止があげられる。また、都市住民との交流を目的に実施されている「棚田野上がりまつり」においては毎年1，000人ほどが訪れている。	
体制整備単価	三重県津市：桂畑集落（11ha、225万円）	
取組内容	【集落一農場を目指して】 集落営農組織による農業生産活動を目指し、協定参加者による話し合い、オペレータの育成、共同利用施設の改築、共同利用機械の購入、農地進入路の舗装等将来像を実現するための取り組みを行っている。	
主な効果	桂畑集落では、9名で構成する南出農家組合が平成5年度より水稲の基幹作業受託を行ってきたが、構成員の高齢化等により組織の存続が危ぶまれる状況となってきたため、中山間地域の集落代表者が中心となり集落営農の組織づくりを進め、平成19年8月に25名で構成する桂畑営農組合が設立された。 今後、益々、農業者の高齢化が進み、後継者不在の中、耕作が出来ない農地が増加すると思われるが、組合員が協力をし、継続的な農業生産活動を行う礎が出来た。	

滋賀県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	10								
(2) 協定数	101		【うち集落協定	101			個別協定	0	】
(3) 交付面積	1,447	ha	【対象農用地面積	2,092	ha		交付面積率	69%	】
			【地目別面積内訳	田：	1,380	ha	畑：	67	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	206,030	千円	【うち共同取組活動分：	150,656	千円		個人配分分：	55,374	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		平成１９年度に実施した中間評価時点では、全体１０１協定のうち１１協定において、取り組みが不十分であり「集落マスタープラン」の「集落の５年間の活動工程表」の実践に当たり、指導・助言を必要としていたが、市町が指導・助言に努められた結果、すべての集落において平成２１年度末までに目標が達成される見込みとなった。
		① 要指導・助言協定数 11 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 11 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	県内1,447haの協定農地において、５年間（H17-H21）新たな耕作放棄地の発生が防止できた。 アンケートによると「本制度に取り組んでいなければ２割程度の農地が放棄されたのではないか」の回答が多く、本制度によって約３００ｈａの耕作放棄が防止されたと見ることができる。
		① 交付金交付面積 1,447 ha ② 農振農用地区域への編入面積 0 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路･農道等の管理活動	水路・農道等の管理は農地を耕作するための必要条件であり、県内１０１協定で集落協定締結により水路３０６㎞、農道２７５㎞の施設の管理活動が集落に定着し、締結前より頻繁に管理されるようになり、施設の長寿命化と集落内での協働意識の醸成が図られている。
		① 水路の管理延長 306 ㎞ ② 道路の管理延長 275 ㎞
	多面的機能を増進する活動	多目的機能を増進する活動として周辺林地の下草刈りに６９協定、景観に配慮した作物の作付けに３７協定が取り組まれている。また、都市農村交流により、地域住民だけでなく都市の住民の知恵と力を借りて、農地の保全活動を行うなど農村地域の活性化が図られている。こうした保全活動が中山間地域の景観の維持や多様な生き物を育む場としての機能を増進させており、水源かん養や洪水防止機能等が維持され国土の保全と国民の生命と財産の保全につながっている。
		① 周辺林地の下草刈り 28 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

<table>
<tr><td rowspan="3">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>農用地等保全マップは、４１協定で作成されており、補修・改良が必要な施設が図面上で明確になったことにで、対象農用地の保全に向けて、協定参加者間で共通の認識がされ、年度毎に計画的に補修・改良が実施されている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>より高い数値目標を掲げて、継続的な営農体制づくりとして、機械・農作業共同化による営農効率化や、滋賀県独自の「環境こだわり農産物」の認定を受けての特産品開発など地域特性を活かして農業を守る取り組みが進んだ。さらに地域の農家だけでなく、非農家・他集落との連携が図られ地域の活性化につながっている。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 28 ha
② 高付加価値型農業の実践 21 ha
③ 認定農業者の育成 11 人
④ 新規就農の確保 0 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 18 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 93 戸
・集落数 1 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>集落営農組織や地域の核となる担い手への農地集積や営農体制強化が図られ、地域全体で中山間地域の営農を維持・発展させていくため、組織の法人化に取り組むなど、さらなる経営の安定が図られている。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 32 ha
② 担い手集積化 4 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>集落協定を締結したことにより約７割の協定で、、集落活動への住民意識の向上や農業者の意欲向上が図られたとの回答を得ている。集落では寄り合いの回数の増加や高齢者の活動の活発化が見られており、協定を通じて集落内での話し合いや、世代を超えた活動参加によって、集落に活気が生まれている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>中山間地域（特に棚田地域）の保全が、ボランティアや企業の社会貢献活動の対象として、注目されつつあり、中山間地域住民と都市住民との交流が進んでいる。これらの交流を通じて、中山間地域住民、特に高齢者の生きがいや誇りにつながり、地域をより良くしていこうとの機運が醸成されつつある。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 ha
・ 土地利用調整 ha
・ 耕作放棄復旧 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 法人
（農業生産法人） 1 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	本制度によって、耕作放棄の発生が防止され、「農業者の協働意識の向上」や「話し合いの増加」など将来の営農に向けて認識の共有化が図られたが、一方では「農業所得の向上」や「後継者の確保」には、大きな効果が見られていない。アンケートでは約半数の代表者が協定締結当初「5年間の継続実施」が課題と挙げており、自律的・継続的な営農には、若者の定住と参加に焦点を当てた施策が必要と思われる。 　また、滋賀県では対象農用地の約３割で協定締結がされていない。協定締結に至らない理由の一つは、集落の過疎化・高齢化であり、これら地域では近い将来、急速に耕作放棄が進むことが予想され、農地の保全だけでなく、集落機能維持や地域活性化対策への支援が必要である。
(2)　交付金交付の効果等	交付金のの大小にかかわらず集落ぐるみで農地を保全する施設整備や共同利用機械の購入などにより将来への投資として有効に活用されている。 　しかし、平地の農村集落や都市住民へのコンセンサスが十分に得られているとは言えず、今後、こうした効果を広く発信し、農業体験等のグリーンツーリズム活動を推進し、目に見える形で効果を示していくことが重要と思われる。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		「集落マスタープラン」の作成により、協定参加者が集落の営農の将来像について話し合い、議論を進めていく中で、地域農業の保全に向けた共通の認識を持つことができ、将来に向けた方向性と協働活動への指針となっている。また、５ヵ年の計画を立てることにより、具体的な活動に結びつき、市町が指導する上においても現状と比較することにより、的確な指導が実施できている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		中山間地域において農業生産活動を継続していくためには、鳥獣害被害の防止を図ることが最重要課題であり、約７割の協定で取り組まれており、大きな効果が得られている。また、水路・農道の維持管理活動が以前よりも頻繁に実施されるようになった協定も見受けられるなど、施設の長寿命化が図られ、景観作物の作付け等により、中山間地域が憩いの場としての空間を提供できるようになってきている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農業従事者の高齢化、米価の低迷、肥料・資材等の高騰など農業情勢を取り巻く環境が悪化する中で、生産コストの低減を図るための体制整備や環境こだわり農業の実践など、農業経営の安定化に向け交付金の有効な利用が図られている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定の締結により、集落では農業経営に対する将来像だけでなく、集落そのものの存続を視野に入れた話し合いが行われ、地域資源を活用した集落の活性化に向け、住民意識の共有化が図られている。
	その他	集落内の協定参加者だけの活動にとらわれず、ボランティアや企業の社会貢献活動の対象として注目されており、滋賀県下４地域において棚田保全活動等、都市住民との協働により農地・農業施設の保全を図る活動へと発展している。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
平地に比べ農業経営上の不利益を補正する当該交付金制度は、今日の農業情勢が悪化する中で、過疎化・高齢化の進展する中山間地域において通算１０年もの間、一切耕作放棄地を発生させなかったことは、大いに評価できることである。 また、当該交付金は中山間地域の農業振興に寄与するだけでなく、集落そのものの存続、あるいは地域住民の安定した生活環境の維持にも少なからず効果をあげている。 さらに中山間地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能が維持され、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命と財産を守る上でも有効な施策であると評価できる。	A
本制度については９５％の協定が継続を要望しており、滋賀県としても本制度は中山間地域施策の重要な施策の柱として、平成２２年度以降の制度の継続を強く望むものである。しかし、体制整備か進む地域がある一方で、若者等の後継者流出により継続実施が危ぶまれる地域もあり、要件や手続きの緩和を含めた制度の改善を期待する。	

6 その他（特徴的な取組事例）

・甲賀市土山町鮎河　集落は全戸第二種兼業農家で平均耕作面積は４０～５０ａと小規模経営のため、集落一農場を目指して「農事組合法人すごいえぇのう鮎河」を平成１９年度に設立、地域農業の担い手として位置づけている。
農事組合法人は、高齢化などで営農が困難となった農家から、田植えや稲刈りなどの基幹作業を受託し、営農の継続を支援している。
また、大型機械を中心とした作業は、若手後継者が主となる一方、日々の水管理などは壮年、老年が分担することとして、全年齢層で安定した経営と農地保全に取り組んでいる。

・木之本町杉野　平成１４年に、協定農用地に隣接する約２．５ｈａの耕作放棄地で、４頭の和牛を放牧したところ、獣害の軽減にとても大きな効果があった。平成２０年度からは、和牛を２頭購入し、放牧とともに繁殖にも取り組んでいる。放牧地は、集落の憩いの場、子供たちの情操教育の場として活用している。

・大津市上仰木辻ヶ下　農村文化の伝承と創造をテーマにむらづくりを進めており、地元の仰木小学校と、稲作を通じて「作り・育て・食べる」といった食育に関する体験学習を実施。約１０ａの水田を学習用とし、春の田起こしから秋の収穫まで年間を通した一連の作業を、小学校の年間行事として位置づけている。

・東近江市北坂町　かつて地域で作られていた赤そばを特産品として位置づけ、約７０ａの作付けを実施。赤そばは、肥料がほとんどいらず、抑草効果があり、高齢者でも作付けしやすい、１１月頃に赤い花が咲くので、農地の保全管理と景観保全の両方に効果がある。地元商工会や観光協会とも連携し、地域の特産品として商品化を図っており、地域農業の活性化につながっている。

・高島市畑　「日本の棚田百選」に選ばれたことをきっかけに、棚田オーナー制度を取り入れ、農地の保全を図っている。田植え作業には２００人を超える参加があり、都市住民との交流で集落の活性化を図っている。

京都府最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	16								
(2) 協定数	500		【うち集落協定	498			個別協定	2	】
(3) 交付面積	5,128	ha	【対象農用地面積	6482	ha		交付面積率	79%	】
			【地目別面積内訳	田：	5055	ha	畑：	73	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	662,341	千円	【うち共同取組活動分：	492,150	千円		個人配分分：	168,636	千円】

（個別協定1555千円）

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		具体的な目標及び各年度毎の活動計画を立てることにより、協定参加者各人が集落の将来像の実現に向けて取り組むべき事項を明確に意識し、協定参加者が一体となって同じ目標に向かって活動を推進することができ、府及び市町村も、プランに基づき各協定の目標の進捗状況を把握し、的確に助言等を行うことができた。 その結果、５００協定のうち、４８７協定（９７％）で現時点で２１年度までの目標達成を見込んでおり、残り１３協定に対しては、府と市町村が集中的に助言等を行うことにより確実な目標達成を目指している。
		① 要指導・助言協定数 67 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 65 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 13 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定締結を契機として、「集落内の農地を絶対荒廃させてはならない」という意識を集落協定参加者が共有したことにより、「集落全体での農地保全」を促す効果があった。 また、中間年評価の際に実施した集落協定代表者へのアンケートでは、本制度に取り組んでいなかった場合、平成17～21年度の5年間に1,065ヘクタール（協定農用地の20.8%）の農地が耕作放棄されたとみる回答があった。 この面積は、府内耕作放棄地（2005年センサス2,615ha)の40%にも当たることから、本制度は耕作放棄地を防ぐ大きな効果を発揮していると言える。
		①交付金交付面積 5128【８】ha ② 農振農用地区域への編入面積 7 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 11 ha
	水路･農道等の管理活動	集落協定を対象としたアンケートでは、全協定の７割にあたる協定で、農地の方面や水路・農道等の共同管理活動の回数が、協定締結前より増えたと答えており、また例えば、台風等災害時の見回りや施設の老朽化のこまめな点検等のよりきめ細やかな共同管理活動が行われるようになる等、協定締結を契機として、協定参加者の共同管理活動に対する意識は確実に向上した。
		① 水路の管理延長 1979 km ② 道路の管理延長 1000 km

	多面的機能を増進する活動	農地の荒廃防止により、洪水や土砂流出の防止、地下水の涵養、自然環境や美しい景観の保全等、農業・農村が持つ多面的機能の維持に効果を発揮している（集落協定を対象としたアンケート調査でも全協定の８６％が効果があると回答）。 また、農業・農村が持つ多面的機能という視点への着目は、例えば、景観の鑑賞を目的とした都市農村交流や生態系保全学習や食育等での学校教育との連携を促し、さらにＣＳＲという観点からの企業の参画、NPO法人、ボランティア等の新たな連携を実現している集落協定も出てきている。
		①　周辺林地の下草刈り　157 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　5 ha
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	**農用地等保全マップ**	水路・農道等の保全箇所、修復箇所、注意を要する箇所等を視覚化・明確化することにより、管理作業の省力化、施設の新設、補修、改修等の年次的実施による作業の効率化等の効果があっただけでなく、協定参加者全体でマップの作成にあたったことで、集落共同管理の意識の向上が図られた。
	A要件	本制度が過疎化・高齢化の進行により、将来において農業生産活動の維持が困難となることを個々人が改めて認識し、機械・農作業の共同化、担い手育成等将来の持続的な農業生産活動のために集落全体での営農体制の整備につながった。 また、過疎化・高齢化の進行により協定集落内の人口が減少する中で、交付対象農地を持たない農家や非農家も含めた集落全体での取り組みの他、複数集落の連携、企業やNPO法人、ボランティア等との新たな連携の芽がでてきている。
		増加分（⑥以外） ①　機械・農作業の共同化　438 ha ②　高付加価値型農業の実践　44 ha ③　認定農業者の育成　49 人 ④　新規就農の確保　58 人 ⑤　担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）　80 ha ⑥　非農家・他集落等との連携　・非農家　88 戸 ・集落数　30 集落
	B要件	担い手育成を積極的に考えるようになる等、将来にわたって地域農業を考える体制が整備され、集落における農業生産活動に対する共同意識の強化が図られた
		増加分 ①　集落営農組織の育成　38 ha ②　担い手集積化　4 ha

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落マスタープランの策定、協定活動の実施、プランの進捗状況の確認及び検討を通じて、協定参加者間の話し合いが活発化し、集落の将来に対する危機感を共有化したことにより、課題解決に向けて集落が一体となり取り組む姿勢が促された。 さらに、交付対象農地を持たない農家や非農家、自治会等の地域組織等を協定活動に取り込むことにより、それらのものの集落への関心を喚起し、集落全体で地域運営を考える姿勢へと変わりつつある地域が出てくる等の効果があった。
	その他	本制度により、認定農業者への土地利用集積が進み、今後、集落の農業生産活動の中心を担う農業法人の設立により、集落の将来の農業生産活動の維持・発展のための素地を作ることができた。
		① 加算措置 ・ 規模拡大 23【1】ha ・ 土地利用調整 38 ha ・ 耕作放棄復旧 2 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 3 法人 （農業生産法人） 1 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中山間地域においては、高齢化・過疎化の進行により、担い手不足のみならず、集落自体の存続も危ぶまれており、平坦地も含めた農地等のすべてが、多面的な機能を担っている現状の中で、現行制度においては、傾斜農用地を対象に関連する農家のみによる協定に基づき取り組まれており、本来の意味での集落全体の取組みとなっていない。
(2) 交付金交付の効果等	過疎化・高齢化が進行し、集落内の人材不足が顕著となる中、複数集落による協定締結や協定活動における非農家等の多様な主体との連携を進めた協定においては、創意工夫のある取組を行い、先進的な成果をあげる一方、単独・小規模集落による協定では、農地の維持のための活動を超えた新たな思い切った取り組みに着手することが出来ない場合が多い。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落の将来像の実現に向け、協定集落は自らが策定した計画に基づき活動を推進し、行政は、助言という立場で、集落協定の着実な目標達成に向けて、後方的支援を行うという趣旨の本制度は、過疎化・高齢化が進む農村地域が創意工夫による地域の再生を進めていく取組みの先進的モデルであり、非常に有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	本制度は、集落全体で農地保全を考える枠組み、共同管理活動の活発化等、協定参加者の意識改革を図るとともに、多面的機能の視点の導入により、農業者以外の多様な主体の意識改革を少なからず進めるきっかけを作っており、有効である。

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		複数集落による協定締結や協定活動における多様な主体との連携を進めた協定ほど、体制整備要件を選択し、積極的な取組みを実施し、先進的な成果を挙げている傾向が強い。本制度が協定の広域化や非農家等多様な主体との連携を進めることの誘因となっていることからも、本制度は、今後、新たな対策を考えていく上での一つの視点を提示しており、有効である。
(4) その他協定締結による活動	**集落機能の活性化**	将来的な集落の維持に向けての集落内での連帯感の醸成、集落内外の多様な主体を取り込んで地域運営を考える姿勢への変化等をもたらした点で、本制度は非常に有効である。
	その他	本制度は、集落の将来の農業生産活動の維持・発展のため、協定参加者の意識の向上と体制整備に寄与しており、有効である。

5　総合評価結果(上記評価を踏まえ、A～Gで総合評価する)

総合評価	評価区分
農村部における過疎化・高齢化、担い手の減少が急速に進み、中山間地域の農地を守ることが非常に困難となる中で、条件不利な約5,000ヘクタールの農地が適切に管理され、耕作放棄地の発生防止が図られている。 特にこれらの点において、本制度の効果は非常に大きい。 さらに、集落機能の活性化、集落を超えた広域的な協定や協定活動における多様な主体との連携の促進、地域と行政の新たな在り方を提示する本制度の枠組みは、過疎化・高齢化が進む中山間地域における将来の農業生産活動・農村集落の維持に向け、効果を発揮するとともに、今後の同様の取組における先進的モデルとも言える。 また、中間年評価時のアンケート結果から、府内の全市町村及び９割を超える集落協定代表者が本制度の継続を望んでいることからも、本制度は大いに評価できる。 なお、次期対策においては、耕作条件の悪い谷間に点在する農地や平坦地も含めて対象農地とするなど、集落全体で集落内農地を守るという視点の導入や、協定の広域化や協定活動における非農家等、多様な主体との連携へ誘導する仕掛けが必要であると考えられ、将来の農業生産活動、集落の維持に向けた積極的な取組みを、一部の協定だけでなく、過疎化・高齢化が特に進んだ小規模な集落においても、行うことのできるような制度を期待する。	A

6　その他 (特徴的な取組事例)

別添のとおり (取組事例1：福知山市三岳集落協定、取組事例2：京丹後市久美浜町佐野甲集落協定)

特徴的な取組事例２

集落ぐるみの多面的機能発揮と担い手の育成

1　集落協定の概要

市町村・協定名	京都府福知山市三岳集落協定				
協定面積 ９４ha	田	畑	草地	採草放牧地	
	９０ha	４ha			
交付金額 1,698万円	個人配分			５０％	
	共同取組活動 ５０％	役員報酬		４％	
		研修会費		１０％	
		農地管理費		３％	
		鳥獣害防止対策費		１６％	
		共同利用機械購入費		６％	
		多面的機能増進活動費		４％	
		その他		７％	
協定参加者	農業者233人、農業生産法人１、その他（小学校・加工販売施設・宿泊施設）				
取組内容	協定の広域化と協定参加者の多角化				
主な効果	農家、非農家、地域内組織・施設の危機感を共有化することにより、連帯感や信頼感の強化を図り、また、地域内の地産地消の推進により、地区内資金（経済）循環を図った。				

2　集落概要

三岳地区は、福知山市北部、兵庫県豊岡市但東町に接し、三岳山（標高８３９.６m）の麓に点在する８つの集落により形成され、地域の中心となる国道４２６号と一級河川佐々木川が流れる中山間地域である。

協定は旧制度において８集落協定であった三岳地区による統合協定であり、戸数２６９戸（内農家１８１戸)、人口７１３人の過疎・高齢集落である。地域営農はみたけ農産有限会社（平成１７年設立）をはじめ、数人の個人担い手を中心に、多くの小規模個人農家による水稲経営が中心となっている。

地域内には上記農業法人、加工・販売施設「里の駅」、宿泊施設「三岳山の家」を有しており、高齢化の進む中、協力して集落の活性化に努めている。

集落の中心である三岳小学校も児童数の減少は著しいが、本交付金制度を活用し農業体験・河川探索等地域住民と一体となった教育をおこなっている。

3　協定概要

集落マスタープラン

集落営農組織を中心とした担い手への農地集積を進め、特産品目の工夫・開発による地産地消の取組を推進する。又、地産作物の栽培管理については、高齢者の社会参加・生きがい活動につながることを期待する。又、これらの営農に係る取組に併せ、地区内小学校等非農家組織と連携し、農を基調とした集落の未来デザインを創造し、その実現に向けた努力を続ける。

協定活動内容

農業生産活動等

農地・法面の管理
水路・農道の管理
有害鳥獣対策

農業生産活動の体制整備

地区内農業生産法人の支援
　地区内農業生産法人に対して、新規特産作物の試験的栽培を依頼。

離職就農者の確保
　Ｕターン者の確保のため、集落外に居住する地区出身者に就農意向調査を実施。

地区内加工・販売施設への支援
　加工・販売施設への設備支援を行う。

多面的機能増進活動

圃場体験・オーナー制度の実施
　地区内小学生による圃場体験
　椎茸栽培オーナー制度の実施

自然観察会
　公民館と連携し、小学生による地域内河川の源流探検を行う。

地域懇話会の開催
　中山間地域等直接支払制度の勉強会
　各集落の課題・取組の検討・発表会
　担い手・加工グループ・公民館組織等による意見発表会
　　等をテーマとした懇話会を定期に開催

4　主たる活動事例

地域懇話会

三岳の未来図画展

○地域懇話会　概要
H18年度 テーマ　三岳の未来は・・「中山間地域等直接支払」をとおして語り合おう
－制度を生かし「農」と地域社会に意欲とパワーを得たい！－
－田畑を守り、次世代に引き継ぐための活路を見出したい！－
H19年度 テーマ　三岳の未来は・・「中山間地域等直接支払」をとおして語り合おう
－「農」から三岳の未来を考える－
参加人員　７０名（地区内農家（担い手・生産法人）・非農家（消防団・小学校・公民館等）・加工・販売施設・宿泊施設　等）
懇話会趣旨　過疎・高齢化等の地区（集落）の課題を整理し、
「未来に向かって何をしておかねばならないか」
「今できることはなにか」
を見出し、地域社会が一つになって取組を進めるための懇話を重ねる。

○三岳の未来図画展
地区の将来を担う子どもたちが三岳の未来を描いた絵画展

○地区内施設・組織との連携
加工・販売施設　：　地域内農産物を利用
宿泊施設　：　〃
公民館　：　都市農村交流事業実施
小学校　：　未来図画展の開催
農家（担い手）　：　農産物供給

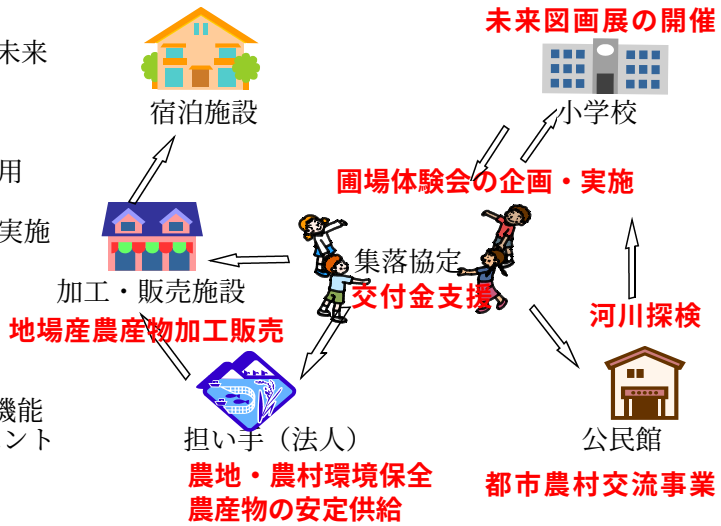

★ 協定が、企画コーディネート・マッチング機能を担い、担い手を中心とした農家が各種イベント実施のスタッフとなることを期待している。

5　直接支払以外の施策との関連等

京都府地域農場づくり事業
平成８年度より同事業に取り組み、複数集落（旧村）による営農体制づくりに取り組んできた。

6　直接支払に取り組んだ経緯とその成果

平成８年度～10年度の京都府新地域農場づくり事業に取り組んだ結果、地区内農家の協働意識を集落単位から旧村単位へと拡大させることができ、地区内全農家参加型組織を誕生させた。これについては平成１７年農業生産法人「みたけ農産有限会社」として再組織されている。
こういった意識変革により、新制度の施行に合わせ８集落協定の統合を行うことができた。
協定の統合により、鳥獣害防止柵の設置・荒廃農地防止活動等計画的に行うことができ、また、集落毎には困難であった地区内組織・施設への支援が可能になった。

集落ぐるみの多面的機能持続発揮と担い手の育成

１．集落協定の概要

市町村･協定名	京都府京丹後市久美浜町佐野甲（くみはまちょうさのこう）			
協定面積	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
23.7ha	水稲、黒大豆			
交付金額	個人配分			50.1%
306万円	共同取組活動（49.9%）	役員報酬		4.6%
		道・水路管理費		6.6%
		農地管理費		2.0%
		鳥獣被害防止対策費		2.6%
		多面的機能増進活動費		3.3%
		無人ヘリ防除委託費		15.6%
		その他		1.0%
		積立		14.2%
協定参加者	農業者　32人、水利組合（1組織）、農業生産法人(2組織)			

２．取組に至る経過

当集落では、イノシシ等の獣害による水稲被害が増加し、個々での対応が難しくなっていたため、地域内の非農家を含めた多様な団体の代表者による「中山間推進委員会」の設置を契機に話し合いを重ね、全区民へのアンケート等も実施し、「～かけがえのない私たちのふるさとを創る～」と掲げた成果集を作成し、集落の意識を高めるとともに活動方策を共有し、非農家を含めた集落全体での取組を図ることとした。

３．取組の内容

有害鳥獣対策としてレンタカウによる放牧に取り組むこととし、このレンタカウを利用し、地元の小学校等を対象に、レンタカウの目的や牛の生態等についての学習会を併せて開催している。

また、間伐材除去などの周辺林地の環境整備では、企業ボランティアを受入れ協働で作業を行っている。

さらに、平成18年から地元の小学校と連携して芋植えや、秋には収穫祭を行うなど多面的機能の発揮にも取り組んでいる。

レンタカウの活用による有害鳥獣対策

企業ボランティアと協働で周辺林地の環境管理

[集落の将来像]「かけがえのない私たちのふるさとを創る」
○　めざすべき方向　①　ふるさとの基盤を守る。創る。②　ふるさとの基盤を活かす。
③　潤いと安らぎのある。活気あるふるさと。

[将来像を実現するための活動目標]
○　集落コミュニティの増進の強化　○農地に隣接する道水路等の保全、管理
○　担い手への農地集積　○農地と山林部の隙間管理
○　有害鳥獣対策　○共同農業生産活動、生活環境づくり

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
（田23.7ha）
個別対応

水路・作業道の管理
農林道(約7km)、河川法面(10km)、年２回　草刈
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
（年2回及び随時）
共同取組活動

鳥獣害防止対策
レンタカウの活用、
バッファーゾーンの整備
捕獲柵、電気柵の設置・管理
周辺林地の草刈
共同取組活動

多面的機能増進活動

・学校教育との連携
・レンタカウ事業により区内子ども会と牛の学習会
・企業ボランティアを受入れ、協働して周辺林地の環境整備
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
（無人ヘリコプターの共同利用を23ha実施、目標23ha)
共同取組活動

担い手への農作業の委託
説明会(2回)
(認定農業者への農地集積
目標9ha(当初より2ha増))
共同取組活動

自然生態系を活かした学校教育等との連携(地元佐野小学校の生徒と芋掘り体験等の実施)
非農家・他集落等のと連携
（企業ボランティアや非農家等との協働作業）
共同取組活動

集落内外の非農家等との連携による集落の活性化

４．取組による変化と今後の課題等

非農家も含めた集落内の横断組織である中山間推進委員会が中心となり、集落全体の取組としての意識を共有し､子供や集落外住民との交流により集落の活性化が促された。また、自集落を客観的に認識をする機会となり、集落における人材育成や地域づくりに繋げることができた。今後は集落の高齢化が進行するなかで、認定農業者への農地集積を推進するとともに､非農家も含めた集落全体での農業生産活動を維持発展させていく。

[平成20年度までの主な成果]
○ 担い手への農地集積（当初7ha　目標9ha　H20実績8.9ha）
○ 機械・農作業の共同化（無人ヘリコプター共同防除）（当初18ha　目標23ha　H20実績23ha）
○ 有害鳥獣捕獲檻の製作と導入による設置・レンタカウの実施（集落内2ヶ所）
○ 学校教育との連携（収穫祭等への小学生の50人参加）
○ 企業ボランティアの受け入れ人数（当初0人　H20実績35人）

大阪府最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	1								
(2) 協定数	2		【うち集落協定	2			個別協定	0	】
(3) 交付面積	24.7	ha	【対象農用地面積	344.2	ha		交付面積率	7.2%	】
			【地目別面積内訳	田：	22.8	ha	畑：	1.9	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	4,007	千円	【うち共同取組活動分：	0	千円		個人配分分：	4,007	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等		
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止に効果があった。		
		① 要指導・助言協定数 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数	0 	協定 協定 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	集落で点検班を設置し定期的な点検を行うことで、農地法面の崩壊の未然防止に効果があった。		
		① 交付金交付面積 ② 農振農用地区域への編入面積 ③ 既耕作放棄地の復旧面積	24.7 	ha ha ha
	水路･農道等の管理活動	管理活動として、清掃、草刈り等を共同で行うことによって、集落全体での共同活動が活発になった。		
		① 水路の管理延長 ② 道路の管理延長	3 3	km km
	多面的機能を増進する活動	集落の特産物であるミカンの収穫体験農園を開設し、地域住民等との交流活動が活発になった。 【平成２０年度利用者数】 200人		
		① 周辺林地の下草刈り ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	 0.4746	ha ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	
	A要件	
		① 機械・農作業の共同化 ［　　］ha ② 高付加価値型農業の実践 ［　　］ha ③ 認定農業者の育成 ［　　］人 ④ 新規就農の確保 ［　　］人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） ［　　］ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 ［　　］戸 ・集落数 ［　　］集落
	B要件	
		① 集落営農組織の育成 ［　　］ha ② 担い手集積化 ［　　］ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	
	その他	
		① 加算措置 ・ 規模拡大 ［　　］ha ・ 土地利用調整 ［　　］ha ・ 耕作放棄復旧 ［　　］ha ・ 法人設立（特定農業法人） ［　　］法人 （農業生産法人） ［　　］法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	将来的な観点から考えると本府においては、高齢化により協定数・交付面積の維持について見通しが立たないため、「５年以上継続して農業生産活動を行う」という要件は見直されるべきである。
(2) 交付金交付の効果等	将来的な観点から考えると本府においては、高齢化により今後の営農継続について見通しが立たないため、営農意欲の増進のためにも交付金交付単価は見直されるべきである。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止に効果があったため、本制度は有効であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業者の高齢化により継続的な耕作・管理が難しくなっているが、集落全体での共同活動が活発になり、地域住民等との交流活動が活発になったため、本制度は有効であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
集落農業者の高齢化により新たな農業生産活動等は望めないものの、対策期間内は農家が一丸となって、荒廃農地が発生しないよう耕作できており、事業効果は認められる。	B
（備考）	

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	大阪府太子町山田（やまだ）集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
18.0 ha	17.4ha	0.6ha	0ha	0ha
交付金額	個人配分			100 %
298 万円	共同取組活動			%
	0 %			%
				%
				%
協定参加者	農業者86名			
取組内容	【共同活動・交流活動で耕作放棄を防止】 ・農地法面の崩壊の未然防止のため、集落で点検班を設置し定期的な点検を行った。 ・水路・農道の管理活動として、清掃、草刈り等を共同で行った。 ・集落の特産物であるミカンの収穫体験農園を開設し、地域住民等との交流活動を行った。【平成２０年度利用者数】100人			
主な効果	・農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止に効果があった。 ・農地法面の崩壊の未然防止に効果があった。 ・集落全体での共同活動が活発になった。 ・地域住民等との交流活動が活発になった。			

兵庫県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	21						
(2) 協定数	604	【うち集落協定	603		個別協定	1	】
(3) 交付面積	4,851 ha	【対象農用地面積	7,190 ha		交付面積率	67%	】
		【地目別面積内訳	田：	4,705 ha	畑：	88	ha】
			草地：	0 ha	採草放牧地：	58	ha】
(4) 交付金額	862,062 千円	【うち共同取組活動分：	500,874 千円		個人配分分：	360,874 千円】	
					(個別協定　314)		

2　交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		○協定参加者の意識向上 平成19年度中間年評価時の集落協定代表者アンケート（以下、「中間年評価アンケート」という）では、全協定の78%が協定締結を契機に、集落での話し合いが活発化したと答えており、協定参加者の意識が向上し、効果的な取組みが実施できたと考えられる。また、農林水産物の直売・加工・販売が始まった44協定のうち、24協定が「女性の意欲が向上した」としており、女性のむらづくりへの参画のきっかけとなっていると考えられる。 ○適切な時点での指導・助言による着実な活動推進 集落協定に５年間の活動計画を明記するため、中間年評価時、最終評価時のみでなく、毎年度行う実施状況の確認時等に、取り組みの進捗状況を確認することができ、適切な時点で集落に対する指導・助言が可能である。 なお、中間年評価時に指導・助言が必要であった69協定については、59協定が目標達成可能となっており、残り10協定については、平成21年度末までに目標を達成できるよう指導を行う。
		①　要指導・助言協定数　69 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　59 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　10 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	○協定地域での耕作放棄を防止 各市町においては、全体として耕作放棄地が増加している中、条件不利地である協定農用地においても高齢化や鳥獣害被害等により耕作放棄が懸念されていたが、全協定農用地4,851haで耕作放棄を完全に防止することができた。 個別協定（県内１協定）においても、農事組合法人が、集積した農地を利用して適切な営農を継続している。【①1.5ha】 中間年評価アンケートでは、1,132haの耕作放棄を防止できたとの回答があり、平成12～16年の5年間に兵庫県で増加した耕作放棄地面積800ha（農林業センサス2000,2005）と比較しても、その効果は非常に大きいものと判断できる。 平成20年度では、集落協定603協定のうち389協定が「鳥獣被害防止対策」に取り組んでおり、中間年評価アンケートでは、交付面積4,851haの約60% 2,797haの農地が、交付金を活用して整備された獣害防止柵等によって守られている。 兵庫県が実施した調査（H15）では、耕作放棄地の発生原因として鳥獣害による収益減を理由とする回答が46%もあり、鳥獣害被害対策、耕作放棄の防止に大きく寄与していると考えられる。 ○農業生産活動が拡大 20協定、13haが農用地区域に編入された。平成18年度と19年度で農用地（農地）面積が県全体で95ha減少する中で、この取組は効果があったと考えられる。また、既耕作放棄地の復旧面積は、14協定で17年度の1haから4haへと拡大した。引き続き指導を行うことにより、平成21年度の目標4.6haを達成する見込みである。
		①　交付金交付面積　4,851 ha ②　農振農用地区域への編入面積　13 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　4 ha

	水路･農道等の管理活動	<u>○水路・農道等管理活動が活発化</u> 　水路・農道等の農業用施設は農作業の根幹をなす施設であり、水利組合、農会等が制度開始以前から集落内で、共同もしくは分担して管理してきたが、中間年評価アンケートでは、当制度により共同活動の回数が増えるなど、活発化した協定が77%もあった。 <u>○将来を見据えた施設の整備が推進</u> 　平成20年度においては、440協定が交付金を活用し水路・農道の管理活動を行っている。そのうち113協定が水路の補修、農道の舗装などの整備にも交付金を充当（管理費全体の44%）していることから、維持管理に要するコストへの補填だけでなく、農業用施設の維持・更新により、今後も継続的な農業生産活動を行う基盤の整備に寄与していると考えられる。
		①　水路の管理延長　997 ㎞ ②　道路の管理延長　967 ㎞
	多面的機能を増進する活動	<u>○下草管理による多面的機能の増進と生産効率の向上</u> 　周辺林地の下草刈りについては、多面的機能を増進する活動では最も多い442協定、220haで取り組まれている。活動の結果、景観保全だけでなく鳥獣害防止、耕作放棄の防止につながるとともに、生産効率の向上にも寄与したとの報告があった。 <u>○集落、地域活動の活性化へ発展</u> 　但馬、淡路を中心とする248協定で「景観作物の植え付け」に取り組んでいる。農家だけでなく地域住民が参加する活動として、集落内の花壇や道路沿いに花卉の植栽を行う協定もある。また、まとまったほ場で営農に取組む協定では、生産調整の対象として、ヒマワリやソバを作付けし、花の開花時期に観光イベントの開催、ソバ打ち体験など都市と農村の交流に取組む協定も現れている。 　中間年評価アンケートでも、96%の協定が集落や地域活動の維持・活性化を促す効果があると回答している。市町からも、多面的機能に係る取組が機能増進だけでなく、農業生産効率の向上、鳥獣害の防止、あるいは地域住民全体での活動や都市農村交流等に広がったと報告されている。
		①　周辺林地の下草刈り　220 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　24 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地保全マップには、マスタープランに従って実施する水路・農道の補修箇所、鳥獣害防止対策の実施箇所や農作業の共同化、受委託等を行う対象農地を明記することになっている。集落の意思を具体化することによって、さらなる意識向上につながっている。
	A要件	取組項目では、「生産性・収益性向上に向けた機械・農作業の共同化」（152協定）、「担い手の育成に向けた農作業委託」（87協定）、「多面的機能の発揮に向けた非農家・他集落との連携」（85協定）の項目に取組む協定が多い。 ○生産性・収益性の向上 農作業機械の共同購入に交付金を充てることにより、労働時間を短縮し、農業機械への過剰投資を抑制して、生産性・収益性を向上することができた。機械・農作業の共同化については、目標面積356haに対し、375haで取り組まれており、多くの協定で効果的に実施された。 高付加価値型農業については、25協定で取り組まれ、目標の15haを超える22haで実践されており、収益性の向上につながっている。 ○積極的な担い手育成の推進 認定農業者の育成は、29協定で取り組まれ、目標の36人に対し、17年度当初の2人から31人へと増加した。新規就農の確保については、16協定で取り組まれ、目標の20人に対し、17年度当初の2人から14人へと増加した。また、担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）についても、100協定の目標面積242haに対し、17年度の11haから236haへと着実に実績をあげている。21年度末の目標は達成できる見込みであり、引き続き指導を進めていく。 ○非農家、他集落との連携活動の拡大 「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」については、集落内や地域に住む非農家(1,324戸)や他集落(８戸)との連携が進んでいる。地域全体としての活動の活性化に寄与している。
		① 機械・農作業の共同化 292 ha ② 高付加価値型農業の実践 20 ha ③ 認定農業者の育成 31 人 ④ 新規就農の確保 14 人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 170 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家・非対象農家 1,324 戸 ・集落数 8 集落
	B要件	○担い手への集積化が推進 集落を基礎とした営農組織の育成は31協定、担い手集積化は6協定となっており、集落全体として農業生産活動を継続しようとする意識が高いと思われる。 集落営農組織の育成については、目標面積216haに対し、17年度当初の4haから20年度の143haまで増加しており、引き続き21年度末の目標達成に向け指導を進めていく。なお、担い手集積化については、目標の61haを超える62haとなっており、着実に増加している。
		① 集落営農組織の育成 119 ha ② 担い手集積化 48 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	○集落機能が活性化 当制度に取組むための集落内での話し合いがきっかけになり、協定締結前と現在で何が変わったと感じますかというアンケートの問に対し、営農面以外で「住民との繋がりが深まった」「集落活動に対する住民の意識が高まった」とする回答が全回答の43%もあった。そのことから、当制度が、営農面だけでなく地域のコミュニティの活性化にも効果があると考えられる。
	その他	○生産意欲の向上 交付基準の高い加算措置に取り組む協定数は少なかった。しかし、規模拡大加算（２協定）の導入により既存の認定農業者の生産意欲が向上し、年々拡大するなど効果を上げている。土地利用調整（４協定）については、目標64haに対し41haとなっている。平成21年度末には目標達成見込みであるが、引き続き指導を進める。
		① 加算措置 ・ 規模拡大 3 ha ・ 土地利用調整 24 ha ・ 耕作放棄地復旧 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人 （農業生産法人） 0 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	○体制整備単価の取組が低迷 体制整備単価に取り組む面積は、平成20年度見込みで全面積4,851haの約50%（2,426ha）であった。しかし、協定数では全604協定のうち36%にあたる217協定となっており、水路・農道管理等の基礎単価の取組に比べ、体制整備単価に取り組む協定の割合は低い。また、全国の47%（19年度）と比べても極端に低い状況である。
(2) 交付金交付の効果等	○平成２２年度以降の集落活動の維持 本制度の実施により、中山間地域等の条件不利地域における耕作放棄地の発生が防止された。また、農業・農村が持つ多面的機能が確保されるとともに、地域の活性化にも多大な効果が認められた。しかしながら、中山間地域等では、過疎化、高齢化がますます進展し、一層厳しい状況となっている。さらに中山間地域間でも格差が生じていることから、平成２２年度以降こうした活動をいかに維持していくかが課題である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		担い手への農地・農作業の集積等の農業生産活動や、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備の方向性を明確にさせることで、協定参加者の意識付けができた。 また、段階的に目標を設定することにより、協定参加者による自己点検や、行政側の指導・助言を必要とする協定を把握し、取り組むことができることは有効であり、評価できる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		当制度に取り組むことで、参加者の意識が向上し、営農の継続、農業用施設の維持・管理など、基本的な事項についてはすべての協定において達成が見込まれている。耕作放棄の防止、農業生産活動の維持・拡大、地域の活性化等に大きな効果が見られ、評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		機械・作業の共同化、非農家、他集落等の連携が進んでいる。また、担い手の育成や農地集積についても、21年度中に達成見込みであり、制度の効果が見られ評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	農業生産活動を通じて、地域・集落の活性化に大きな効果があり、中山間地域の集落が抱える交通、医療、消防等のコミュニティの維持に関する課題の解決にもつながる制度としても有効であると考えられる。
	その他	農業生産活動のみでなく幅広い取組が可能であり、さらなる取り組みの展開を期待できる制度である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
当制度は、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の賃借権の設定や農作業受託等の農業生産活動の維持・拡大に効果がある。また、農道、水路等集落の環境整備や草刈り等の多面的機能を維持する活動は非農家等を含めた集落・地域全体のコミュニティを活性化する効果があり、大変有効である。 なお、中山間地域においても、生産基盤の状況や人口、高齢化率など地域間格差が存在し、取組に差が生じている。現在、住民全体で取り組んでいる水路・農道等管理、下草刈り等についても、今後集落営農など集団で取り組まざるを得ない状況もあることから、集落営農組織の育成等体制整備に積極的に取り組んでいくことが重要と考えられる。 したがって、地域に応じて、基礎単価を１０割単価とし、また、加算措置単価を増額する等交付金単価、算定基準を見直すことによりインセンティブを高めること、また、法制化等制度を恒久化することが制度の効果を一層高めるものと思われる。	A

6 その他 特徴的な取組事例）

有機野菜による特産加工品の開発

市町村・協定名	兵庫県宍粟市山田協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8.1 ha	8	0.1		
交付金額	個人配分			47 %
168 万円	共同取組活動 53 %	役員報酬		9 %
		イベント開催費		8 %
		鳥獣害防止対策費		30 %
		農道・水路管理費		6 %
協定参加者	農業者 44人			
取組内容	有機野菜を栽培し、その有機野菜を利用して完熟トマトを使った有機ケチャップや焼肉のタレ、コンニャク芋から作る刺身コンニャク、味噌などを作り販売している。 また、高齢化が深刻化する中で、棚田に貸し農園を設置し、棚田の保全活動やいも掘り体験、石垣祭りなどを通じて都市住民との交流を行っており、更に「棚田deおもろう会」を発足させ、農業体験や棚田登山による都市住民との交流を計画中である。			
主な効果	○農産加工グループによる有機野菜を利用した加工・販売：グループ員10人、ケチャップ900本、焼肉のタレ900本 ○貸し農園　1区画50㎡×63区画、いも掘り体験、山田石垣まつり			

「花菖蒲（紫陽花）まつり」で地域の活性化

市町村・協定名	兵庫県淡路市高山（たかやま）協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
47.4 ha	水稲			
交付金額	個人配分			50 %
995 万円	共同取組活動 59.7 %	役員報酬		7.1 %
		道・水路管理		8.6 %
		農地管理		29 %
		多面的機能増進活動費		9.3 %
		その他		0.5 %
		機械購入積立金		5.2 %
協定参加者	農業者61人			
取組内容	高山ふるさと村づくり推進協議会が花による地域おこしとして、ハナショウブ、アジサイ等の植栽を進めている。そして、「高山花菖蒲（紫陽花）まつり」を平成15年から開始。まつりでは、メダカのすくい取り、野点、有機米のおにぎり等が配布され、バレイショなど地場野菜やハナショウブの販売も行い、都市住民との交流を図っている。			
主な効果	○高山花菖蒲（紫陽花）まつりを開催し10日間で3000人参加 ○ハナショウブ・アジサイ等、花き類の植栽が増加 ○地域独自のイベント開催による活性化、農村交流			

集落営農組合の設立

市町村・協定名	兵庫県香美（ひょうご かみ）町新屋（にいや）協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15.7 ha	15.5	0.2	ー	ー
交付金額	個人配分	0%		
329 万円	共同取組活動 100%	・役員報酬		3%
		・農地管理費		8%
		・鳥獣害防止対策費		4%
		・道・水路管理費		2%
		・営農組合費等		83%
協定参加者	41人			
取組内容	集落では高齢化が進行しており、地域農業の担い手である新規就農者や定年帰農業者等の就農も見込みが立たない状況である。そこで、農業・農村の維持・保全の確保のため、第1期対策の時に2つあった協定を1つに統合し、集落営農組織を設立し、運営していくことを目的として協定を締結した。 その後、各関係機関等の協力を得て、平成18年6月に念願である集落営農組織を設立。集落営農組織の取組みとして協定農用地の作業受託を実施し、農機具の共同利用を図るため、当該事業の交付金を利用してコンバインを購入した。			
主な効果	○集落営農組織の設立（8年度） ○コンバインの購入（8年度） ○地区の旧集会所を利用して、営農組合の農機具倉庫として改築（9年度）			

奈良県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	14									
(2) 協定数	382		【うち集落協定	381				個別協定	1	】
(3) 交付面積	2,788	ha	【対象農用地面積	4,711	ha			交付面積率	59%	】
			【地目別面積内訳	田：	1,133	ha		畑：	1,655	ha】
				草地：	0	ha		採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	344,222	千円	【うち共同取組活動分：	209,377	千円			個人配分分：	134,724	千円】
									（個別協定121）	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		要指導・助言協定数６２の内、２３協定がＨ２１年度までに目標達成見込みであり、残り３９協定については引き続き指導助言が必要である。要指導・助言協定数は約４割減少している。
		①　要指導・助言協定数　62 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　23 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　39 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	本制度で交付金交付面積２，７８８ｈａが農地として維持保全が図られており、鳥獣害対策として防護柵等設置に共同で取り組むなどにより、被害回避ができ農家の営農意欲も向上し、耕作放棄防止に繋がっている。また０．４ｈａの既耕作放棄地の復旧が見られる。また地域内の農振白地については、制度効果の波及として実施期間中に農振農用地への編入も７ｈａみられた。制度実施地区外と比べて耕作放棄地の発生はなく、また防止に関する意識も高い。
		①　交付金交付面積　2788 ha ②　農振農用地区域への編入面積　7 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　0 ha
	水路･農道等の管理活動	水路の総管理延長は４８０ｋｍ、道路の総管理延長は６３０ｋｍとなっている。道路水路が適正に管理されることで、農地の機能保全、景観保持効果が見込まれる。１４市町村の内５市町村で管理活動の回数の増加がみられた。
		①　水路の管理延長　480 km ②　道路の管理延長　630 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りを１０８ha行うことで、耕地の林地化の防止、集落の景観保持、隣接農用地等への病害虫発生の防止、災害の抑制等の効果があると考えられる。棚田オーナー制度の実施、都市住民参加による景観作物の栽培、都市住民の農作業体験がおこなわれ、都市農村の交流が図られている。
		①　周辺林地の下草刈り　108 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　13 ha

<table>
<tr><td rowspan="5">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>取組事項を農用地等保全マップを活用して明確化することにより、農地法面、水路、農道等の補修・改良、営農基盤の整備、鳥獣害防止対策を実施すべき農用地等について明確化が図られると共に、計画的・効率的な事業展開を図ることができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>機械・農作業の共同化については、生産コストを下げるべく機械の共同化が進んでおり、最終年度には目標達成見込みであり、高付加価値型農業の実践については計画的に面積を増やし、最終年度に要件達成が見込める。認定農業者の育成により、認定を受けた農業者の集落の中での積極的な活動が見られ、新規就農の確保に努め、農作業技術の普及や就農に向けて研修等の支援により、新規就農が見込める。非農家・他集落との連携については計画を上回る非農家との活動が行われ、集落活性化の効果が現れている。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 163 ha
② 高付加価値型農業の実践 4 ha
③ 認定農業者の育成 37 人
④ 新規就農の確保 10 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 4 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 52 戸
・集落数 28 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>現時点で、集落営農組織の育成及び担い手への集積化に向けて推進中であり、最終年度には要件達成見込みである。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 0 ha
② 担い手集積化 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>・集落での話し合いが活性化し共同活動に対する意識が高まった。
また担い手確保の重要性や集落営農への関心が高まっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>耕作放棄の復旧においては、現在計画通りに復旧がなされており、作物の作付が行われている。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 ha
・ 土地利用調整 ha
・ 耕作放棄復旧 0.1 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 法人
（農業生産法人） 法人</td></tr>
</table>

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	協定参加者の高齢化への対応が必要であり、現実には、新規就農者や認定農業者の確保に課題を持っている協定が多い。将来にわたって集落を維持していくためには、新たな人材を確保することが必要不可欠であり、ＵＪＩターンによる新規就農者等を協定集落が確保しやすくなるような支援が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	取組活動への参加意識が高まり、耕作放棄の防止、地域活性化等に対し、一定の効果があったことが認められる。しかし、現状１農家当たりの共同活動の取組に対する交付額では、協定者による継続管理の実現性や離農の抑止効果については難しい。資金の大型化、重点配分について検討を要する。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		鳥獣害被害が深刻化している中で当制度を通して鳥獣害対策などを取ることにより集落の存続を図っている地域もある。5年間の活動計画に沿って取り組んでいるが、一部遅れているところもあるが、概ね目標達成されている。将来を見据えた集落の体制強化や、高齢化による耕作放棄地の発生防止については、今後も集落全体で方策の模索が引き続き必要と思われる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・当該制度の実施地区では、耕作放棄地となっていないこと、それに伴い周辺の林地の下草刈りや農地法面管理、水路・農道の管理が共同取組活動として実施されており、その効果があり評価できる。 「水路・農道等の管理活動」としては、対策以前より慣習的には行われているところもあったが、集落協定により明確化することで、営農意欲の持続向上や集落での農地保全意識の向上が図られたことも効果としてあげられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農地保全マップの活用により計画的な事業実施が成されるようになり、有効であった。　機械の共同化や作業の受委託により経費の節減、担い手の育成効果があり今後の生産活動の持続が見込まれ評価できる。しかしながら本制度の長期的な目標である自律的な農業集落への移行についは事業の継続が必要と考えられる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本事業をきっかけに、集落での話し合いの場が増えると共に、担い手確保の重要性の再確認、集落営農への関心の高まりの効果が見られ、有効であったと思われる。集落を超えた協定者間の交流を進めることで、より効果の高まりが期待される。しかし農産物の価格低迷により担い手の育成が思うように進んでいない。
	その他	耕作放棄の防止、農地の保全管理を行っていく上において有効な制度である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
（１）交付金交付の評価 ○耕作放棄防止活動、多面的機能維持活動等にかかる活動は概ね着実に実施されており一定の効果はあった。今後も継続的に活動が行われるためには制度の維持が必要である。一方、生産性の向上や担い手の育成等に係る活動は、農作業の共同化や認定農業者の育成等の取組が達成されない集落協定は見直しを行い、体制整備単価から基礎単価への移行調整を図った。 （２）制度の効果 ○集落での話し合い等が活発になってきて、共同活動、営農意欲の持続と向上を図るための大きなきっかけとなったこと、また農地の維持保全や農地の荒廃化を防いできたこと、さらには、農村集落環境の維持保全等に対する効果が発揮されたことなどから高い効果が得られたと考えられる。 （３）本制度の課題 ○協定参加者のⅠ・Ⅱ期（H12～H21：10年間）と経年経過もあることから、高齢な農業者により支えられている場合が多く、近い将来、担い手不足による農用地の維持が困難となってくると考えられる等意見もあり、集落協定参加者の農業者等の高齢化への対応の検討が必要。また、集落の地域資源を支える優良農地の持続のため、地域のリーダーとなる担い手等人材育成が課題だと言える。また本事業と他の事業をうまく組み合わせ多面的機能の維持活動、農道・水路等の保全管理の維持・継続への活動に、非農家（又は都市住民）等の参加が促進される仕組みづくりの検討が必要。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

・奈良県桜井市三谷協定
取組内容　　協定面積２．３ha、交付金額４６万円
【耕作放棄地の復旧】
耕作条件が不利なため、これまで放棄され、荒廃していた農地であるが、集落協定参加者による作業により、放棄地の復旧・解消がなされた。
主な効果
復旧した農地に作物作付を行うことにより、集落全体としての景観維持、農環境の良好化に寄与している。
また、協定農地内の一部に、赤そばを作付することにより、地域住民のみならず、都市住民の関心を得ることに成功している。

・奈良県御所市西佐味協定
取組内容　　協定面積１４ha、交付金額１４２万円
【集落で防ごう鳥獣害】
集落マスタープランに取組事項としてあげている鳥獣害対策について、イノシシの侵入防止柵設置を年次的に実施する。また、組織員が鳥獣害に対し理解を深めるため、学習会（講習会）を実施（受講）。
学習会　⑰モグラ対策講習会　⑲イノシシ被害とアライグマ対策・イノシシ対策
主な効果
⑰～⑳イノシシ侵入防止柵　　（Ｌ＝2,100m）、モグラ捕獲器、イノシシ捕獲檻６台　　アライグマ捕獲器２０台
事業費　６１９千円＊事業費はイノシシ以外の鳥獣害対策経費を含む。また、２１年度事業として、イノシシ侵入防止柵（Ｌ＝５００m）を予定。　事業内容　イノシシ・アライグマについては交付金で防止柵材料・イノシシ捕獲檻・アライグマ捕獲器を購入。なお檻・捕獲器の設置については有資格者である御所市猟友会にお願いし、有害獣対策を事業実施。事業成果　⑳アライグマ　９匹捕獲

奈良県御杖村菅野東集落協定
取組内容　　協定面積１３ha、交付金額１０３万円
「地域の農地は地域で守る」
・協定参加者全員による獣害防除柵設置・維持管理　　・遊休農地解消に向け１７０本の栗の植栽・小学校との連携による生き物調査・都市住民との田植え・収穫体験交流
主な効果
平成１８年集落営農組織（特定農業団体）を設立し、平成２３年を目標に法人化計画
組織内認定農業者の育成２名の目標に対し、平成２０年度に３名の認定農業者達成

和歌山県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	23								
(2) 協定数	664		【うち集落協定	658			個別協定	6	】
(3) 交付面積	11,991	ha	【対象農用地面積	20,365	ha		交付面積率	59%	】
			【地目別面積内訳	田：	1,114	ha	畑：	10,877	ha】
				草地：		ha	採草放牧地：		ha】
(4) 交付金額	1,346,638	千円	【うち共同取組活動分：	565,215	千円		個人配分分：	780,527	千円】
								(個別協定896千円)	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープランを作成したことにより、各協定事の将来像を向けた取り組みが定められ、集落全体が一体となっての内保全を図る井という共通認識が醸成された。 これにより、全体的に計画に沿った取り組みがなされており、地域の結束が強化され、集落協定参加者が協力することで、安定的かつ持続可能な農業生産活動が可能となる状態を保持することができており、効果が認められる。
		① 要指導・助言協定数 32 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 28 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 4 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	鳥獣害による生産意欲の減退は、耕作放棄となる大きな要因の一つであるが、交付金を活用し、防護柵を設置するなどの対策がなされ、耕作放棄防止に大きく貢献している。また、交付金を交付していない地域と比較し、交付対象農用地はほぼ耕作放棄地の発生が無く、適切に管理されており、本対策が耕作放棄の発生防止に大きく貢献していることから、評価できる。個別協定においては、作業の受委託が中心であるが、作業を受託し行うことで、耕作放棄防止に繋がっていると考えられる。
		① 交付金交付面積 11,991【10】ha ② 農振農用地区域への編入面積 28【 0】ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 0.2【 0】ha
	水路･農道等の管理活動	集落協定により、協定参加者が共同で水路、農道の管理を行うことで、地域のまとまり、また、農作業の効率も向上し、協定締結を機に、草刈りや清掃などの管理回数の増加が見られ、管理意識も高くなったことから効果が認められる。 個別協定の地域でも、管理が確実に実施されている。
		① 水路の管理延長 962 km ② 道路の管理延長 1,609【 0.6】km
	多面的機能を増進する活動	共同作業により周辺林地の下草刈り等の農地管理活動を実施している結果、景観の保全や、鳥獣害対策にも繋がっている。景観が保全されたことで、地域住民や観光資源に貢献するなど、多面的な効果が発揮されている。また、農作業体験イベントによる農村交流活動の実施や地元保育所、小学校教育活動に繋がっている事例も見られる。 個別協定の地域においても、周辺隣地の草刈りが行われており、環境保全や鳥獣害対策に繋がっている。
		① 周辺林地の下草刈り 219【 0.1】ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 4【 -】ha

<table>
<tr><td rowspan="3">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>保全する農用地等の明確化が図られ、持続的な農業生産活動を実施する上での基礎ができた。鳥獣害対策を実施する地区、農道、水路の改修や補修の必要箇所などが明確化され、計画的な目標達成に寄与している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>機械の共同化により、個人の負担が少なくすみ、営農に役立っている。
高付加価値型農業の実践としては、特別栽培、有機栽培の取り組み増加、マルチ栽培によるミカンの高品質化が図られている。また、地域の担い手となる認定農業者の増加にも寄与している。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 62 ha
② 高付加価値型農業の実践 78 ha
③ 認定農業者の育成 301 人
④ 新規就農の確保 17 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 1 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 56 戸
・集落数 2 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>集落営農の組織が新たに生まれるなど、着実な組織の育成に繋がっている。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 0 ha
② 担い手集積化 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>集落内での話し合いの機会が増え、集落内での相互扶助、地域共同意識が醸成され、集落や地域活動の維持・活性化を促す効果があったと考えられ、評価できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td></td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 1 ha
・ 土地利用調整 ha
・ 耕作放棄復旧 0 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 法人
（農業生産法人） 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	・５ヶ年事業であり、高齢者の多い集落では長期間となるため、取り組みを断念するケースがある。 ・高齢化が進む地域においては、活動者の多様化を図る必要がある。 ・事務の簡素化 【個別協定】：特に課題無し
(2)　交付金交付の効果等	・制度終了（交付金が無くなる）による活動の減速、終息。 ・本来のコスト格差是正（個人配分）部分と、集落共同活動部分の制度的分離。 ・交付単価について、田と畑で大きな差があり、畑単価の見直し（引き上げ）が望まれる。畑においても作物分類（傾斜果樹畑、普通畑等）を勘案した交付単価の仕分けが望まれる。 【個別協定】：特に課題無し

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランに沿って予定通り取り組まれており、着実に目標達成が見込まれる。 ・集落マスタープランについては、取り組むべき内容が明確化され、集落における共同活動の先導的な役割を果たしたものと考えられる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		集落全体で、住民同士の意思疎通が図られ、耕作放棄地の防止や農地の保全、農業用施設の維持が行われると共に、景観の保持や環境の保護など、地域への貢献がなされており、評価できる。 【個別協定】：集落協定と同様に、中山間における耕作放棄地の増加が問題となる中で、協定農用地については、確実に農地として保全できたことは評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		ミカンのマルチ栽培等、高付加価値型農業を目指した取り組みが行われており、意欲的な活動が見られている。地域にもよるが、担い手への農地集積（受委託）で耕作放棄地の防止が図られ、農地保全ができ、評価できる。 また、共同機械の利用など、全体で取り組むことによるコスト削減や、特産品を持つ地域、農業所得の高い地域などにおいては、取り組みが強化されている傾向がある。
(4) その他協定締結による活動	**集落機能の活性化**	本事業実施がきっかけとなり、集落内での話し合いが活発に行われ共同活動を通じて、集落内での相互扶助意識の醸成、集落機能の活性化に繋がったことから、評価できる。
	その他	地域での話し合いの回数が増えるなど、集落としての活性化や現状の維持に繋がった点で評価できる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
当制度に取り組んでいる集落では、耕作放棄地発生防止に効果があり、また、協定参加農家が地域で話し合う機会が増加したことや、共同活動を通じ、地域の一体感が醸成され、集落機能の向上、農地保全に繋がり、効果があったと考えられる。 しかし、高齢者の多い地域、小規模集落では活動の範囲が限られ、現状維持に止まる傾向が見られるなど、高齢化と担い手不足は深刻な状況にある。 そのため、耕作放棄地解消の取り組み後の営農の安定が確保されるまで、及び集落営農組織化への取り組みや、新規就農者を含む担い手の確保に対しても交付金の加算措置を執るなど、施策の継続と拡充が必要。	A

（備考）
本来、作物生産条件の不利な中山間地域の生産価格の保障という概念で始まった施策であり、地域活動経費（１／２）についても集落として使用に協定農家の中でも遠慮があり自由度がない。　個人補償と集落活動とを分離した施策とすることが望まれる。５年間という期間は長いため、高齢者においては最初の2～2年半、営農を継続すれば、その後耕作できなくなっても認めるなどの農家の高齢化への対応が望まれる。また、事務に不慣れな協定者が事務処理することとなるので、取扱事務を外部に委託するような費用を共同取り組みの中で認められるような制度の改正が望まれる。本事業で守られてきた中山間地域の持つ目に見えないメリット、機能性（水資源のかん養等）を踏まえ、他省庁とも連携し、現地に即した制度の改正、継続が望まれる。

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名：和歌山県海南市　海老谷
協定面積：23ha　協定参加者：農業者19名

＜取組内容＞
- 棚田オーナー制度の充実
- 高品質で安心・安全な農産物の生産
- 周辺集落との共同による鳥獣害対策の実施

＜主な効果＞
- 都市住民との交流による理域の活性化
- 高付加価値型農業
  （ミカンのマルチ栽培、ゆら早生等への改植の実践）
- 周辺3集落と共同で周辺林地界に獣害防護策の整備
- 認定農業者の育成

市町村・協定名：和歌山県田辺市　上秋津
協定面積：313ha　協定参加者：農業者279名

＜取組内容＞
- マルチ設置による高品質みかんの生産、減農薬栽培
- 集落内での捕獲体制整備（鳥獣害対策）
- 小学生の農業体験学習、地域イベントでのみかん、梅のPR

＜主な効果＞
- マルチ設置園、減農薬栽培面積の増加
- 捕獲者の増加等による鳥獣害被害の軽減

市町村・協定名：和歌山上富田町　小郷
協定面積：31．8ha　協定参加者：農業者30名

＜取組内容＞
- 未舗装農道の舗装
- 農業機械の共同利用
- 高品質ミカンへの改植
- 地元小学校との連携による体験農園の設置

＜主な効果＞
- 梅剪定枝粉砕機の共同化　6ha
- 高付加価値型農業の実践　0．6ha
- 多面的機能の発揮（小学校児童の体験農園の設置）

鳥取県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	654		【うち集落協定	642			個別協定	12	】
(3) 交付面積	7169	ha	【対象農用地面積	9524	ha		交付面積率	75.3%	】
			【地目別面積内訳	田：	6891	ha	畑：	270	ha】
				草地：		ha	採草放牧地：	8	ha】
(4) 交付金額	1008387	千円	【うち共同取組活動分：	521568	千円		個人配分分：	486819	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		協定参加者全員が情報を共有化することで、集落の現状・課題・問題点を把握し、将来像を話し合うことで効果的な計画を作成することができた。また、市町村の指導や関係機関の支援により、２１年度までに全ての集落協定について目標達成が見込まれている。
		①　要指導・助言協定数 221 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 221 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	高齢化等により農地管理ができない農地については、話し合いにより、集落協定内で作業の受委託、利用権設定の相手を探す等により耕作放棄地を発生させないようにしている。その結果、農振農用地区域への編入も倍増するなど、一定の効果がみられる。
		①　交付金交付面積 7169.6 ha ②　農振農用地区域への編入面積 25.8 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積 1 ha
	水路･農道等の管理活動	以前から行われてた定期的な管理とは別に、強風、豪雨後の見回り点検や管理作業、災害等による修理の迅速な対応、計画的に修繕を行うなど適切な維持管理が行えるようになった。また、耕作地周辺、水路の管理が行き届くようになり、水不足の回数が減ったり、簡易な補修については、協定内で講習会等を開催し、自分たちで補修している協定もあるなど、施設の保全に向けた活動が定着している。
		①　水路の管理延長 1531.5 km ②　道路の管理延長 1150.3 km
	多面的機能を増進する活動	多目的機能を増進する活動として周辺林地の下草刈りに66.6ha取り組まれ、周辺環境の保全・管理に対する意識が醸成されている。一方で都市農村交流については、地元負担も大きく、取り組みは低調である。
		①　周辺林地の下草刈り 66.6 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1.4 ha

<table>
<tr><td rowspan="5">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>水路補修、農道補修の箇所を保全マップに落とすことで集落全体の状況が把握でき、施設の修繕箇所、鳥獣害対策の必要位置、作業受委託の必要箇所等が明確になり年次的に効率的に実施できた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>「生産性・収益性の向上」では、機械・農作業の共同化が大部分の市町で取り組まれた。「高付加価値型農業」では、地場産農産物の加工・販売や減農薬・特別栽培米に取り組んでいる協定もある。新規就農者についてはわずかの増加だが、認定農業者については50名と19年度に比べて倍増し、担い手への農地集積も300ｈａとなった。また、非農家や他集落との連携にほとんどの市町村が取り組んでいるほか、学校教育との連携により農作業体験を行ったり生態系保全に取り組むなど、多面的機能の発揮のための活動も盛んになった。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 269 ha
② 高付加価値型農業の実践 32 ha
③ 認定農業者の育成 50 人
④ 新規就農の確保 3 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 117 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 973 戸
・集落数 71 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>集落協定者の高齢化により担い手不足が進むなかで、146.7haをカバーする面積で集落営農組織の立ち上げができており、目標達成に向け協定者の連帯意識が強まり、また、共同作業を行うことによる耕作放棄地の発生防止に繋がっている。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 102 ha
② 担い手集積化 43 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>集落内の話し合いが活発に行われ、農地を守るという意識が高まったことで、地域の祭やイベントなども活発となり、集落の連携、活性化が図られた。また、都市住民との交流を図っている集落や地場農産物の販売、学校教育との連携に取り組む協定においては、女性活動、世代間の交流が活発化している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>集落内での共同作業等の会合が活発になり、農作業共同化、担い手への集積、農作業委託の取り組みにつながった。特に担い手への利用権設定を促進するという流れが醸成された。また、法人設立への動きがみられた地域もあった。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 69.7 ha
・ 土地利用調整 19 ha
・ 耕作放棄復旧 0.5 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 2 法人
（農業生産法人） 1 法人</td></tr>
</table>

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	現場の農業者の高齢化が進む中で、事務手続きを含めた制度が煩雑となると制度理解が困難となる農業者が増えることが懸念される。高齢者でも取り組めるよう分かりやすい制度とすること、現在より条件等を制限することのないような制度設計が必要である。さらに、協定違反の場合の「協定農用地全てについて協定認定年度に遡って交付金の返還を求める」旨の規定が心理的圧迫となり制度取り組みの継続と推進に支障が生じることが予想される。このため。協定違反が生じた場合の遡及返還についての緩和措置が必要と思われる。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は各集落での共同作業や施設整備等に有効に活用されている一方、２期対策での制度の複雑化、事業実施に伴う会計処理の事務の煩雑さのため、集落役員、会計担当に係る事務的負担が大きい。この負担をできるだけ少なくするため、制度を簡素化すると共に、対象経費として、リーダー、会計担当への手当を交付金とは別枠で追加していただきたい。 また、集落の高齢化、リーダー不足のため、新たな集落全体の取りまとめ役等の養成が急務となっているため、地域の人材を育成するための経費を加算要件として交付金措置することも検討願いたい。 更に、活発な集落活動を推進するため、現在年度末の精算払いとなっている交付金の支払時期を、活動実施時期に合わせ、期中の概算払いについて御配慮いただきたい。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープランの作成により、集落の現況を把握することができ、長期的な将来像に向け短期的にどのような活動が必要なのかを検討し、具体的な年次計画に沿って活動することができた。また、将来担い手の不足が懸念される中、集落の農業生産活動を維持していこうという意欲が高まった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		この制度に取り組むことで各集落協定に責任感が生まれ、特に、耕作放棄防止（利用権設定、集落内での管理等）が図れた。また、耕作放棄地の防止活動、農道・水路等の管理活動を通じて集落内に、自主的に農地を守るという意識、農業生産活動を維持しようという意欲が高まり、農地の荒廃を防ぐことができた。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		自律的かつ継続的な農業生産活動の体制強化に取り組みながら、集落の将来像を描き、その実現に向けての第一歩を築くことができた。この動きを更に発展させていくことが、集落、農地を守ることに繋がると思われる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落の活性化や将来に向けた話し合いが行われることにより、集落活動に対する住民意識が高まり、その結果、集落内の連帯意識の向上、地域活動の復活・活性化等の効果が見られた。
	その他	規模拡大加算により、認定農業者への利用権設定の動き、また、集落営農組織化・法人化が加速されたところもみられた。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度は、本県の農業生産活動の基本となる農地の保全、共同作業の活発化、耕作放棄地の発生防止に大きく役立っている。集落アンケートにおいても、こうした制度がなければ2,000ha程度の農地が耕作放棄されるとの回答もあり、交付金を活用した多様な取り組みが効果を上げているものと思われる。今後は制度を簡素化するなどして、より集落が取り組みやすいものに改正され、平成22年度以降も継続実施されることが望ましい。	A

6 その他（特徴的な取組事例）

・集落全員でヤーコンと茶の栽培、加工に取り組む（八頭郡智頭町奥西）
　非農家を含む集落全員が協力してヤーコンの栽培と茶葉の摘取り作業を実施し、公民館で加工作業をしてヤーコン漬、ヤーコン茶、ほうじ茶を道の駅、コンビニ等で販売するなどして、耕作放棄地の防止と高付加価値型農業に取り組んでいる。

・清流遊YOU村へいらっしゃい（倉吉市小泉、米富）
　倉吉市最奥部にあって、集落による農地の共同管理に取り組み、「清流遊ＹＯＵ村」（渓流釣り場、ルアー・フライフィッシング、バーベキューハウス、農産物加工施設等）を運営し、都市・農村交流による地域の活性化に取り組んでいる。

・水田を利用した都市住民等との交流（西伯郡伯耆町小町）
　農道・水路の補修、鳥獣害対策を集落全体で実施するなか、協定農用地を鳥取大学医学部学生の体験農園として提供し、田植え、稲刈り、健康づくり教室等を一緒に行っている。また、水稲作付前の水田を利用して「どろんこソフトボール大会」を開催し、都市住民との交流に取り組んでいる。

（参考）中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果
A	おおいに評価できる
B	おおむね評価できる
C	やや評価できる
D	さほど評価できない
E	ほとんど評価できない
F	全く評価できない
G	その他

島根県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	20								
(2) 協定数	1,452		【うち集落協定	1,401			個別協定	51	】
(3) 交付面積	13,691	ha	【対象農用地面積	15,299	ha		交付面積率	89%	】
			【地目別面積内訳	田：	12,883	ha	畑：	391	ha】
				草地：	2	ha	採草放牧地：	418	ha】
(4) 交付金額	1,946,882	千円	【うち共同取組活動分：	1,194,585	千円		個人配分分：	718,258	千円】

2　交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		ほとんどの協定では、マスタープランに基づき、着実に取り組みが実施されている。要指導・助言とされた７４協定のうち、２１年度までに５４協定の目標達成が見込まれ、２０協定については、引き続き市町村による指導・助言を行っている。この２０協定においても目標達成に向けて継続的な活動を行っている。　また、マスタープランの作成・実行に取り組むことで、集落では以前より話合いの機会が増え、集落全体の将来を全員で考え、守っていこうという意識が高まり、農業生産以外の活動においても活性化に繋がっている。
		①　要指導・助言協定数　74 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　54 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　20 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定活動の対象となった農用地においては、確実に耕作放棄地の発生が抑制されている。中間年評価のアンケートからの推計では制度に取り組むことで約2,540haの耕作放棄地の発生が抑制されている。 協定集落では集落内での共同活動を通じて、適切な農用地管理が行われ、さらに協定活動により１１haの耕作放棄地が復旧されている。
		うち個別 ①　交付金交付面積　634　13,691 ha ②　農振農用地区域への編入面積　48 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　0　5.9 ha
	水路･農道等の管理活動	水路・農道の適切な管理が施されている。維持管理活動を集落ぐるみで実施することで、地域住民との交流、協力関係も深まり、景観の向上にもつながっている。
		うち個別 ①　水路の管理延長　8　6,799 km ②　道路の管理延長　7　4,941 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りにより、病害虫の発生を防止するとともに景観が保全されるている。景観美化への関心も高まってきている。草刈りを協定外の農家・非農家と共に行う集落もあり、協定外との結びつきにつながっている集落もある。 教育機関等と連携し農業体験を実施した協定、棚田オーナー制を実施しすることで、集落内にとどまらない効果を発揮している協定もある。
		うち個別 ①　周辺林地の下草刈り　0　976 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オ-　0　8 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農道・水路の補修、鳥獣害防止対策が着実に行われることにより、農業生産の継続・効率化が図られている。
	A要件	機械・農作業の共同化を実施する面積が協定前に比べ２．６倍（１，０１０ha→２，６６８ha）に増加、高付加価値型農業の実践も協定前の２．６倍（７２ha→１８５ha）増加するなど、生産性・収益の向上が図られている。 担い手への農地集積も協定前に比べ２倍（３７９ha→７７６ha)に増加しており、担い手の育成と集落内での役割分担が進んできている。 また、他集落と連携することにより１集落ではできない取り組みが可能となり、地域全体の活性化にもつながっている。 増加分（⑥以外） ① 機械・農作業の共同化 1,658 ha ② 高付加価値型農業の実践 113 ha ③ 認定農業者の育成 14 人 ④ 新規就農の確保 13 人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 397 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 722 戸 ・集落数 93 集落
	B要件	集落営農組織の育成は、実績面積が協定前に比べ２．３倍（２５７ha→５８５ha）、担い手集積化は１．９倍（３３２ha→６１７ha）と着実に取り組みがされている。 増加分 ① 集落営農組織の育成 328 ha ② 担い手集積化 285 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	地域の話合い回数が協定参加以前と比べ増加している。また話し合いの内容も活動内容、集落の将来像についてのものであり、自分の集落は自分で守っていこうと言う意識の形成につながっている。
	その他	中間年評価のアンケートによると、協定により話合いが活発化したと回答した協定が協定集落の８３％であった。また協定により、共同作業が活発化したと回答した協定も７８％であり、協定により話合いの機会が増えるとともに共同作業が活発になったことがうかがえる。 ① 加算措置 うち個別 ・ 規模拡大 19 276 ha ・ 土地利用調整 0 181 ha ・ 耕作放棄復旧 0 9 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 0 36 法人 （農業生産法人） 0 6 法人

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	本制度は、中山間地域における耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持、集落の活性化に大きな効果を発揮しているが、対象農用地はあるものの取り組めない集落も相当数存在している。 過疎化・高齢化が進行し、小規模・高齢化集落の増加が懸念されるなど、中山間地域の現状は厳しさを増しており、より幅広い対象が取り組めるよう改善した上で、平成２２年度以降においても継続して実施される必要がある。
(2)　交付金交付の効果等	集落協定においては、交付金の約６割が共同取組活動で使用されており、鳥獣防止策の設置、共同利用機械の整備や営農組織の育成をはじめとする集落の営農体制の整備に有効に活用されているが、２２年度以降の制度のあり方が不透明なことから、活動の継続、活動水準の維持を不安視する声がある。 また都市部に住む人々に対して、制度の効果のアピールが不足している。

4　評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープランを作成することで、自らの集落が将来どのような方向に向かうのか、何を目指して活動するべきか明確にでき、集落を守ろうという機運が高まっている。また、将来像や段階的な工程を考えることを通じて、目標や計画が明確化になったり、集落で共有されることから、農業生産活動の持続的実施にとどまらない集落活動の活性化をに繋がっている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		制度に取り組む地域においては、①耕作放棄地の発生を防止し、②農用地の持つ多面的機能を維持することに大きな効果を発揮している。 また協定活動を集落共同で実施することを通じ、集落としての一体感の醸成と農作業以外を含めた新たな取組への契機となり、集落の活性化にも寄与している。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		約８割の協定集落が体制整備に取り組み、一部で目標を達成することが困難な集落も存在するものの、ほとんどが目標に向けて、計画的な活動を行い集落の持続的な営農活動のための体制を整備した。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価のアンケートでは、協定集落の９割以上が集落の活性化に効果があったと回答しており、本制度への取り組みを通じて、話し合いと共同活動が従来より活発に行われるようになってきている。
	その他	集落営農発祥地と言われる島根県において、本制度は集落営農組織化の端緒となるなど、地域の営農活動の基礎的な部分を支える重要な機能を果たしている。 また、都市農村交流や非農家との連携活動を通じて、中山間地域農業に対する理解の促進に繋がっている。

5 総合評価

評価内容	区分
本制度は耕作放棄地の発生を抑止し、多面的機能を維持するとともに、地域の活性化にも大きな効果を発揮している。 市町村評価においても、２０市町村中の１５市町村（７５％）がＡ（おおいに評価できる）、５市町村がＢ（おおむね評価できる）と回答しており、制度の評価の高さが分かる、また制度の継続を強く求める意見が多い。 よって、平成２２年度以降も継続し、実施にあたっては、次の内容を検討する必要がある。 １．協定期間の柔軟化や面積要件の緩和など、多くの集落が取り組みやすい制度とすること ・対象農用地はあるものの本制度に取り組めない集落が相当数存在しており、これら集落の多くが、制度に取り組めない理由として「高齢化等により協定を５年間継続することが困難」をあげている。 ２.市町村の判断で独自の要件が設定できるなど、地域の実情や課題に応じた制度運用ができるようにすること。 ・中山間地域の現状や抱える課題は様々であり、本制度の成果を高めるためには、地域の実情や課題に応じた制度運用が必要である。 ３．長期的かつ安定的な制度とすること。 ・制度の実施期間を１０年に延長するなど、長期で安定した制度とすることで集落が長期的な展望をもった活動を行うことができる。 ４．高齢化が著しい集落などが取り組みやすくするため、市町村による集落サポートへの支援措置を講ずること。 ・市町村が協定集落の事務負担を軽減するための支援体制を整備する場合に推進交付金を拡充すること。 ５．都道府県及び市町村の財政負担と交付税措置に乖離があるため、負担の実態を適切に反映した地方交付税措置を講ずること。 ・交付金の都道府県及び市町村負担分については、一部が地方交付税に算入されているものの、交付実績が多い自治体ほど実質的な負担が増える結果となっている。	A

6　その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	島根県飯南町瀬戸協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10.2 ha	10.2			
交付金額	個人配分			%
180 万円	共同取組活動	農業生産活動に対する取組	100	%
	100 %			%
				%
				%
協定参加者	農業者８人、特定農業法人１法人			
取組内容	「地域の土地は地域で守っていく」 平成５年度において、集落の話し合いにより任意組合組織である「瀬戸営農組合」が設立され構成員による機械の共同利用、経営の合理化を図ってきた。 高齢化、後継者不足が予測される中、全ての農作業を共同化することを目標に引き続き話し合いを重ね、将来的には隣接の協定集落との統合による法人組織を見据えて平成２０年２月に農事組合法人「青雲」が設立され、集落の協定農地のほとんどが法人に集積された。			
主な効果	○法人の設立　特定農業法人　Ｈ１９実績　特定農業法人「晴雲」設立 ○農地の集積目標　９．５ｈａ　Ｈ２０実績　９．５ｈａ ○法人の初年度決算で従事分量配当６百万の実績があった。			

市町村協定名	島根県出雲市晩鐘営農組合			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
26.9 ha	6.5	20.4		
交付金額	個人配分		28	%
134 万円	共同取組活動	多面的機能増進活動	94	%
	72 %	農業生産活動	6	%
				%
				%
協定参加者	農業者１９人　非農業者５人　その他４人			
取組内容	毎年、晩鐘営農組合を中心とした「ひらたの柿まつり実行委員会」主催による「柿まつり」を行っている。集落の特産品である西条柿等の知名度向上や販売促進を図り、生産振興向上を目的に開催しており、開催経費の一部に中山間地域等直接支払交付金を活用している。			
主な効果	柿まつりの前売り券を市内に限らず広い範囲で販売しているため、柿まつりに来場する市外からの客も多く、都市部との交流に寄与している。また、西条柿の味覚を広くＰＲすることもでき、今後の販売促進の向上が期待できる。			

岡山県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	25								
(2) 協定数	1454	【うち集落協定	1444			個別協定	10	】
(3) 交付面積	11,402.8	ha	【対象農用地面積	19,089.2	ha	交付面積率	59.7%	】
	11,402.8		【地目別面積内訳	田：	10,828.9	ha	畑：	558.3	ha】
				草地：	11.3	ha	採草放牧地：	4.3	ha】
(4) 交付金額	1,611,549	千円	【うち共同取組活動分：	815,212	千円		個人配分分：	796,337	千円】
	1,611,549								

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		「集落マスタープラン」により地域の実態に応じた多様な活動内容が計画され、工程を明確化し取組の進捗を集落全体でチェック修正することにより、着実に成果を上げている。 現時点で、1,420協定（98%）とほとんどの集落協定等において計画に掲げた取組が実施される見込みであり、高い目標を設定した一部の集落協定等においては、進捗に遅れ等が見られるが、最終年度において確実に目標達成されるよう市町村との協力により指導・助言していく。
		① 要指導・助言協定数 110 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 76 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 34 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	1,454協定の11,403haの協定農用地において、各協定の取組事項に基づき、協定参加者が連携した農業生産活動等の取組によって、耕作放棄地の発生を防止している。 集落協定へのアンケート結果によると、制度による耕作放棄の発生防止効果については97%の協定でが効果があると回答している。さらに、制度に取り組まなかった場合、耕作放棄が発生すると考えている協定は87%に上り、協定参加者全体に耕作放棄を発生させないという意識が浸透している。 また、中山間地域等においては深刻な鳥獣被害が農業生産意欲の低下や耕作放棄地発生の要因となっており、平成20年度実績で1,445協定中934協定(65%)で鳥獣害防護柵の導入や、共同設置等より効果の高い対策に取り組み、被害の軽減が図られている。
		① 交付金交付面積 11,402.8 ha ② 農振農用地区域への編入面積 32.1 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 4.3 ha
	水路･農道等の管理活動	農業生産活動の継続に重要な水路・農道等の管理は、過疎化・高齢化の進行により困難となりつつあったが、協定への取組により、個人で行われていた管理が共同活動として線につながり管理の効率が高まった。また、Ⅱ期対策までの制度の継続によりこの共同作業は定着しつつある。 また、交付金を活用し、農道の簡易舗装や水路等の補修等が積極的に行われ、施設の長寿命化にもつながっている。
		① 水路の管理延長 2,848 km ② 道路の管理延長 2,478 km
	多面的機能を増進する活動	1，445協定、全ての協定で周辺林地の下草刈りや景観作物の作付け等がおこなわれ、農業生産環境はもとより、生活の場としての景観保全に対する意識も向上した。 アンケート結果でも、市町村、集落協定ともに約90%において、これらの活動に取り組む制度は多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると回答している。 保健休養機能を高める取組である棚田オーナー制度の実施や市民農園の開設、グリーンツーリズム等については、新たに取り組む協定は見られないが、従来から取り組まれている19協定で都市住民等との交流活動が展開されている。
		① 周辺林地の下草刈り 2,011.0 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0.4 ha

<table>
<tr><td rowspan="5">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>マップ作成を通じて、集落の現状の認識共有、取組の目標や重点的な管理・改善箇所の明確化等がされ、より効果的な取組が実施されている。
また、協定内の他者の農地の状況を気遣ったり、集落全体を共同で管理・保全していこうとする意識が高まっている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>自律的かつ継続的な農業生産活動等（体制整備単価）に取り組む協定は467協定であり協定全体の32%、協定面積ベースでは5,196haとなっている。
取組内容としては、機械・農作業の共同化や集落営農組織の育成、担い手への集積等が多く、A、B要件併せてそれらの取組が390協定（84%）、協定面積累計約4,200ha（81%）で取り組まれ、営農継続ができない農業者が出てきた場合の受け皿づくりが進んでいる。
また、高付加価値型農業の実践や地場農産物の加工・販売の取組は多くはないが、特産品育成に向けたパイロット的な試みも行われている。
高齢化が進行する中で、定年帰農者を中心として認定農業者の育成や新規就農者の確保による取組が見られている。
多面的機能の発揮のための取組としては、非農家・他集落等との連携が275協定と最も多く、都市住民との連携等の市町村を超えた取組にまでは至っていないものの、集落内や周辺集落等との連携によりコミュニティ活動の活性化に繋がっている。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 416 ha
② 高付加価値型農業の実践 2 ha
③ 認定農業者の育成 76 人
④ 新規就農の確保 29 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 59 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家、非対象農家 356 戸
・集落数 71 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>集落営農組織の育成、担い手集積化のいずれについても取組は少ない。
これらは、基幹３作業や５年の契約等の条件が設定されており、利用権や耕作の主体の本格的な移転を基本とした取組であるが、本県では、営農継続ができなくなった場合の受け皿づくりが中心で、利用権の移転や農作業の委託が進む速度も遅いことから、５年の協定での要件として選択されるケースは限られている。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 31 ha
② 担い手集積化 26 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>集落協定の活動として、集落の将来像や取組について活発な話し合いが行われたことによって、住民の絆や地域の連帯が図られている。また、農業生産活動以外でも、地域の伝統行事や様々なコミュニティ活動が活発となり、子どもや老人、若者等との世代間交流が図れるようになってきている。
集落協定へのアンケート結果によると、集落協定の96%が集落や地域の活動の維持・活性化を高める効果があると回答している。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>規模拡大等の加算を活用した取組は、A，B要件の取組と連携して50協定で実施されている。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 46.2 ha
・ 土地利用調整 17.8 ha
・ 耕作放棄復旧 6.0 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 1 法人
（農業生産法人） 1 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	本県では、集落協定等締結数は多いものの交付金交付面積率が低く体制整備の取組も全協定の1/3に止まっている。また、１集落協定当たりの規模は８ha、15人と小さい。制度の活用の拡大や体制整備の取組の増加を図るためには、集落の統合や他地域との連携などによる集落機能の強化が課題となる。
(2)　交付金交付の効果等	現対策における取組はほとんどの協定において目標を達成できる見込みであるが、体制整備の取組については集落営農への組織化等、レベルアップを図るため引き続き支援が必要である。 体制整備の取組で成果の上がっている集落等でも地域の高齢化・過疎化の進行による将来への不安があり、担い手の育成確保とともに、他地域や他業種等との連携を検討する必要がある。 協定のリーダー等の高齢化により、事務処理（事業の経理・申請・報告や税務対応等）の煩雑さが協定集落運営上の課題となっている。 ５年間の農地保全等の要件は、高齢化の進行している地域では、営農の継続に不安のある農業者の協定不参加等により制度の効果発現にマイナス面も見られている。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		地縁的性格の強い集団に対して、一定の目的のもとまとまりある取組が行われるよう誘導するものとなっており、集落機能を高める上で極めて有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		耕作放棄地を発生させない強い意識付けにより利用権設定等の調整が円滑に行われるとともに、道水路管理等の共同活動が定着化しつつあり、集落機能の強化に極めて有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		話し合いをもとに、集落内や周辺集落との連携による体制整備に向けた様々な取組が展開されており、その中でも集落営農への取組気運が高まるなど地域の意識の醸成にたいへん有効である。また、さらなるステップアップや地域課題の改善に向けた取組について前向きに検討している集落もある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落の活性化についてはこの対策は有効であるが、傾斜区分により交付対象が決定され、集落内の限定的な取組となるため、集落のまとまりが妨げられるなど効果が十分に発揮されない場合もある。
	その他	加算については、基礎、体制整備等の取組要件に加えてさらなる要件も問われることとなるため、複雑さから取組が進んでいない。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
現対策に取り組む協定のほとんどが、取組目標を達成する見込みであり、耕作放棄地発生の防止はもとより、集落営農や担い手への農地集積等の農業生産活動の体制整備や集落の活性化などに効果が認められている。これは、本制度が地域の実情に併せて様々な取組が可能であることから、協定集落の大多数が有効な制度として支持しており評価できる。 しかし、制度は５年の対策として期間が限定されているため、体制整備に対策の途中から取り組む場合では、目標達成までの期間が短く成果が得られにくいことから、協定締結から５年の取組支援の期間が確保されることが必要である。 また、現対策では集落営農等や担い手への集積が進んできているが、集落内で担い手の確保ができない地区もあり、集落機能の維持強化には地域外等との連携を支援する体制づくりも必要となる。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

Ａ：機械･農作業の共同化

①高梁市　前北・後北39人　　17ha　　309万円
H20　３集落協定で、平川北都営農組合設立

１集落では規模が小さいため隣接集落連携で、農業生産コストの低減と農地の保全を行う主体として、営農組合を設立した。

● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携

② 新見市　川南集12人　　11ha　　202万円
H19　営農組合「川南え～の～」設立
収益性より、農地の保全管理の主体とし

● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携

Ａ：高付加価値型農業の実践

① 津山市上田邑丸林13人　　3ha　　61万円

津山圏域地元産小麦普及促進協議会と連携して地元産小麦の生産

H20生産実績　田邑 4ha
H21は他地区へも拡大　6ha作付け
ＪＡ出荷　→　全農　→　製粉　→　地元業者
（菓子､製麺､ﾗｰﾒﾝ等に利用）

● 水田経営所得安定対策等との連携

② 鏡野町　美土地7人　　5ha　　97万円

県下屈指の花き(ﾘﾝﾄﾞｳ)産地で、生産性が高く品質のよい岡山ｵﾘｼﾞﾅﾙを始めとする優良品種への転換、生産拡大を目指している。

H17 →　　目標H21：1.8ha
特に、優良品種への転換が進んでいる。

Ａ：地場農産物等の加工･販売

① 美咲町　境集落　49人　　48ha　　1，006万円
地元のそば粉にこだわった棚田のそば屋「赤そば亭」を中心として観光客などにそばを提供するとともに、そば祭りなどのイベントを通じて都市住民等との交流を行っている。

Ｂ：集落を基礎とした営農組織の育成

① 久米南町　北庄西44人　　42ha　　872万円
H18　営農組合設立、
直払の助成金で運営費に補填
（農）北庄ファーム
法人化とともに、利用権設定や収益性の高い新規作物（タマネギ・広島菜等）を導入し助成金に頼らない経営を目指している。

● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携

Ｂ：担い手への集積

① 奈義町　西原集51人　　32ha　　407万円
H17　農業生産基盤の保全と生産性の向上を目的に農事組合
H20　特定農業法人として認定され、広く地域農業の担い手として農地の集積に取り組む。今後集落外にも活動範囲を拡大していく予定。

● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携

その他

① 真庭市 田羽根、見明戸1234
60人　　41ha　　462万円
特定法人となり農業参入している企業を、新たな地域農業の担い手として受入

H20生産実績　　青大豆　3ha　　水稲　0.5ha

● 企業の農業参入促進事業等との連携

② 吉備中央町　馬4 15人　　6ha　　127万円

メダカの里づくりとして、休耕田２ヶ所にビオトープを設置し地元小学校と連携してメダカの放流や自然観察会を行い、子どもたちに地域の自然や環境の保護の大切さを伝えている。

広島県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	1,527		【うち集落協定	1,459			個別協定	68	
(3) 交付面積	19,907	ha	【対象農用地面積	30,462	ha		交付面積率	65%	
			【地目別面積内訳	田：	18,999	ha	畑：	896	ha
				草地：	11	ha	採草放牧地：	0.1	ha
(4) 交付金額	2,627,245	千円	【うち共同取組活動分：	1,597,524	千円		個人配分分：	1,017,228	千円

2　交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランにおいて，「集落の将来像」，「5年間で達成する目標」，「各年度ごとの目標」を定め，総会等で進捗状況を確認しながら取り組むことで，集落での話合いが活性化するとともに，農業生産活動などの集落活動が計画的に実施された。 また，中間評価において，199集落が「引き続き指導・助言が必要」とされたが，H21年度で目標達成が見込まれる。
		①　要指導・助言協定数　199 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　199 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	①　16市町，17,973haで耕作放棄の防止等の活動が実施された。 ②　3市町，39.3haの農地が新たに協定面積に組み入れられた。 ③　10市町，894haで鳥獣害防止活動が取組まれた。 ④　既耕作放棄地の復旧は2市町，2haで取組まれた。
		①　交付金交付面積　19,907 ha【913ha】 ②　農振農用地区域への編入面積（新たな協定面積の組み入れ）　97 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　0.1 ha ④　鳥獣害防止面積　894
	水路･農道等の管理活動	集落協定では，水路2,891㎞，農道4,367㎞を対象に，個別協定では，水路8㎞，農道5㎞を対象に，清掃・点検・修繕等が実施され，農業用施設が適切に維持・管理された。
		①　水路の管理延長　4,367 ㎞　【8㎞】 ②　道路の管理延長　2,891 ㎞　【5㎞】
	多面的機能を増進する活動	集落協定では全ての市町，1,880.5haで，個別協定では3市町，2.6haで，多面的機能を増進する活動として，周辺林地の下草刈りを実施し，病虫害の発生防止，鳥獣害（イノシシ）防止，集落の景観形成に効果があった。 また，9市町の集落協定では，13.1haで市民農園や棚田オーナー制度等に取組み，都市住民との交流が促進された。
		①　周辺林地の下草刈り　1,880.5 ha　【2.6ha】 ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　13.1 ha

<table>
<tr><td rowspan="3">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>農用地等保全マップの作成に当たり，協定内での話し合いを通じて農用地等の管理状況を集落全体で認識し，ため池の管理，道路・水路の修繕や鳥獣害防護柵の計画的な設置及び担い手に集積する農地の明確化に役立った。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>①機械・農作業の共同化については12市町，2,528.9haにおいて取組まれ，省力化・経費節減がなされた。
②高付加価値型農業の実践については9市町，8.2haにおいて，減農薬栽培や新品種の導入等が取組まれ，産地のブランド化がなされた。
③認定農業者の育成については10市町，93人の育成（うち個別協定1人）がなされた。
④新規就農の確保については8市町で，11人が新規就農した。
⑤担い手への農地集積（農作業受託を含む）については１１市町，452.3haの農地が担い手等に集積された。
⑥非農家との連携については12市町において，781戸の非農家が協定に参加し，農業者との連携を図った。
⑦　他集落との連携については10市町，299協定が連携して活動を行った。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 377.2 ha
② 高付加価値型農業の実践 16.3 ha
③ 認定農業者の育成 70 人 【1人】
④ 新規就農の確保 11 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 213 ha
⑥ 非農家との連携 ・非農家 618 戸
⑦ 他集落等との連携 ・集落数 326 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>①　集落営農組織の育成は11市町，645.4haで取組まれ，これを契機に集落法人の設立が増加した。本県では，当制度の実施地域において，平成12年度からの5年間で53法人が，平成17年度から平成21年3月末までに8法人が設立 された（計134法人）。
②　担い手への農地の集積は10市町，2,753.7haで集落法人等への農地の集積が進み，担い手への規模拡大に効果があった。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 247 ha
② 担い手集積化 457 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>当制度に取組み，協定締結を行うことで，締結前に比べ，集落の将来等について話し合う機会が増加し，さらに共同活動を行うことで，集落活動に対する住民意識の向上や住民同士のつながりが深まる等集落の活性化が図られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>①規模拡大加算は，集落協定では10市町，873haで，個別協定では4市町，89haで取組まれ，集落法人・認定農業者等の規模拡大が図られた。
②土地利用調整加算は4市町，162haで取組まれ，利用権設定等，協定内農地が流動化した。
③耕作放棄地復旧加算は2市町，2haで取組まれた。
④特定農業法人設立加算は10市町，53法人（63協定）で取組まれ，集落法人を推進する本県にとって現在設立している法人数（157法人）の約3割を占めた。また，平成17年度から21年度の間に設立された集落法人（91法人）の約6割を占めている。
⑤　農業生産法人設立加算は2市，5法人で取組まれた。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 873 ha 【89ha】
・ 土地利用調整 162 ha
・ 耕作放棄復旧 2 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 54 法人
（農業生産法人） 5 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	当制度では，返還条件が厳しいことなどから，集落協定は交付金の対象となる農用地の範囲で締結されているものがほとんどであり，協定活動が集落全体のものになっていない。 　本県では，集落全体の農地を面的に集積し営農していく集落法人を推進しており，現在，当制度を活用し設立された法人は134法人であるが，一層，設立が加速化するよう協定活動等に対する支援が必要となっている。
(2)　交付金交付の効果等	集落の過疎化・高齢化の急速な進行に伴い，農地の維持管理等の労働力が不足していることから，引き続き，条件不利地域における農業生産活動を維持しながら，集落全体で，農地の面的集積を通じた担い手育成に向けた取り組みを，一層，進めていく必要があるが，集落の実態は各都道府県・市町村で異なっており，全国一律の要件では事業の効果的な実施が難しい。 　樹園地については畑として区分されているが，要件や交付単価が実態とあっていない。

4　評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランで，集落の将来像の実現に向けた5年間の工程表を設けることで，活動内容・目標達成に向けた計画的な活動がなされ，市町から集落に対し，年度ごとに的確に指導・助言できた。中間年で「引き続き指導・助言が必要」とされた集落も，最終年には目標達成される見込であり，集落の将来像に向けた取り組みを行う上で，当制度の役割は大きい。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		過疎・高齢化に伴う担い手不足，鳥獣害の増加に伴う耕作意欲の減退等個々では解決できなかった問題を，集落合意に基づく協定締結を契機に，集落法人等への農地集積や鳥獣害対策として集落全体を囲う防護柵の設置，水路・農道の定期的な維持・管理等の実施が可能となり，農業生産活動を続くけていく上で，当制度の果たす役割は大きい。 　また，個別協定においても，周辺農家の理解や協力の契機となり，規模拡大や集落環境の保全に対して大きな役割を担った。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農用地保全マップは集落全体の状況を捉える基となり，これに基づいた集落の話し合いを通じて，問題の明確化，解決方策の検討につながるなど農業生産活動の基礎になったと評価できる。 　また，A要件のうちの生産性・収益性の向上，担い手の育成に取組むことで，集落法人の設立や担い手への農地集積が図られた。 　また，多面的機能の発揮に取組んだ集落では，訪れる人が増えるなど集落の活性化に効果があった。 　B要件の集落を基礎とした営農組織の育成においては，集落自らが集落の農地を守る集落法人の設立が促進され，最も効果があった。 　認定農業者等が規模拡大による経費節減等経営改善をする上で，協定（個別協定）は，大きな役割を担った。
(4) その他協定締結による活動	**集落機能の活性化**	当制度を実施し，目標を達成するため，様々な活動がなされ，農地保全や農地の多面的機能は維持されたが，それ以上に，総会や会合といった話し合いの場，共同で取組みことから生じた連帯感や相互扶助の精神，集落自らが考え問題を解決するという自立心や集落の連帯感の醸成に寄与した。
	その他	集落法人の設立や規模拡大を推進していくうえで，加算措置の役割は大きく，インセンティブの付与に効果があった。 　また，個別協定においても，規模拡大加算の取り組みにより，認定農業者等への規模拡大の推進に役立った。

5 総合評価

評価内容	区分
１　基礎部分の評価 　中山間地域では，過疎・高齢化による担い手の不足，鳥獣害被害や耕作放棄地の増加等が進む中，個々の農家に任されていたこれらの問題を解決し，農業生産活動の維持や農用地の保全を行うため，協定の話し合いを基にした合意形成と協定の締結を通じて，集落全体の問題と捉え，当制度に取組んだ。 　この結果，集落の将来像に向けた課題解決を図るため，各協定集落で，集落法人の設立や集落全体を囲む防護柵の設置，担い手への農地集積・作業委託が促進されるなど，集落が自立した取り組みを行う契機となり，農業生産活動の維持という面で評価できる。 　また，上記，話し合いや共同取組活動の実施を通じて，地域のコミュニケーションも増加し，相互扶助の精神や団結力・連帯感が醸成され，集落機能の維持・発展にも効果があり，地域自治能力（集落機能）の向上においても大きな役割を担った。 ２　体制の整備部分の評価 　過疎・高齢化・担い手不足といった農業の問題を抱える本県においては，「持続的で継承可能な担い手の育成」が課題となっており，その解決策として，集落法人設立を進めている。そのなかで，当制度の体制整備単価の取組活動は中山間地域に集落法人設立の契機となった。 　体制整備単価の設定がなかった1期目（H12～16）の5年間で53法人の設立だったものが，体制整備単価ができた2期目からは，4年間で81法人の設立となり高い効果が見られた。 　また，　2期目に設立した法人の約６割に当たる56法人（特定農業法人設立加算54法人，農業生産法人設立加算2法人）が法人設立加算を活用し法人設立を行った。 　さらに，本県で今までに設立された集落法人（157法人）のうち約9割に当たる142法人が本制度を活用し，そのうち59法人が規模拡大加算を活用し規模拡大を図るなど，集落法人の設立・規模拡大に高い効果が発揮されている。 　このことから，当制度の成果を高く評価するとともに，その支援措置となる加算措置も高く評価するものであり，集落単位での農地の流動化・法人設立くうえでも，本制度は重要であり，今後の事業継続を希望するものである。 ３　その他 　本県では，急傾斜地が多く，谷すじ等で地形が入り組んでまとまりのある農用地が少ないことや，過疎・高齢化により，対象農用地面積に占める交付実績面積の割合（65%）は，全国平均（82%）と比べて低かった。	A

6　その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	広島県東広島市福富町郷谷集落協定				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
32 ha	32ha				
交付金額	個人配分			0	%
559 万円	共同取組活動	農業生産活動等の体制整備に向けた活動		38	%
	100 %	鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管		45	%
		多面的機能		17	%
					%
協定参加者	農業者42人，農事組合法人（竹仁の郷）				
取組内容	【風の香と土の温もり星降る豊かな郷を目指して】 法面の草刈り作業の軽減と法面を利用した景観美化に，シバザクラの植栽を河川・農道沿いの農地法面に，現在までに7,000㎡ほど実施をした。 平成19年に農事組合法人を設立し、法人経営により作業の省力化を図った。また、キャベツやカボチャ等の園芸作物を導入し，経営の高度化、所得の向上を目指している。				
主な効果	・特定農業法人設立（平成19年11月） ・法人経営により園芸作物を導入（キャベツ目標2ha、H20実績1.5ha、カボチャ目標0.7ha、H20実績0.7ha） ・協定面積32haのうち31haの水田を法人に集積（目標6.5ha、H20実績30.9ｈａ） ・イノシシ防護柵設置による農作物被害軽減（目標3km、H20実績2.5km）				

市町村協定名	広島県尾道市瀬戸田町高根協定				
協定面積	田	畑（かんきつ類）	草地	採草放牧地	
88 ha		88ha			
交付金額	個人配分			0	%
10,139 万円	共同取組活動	農地・農道水路管理費（補修・改良含む）		85	%
	100 %	鳥獣被害防止対策費		2	%
		研修会費等		13	%
					%
協定参加者	農業者105人，非農業者82人				
取組内容	【柑橘の島を守るために】 平成１７年度から当制度の取組みを開始したところであるが、これまでに、島内の農業者と非農業者が連携し、水路・農道の維持管理を行うとともに，深刻化するイノシシ被害対策として延長１５kmの防護柵を設置するなど、農業生産活動の安定を図ってきた。また、新品種導入により高品質・高付加価値果実生産に取組むとともに、担い手対策として認定農業者の育成を推進し、新たに4名を確保したきたところである。				
主な効果	・イノシシ防護柵設置による農作物被害軽減（設置延長１５km） ・高付加価値型農業の実践 新品種導入　（当初：0ha　目標：1ha　H20実績：4.3ha） ・認定農業者の育成（当初：１４人　目標：１７人　Ｈ２０実績：１８人）				

山口県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	18								
(2) 協定数	926		【うち集落協定	915			個別協定	11	】
(3) 交付面積	12,573	ha	【対象農用地面積	18,998	ha		交付面積率	66%	】
			【地目別面積内訳	田：	12,181	ha	畑：	383	ha】
				草地：	8	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	1,553,802	千円	【うち共同取組活動分：	885,513	千円		個人配分分：	668,289	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランを作成することにより、集落の現状、課題が把握でき、将来の目標が明確になった。また、それらを協定参加者が共有できている。さらに、協定活動に関して、５年間の行程表に即して計画的にステップアップが図られている。 中間年評価において、指導・助言が必要な協定も全て21年度までに目標達成が見込まれる。
		① 要指導・助言協定数 29 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 29 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	制度の対象農用地の66%の12,573ha（集落協定12,473ha、個別協定100ha）で、協定が締結され、協定に基づいて協力して行う農業生産活動等（「農地の法面管理」、「鳥獣害防止対策」、「賃借権設定・農作業の委託」等）により、農地保全が図られている。 また、0.9haの既耕作放棄地の復旧された。
		① 交付金交付面積 12,573 ha ② 農振農用地区域への編入面積 49 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 0.9 ha
	水路･農道等の管理活動	制度に取り組むほぼ全ての協定集落で、水路農道の共同管理が行われており、８割以上の集落で協定締結を契機に共同作業の回数が増加している。水路の管理延長距離は、2,560km、農道の管理延長距離は、2,048kmになっている。 個別協定においても11協定中２協定において、水路・農道の管理が、計画的に実施されている。
		① 水路の管理延長 2,560【1】 km ② 道路の管理延長 2,048【0.3】 km
	多面的機能を増進する活動	制度に取り組む協定集落の約6割の集落で「周辺林地の下草刈り」や「景観作物の作付け」等の多面的機能を増進する活動が実施されており、周辺林地の下草刈りの面積は、319haとなっている。しかし、市民農園の開設や棚田オーナー制度など、都市農村交流に取り組む集落は24集落であり、その面積は、５haにとどまっている。 個別協定においても、11協定中２協定において、周辺林地の草刈りが計画的に行われている。
		① 周辺林地の下草刈り 319【0.4】 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 5 ha

<table>
<tr><td rowspan="4">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>農用地等保全マップの作成にあたり、集落内の点検をとおして、水路・農道等の補修・改良箇所や、鳥獣被害防止対策箇所が明確化され、計画的な補修等の実践が図られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>体制整備単価のＡ要件に取り組む協定集落では、機械・農作業の共同化、担い手への農作業の委託および非農家・他集落等との連携が促進された。
　機械・農作業の共同化については、実施面積が協定前に比べ2.7倍(482ha→1,281ha）に増加した。農作業の委託面積を含む担い手への農地集積面積も協定締結前に比べ1.8倍(748ha→1,441ha)に増加した。
　また、非農家・他集落等との連携も促進され、697戸の非農家・非交付対象農家が、景観作物の作付け等、多面的機能増進活動等に協力している。一方、保健休養機能を活かした都市住民等との交流および自然生態系の保全に関する学校教育等との連携の取組は全体からみれば少ない。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 799 ha
② 高付加価値型農業の実践 60 ha
③ 認定農業者の育成 87 人
④ 新規就農の確保 7 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 693 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家、非対象農家 697 戸
・集落数 145 集落</td></tr>
<tr><td>B要件</td><td>集落営農組織の育成により、水田における基幹３作業の機械の共同化や、担い手への集積化により、集落営農法人等への農地の集積化が図られた。</td></tr>
<tr><td></td><td>増加分
① 集落営農組織の育成 235 ha
② 担い手集積化 466 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>協定締結を契機に集落での話し合いが、活発化している。話し合いの内容は、集落協定に関することが中心であるが、話し合いを通じて、集落活動に対する住民意識の高まりや住民間の繋がりが醸成されている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>加算措置の中で、規模拡大加算、土地利用調整加算及び法人設立加算により、農地を集落ぐるみで守る意識が強い集落では、地域の担い手への農地の集積が促進されている。個別協定においても11協定中2協定において、規模拡大加算が取り組まれている。
　一方、耕作放棄地復旧加算に取り組む協定集落は2集落で、取組面積も２haと非常に少ない。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 464【3】 ha
・ 土地利用調整 164 ha
・ 耕作放棄復旧 2 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 21 法人
（農業生産法人） 2 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題及び提案

事項	課題
(1)　実施状況	要件の簡素化 　二期対策において、農業生産活動による耕作放棄防止の取組に加えて、積極的な体制整備単価への取組により、担い手育成や機械・農作業の共同化等、集落活性化に向けた取組が促進され、農業生産活動の体制が整備されてきた。 　一方、協定役員も高齢化しており、複雑な要件設定は、目標達成に齟齬をきたすばかりでなく、指導する市町の負担も大きい。 →高齢者も理解しやすいように要件の簡素化を図る。
(2)　交付金交付の効果等	①地方裁量の拡大 　二期対策においては、集落活性化に向けた取組の活動項目の選択メニューが限定されているともに、積極的に取り組んでも１０割単価しか交付されないため、地域の実態に応じた取組が進みにくい。 →地域特別加算（地域の実情に応じた加算金の独自設定）を新設する。 ②法人の育成 　二期対策において、機械・農作業の共同化や担い手の育成が積極的に取り組まれることにより、集落営農組織の設立等が促進され、農業生産活動の体制が整備されてきた。 　しかしながら、中山間地域においては、今後ますます、担い手不足が懸念されることから、地域農業を支える中心的な担い手である、法人の育成をさらに進める必要がある。 　　また、アメリカの金融危機に端を発する急激な景気の悪化に伴い、増加した離職者を農業分野に受け入れるなど、２次、３次産業からの人材確保を図る必要がある。 →法人育成や後継者育成につながる加算措置を新設するとともに、法人設立加算等の　拡充を行う。 ③制度目的の本来化 　協定参加者の高齢化や要件の複雑化により、協定活動継続への不安も深刻化してきており、このままでは、直支に取り組む集落が大幅に減少し、耕作放棄地の発生に歯止めがかからなくなることが予想される。 →農業生産活動による耕作放棄防止への取組に対して、10割を交付する。 ④制度の恒久化 　中山間地域等直接支払制度は、現在、５年ごとの予算措置で対応しているが、営農継続及び水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能の発揮に必要不可欠な本制度に、永続性を持たせる必要がある。 →法制化の検討も含めて、制度の恒久化を図る。

4　事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	○集落マスタープランの作成により、集落活動に対する現状認識、問題点の把握及び将来の目標設定が、参加者の共通認識のもとで行われ、集落の実情に即した目標や、目標達成のための計画的な活動を引き出すのに有用である。 ○指導・助言が必要な協定に対しては、市町担当者の指導により、集落内での話し合い活動の充実が図られ、目標達成に向けた取組が見込まれているものの、参加者間の意見調整の難しさも指摘され、リーダーの負担が大きい集落もある。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	○制度に取り組む集落においては、水路・農道の管理や鳥獣害対策等が協力して行われており、適正な農業生産活動による耕作放棄地の発生防止に制度が有用であると評価できるが、高齢化や担い手不足により、５年間の協定維持に自信が持てない等の理由により、制度に取り組めなかった集落もあり、そのような集落では、耕作放棄地が発生している。 ○多面的機能を増進する活動では、農業生産に関係の深い周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けについては、多くの集落で取り組まれている。 　一方、都市住民との交流にかかる取組については、その受入体制の問題等もあり、まだ、実施数は少ないが、集落のみならず地域全体を巻き込んだ新たな芽生えとして期待できる。

<table>
<tr><td colspan="2">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>○　農用地保全マップの作成については、集落内の点検を通じた水路・農道等の補修　・改良箇所の計画的な補修等に大きな効果をあげている。
○　また、生産性・収益性の向上については、機械・農作業の共同化に取り組む面積が大幅に増加した。
○　新規就農者の確保については、収入が低い、初期投資が必要などの理由により、新規就農者数は少ないが、認定農業者の育成や農作業の受託を中心とした担い手への農地集積が進んでおり、担い手の育成にも効果をあげている。
○　また、「保健休養機能を活かした都市住民との交流」や「自然生態系の保全に関する学校教育との連携」では、受け入れ側に体制が整っていないことや連携先とのコネクション不足等の課題をかかえており、その実施数は少ないが、今後、進むべきひとつの方向として、取組を推進する必要がある。
○　中間年評価で指導・助言が必要な協定に対しては、市町の指導により、集落内での話し合いが進められ、取組の加速化や活動内容の変更等、活動の充実化が図られており、中間年評価とその後のフォローは、効果をあげている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>集落での話し合いが活発化しただけでなく、複数集落で協定を締結している協定が128協定に達するなど、集落間連携による集落機能を維持する取組も促進されたことは有用であった。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>加算措置は、規模拡大、法人設立を促進するのに有用であった。
一方、耕作放棄地復旧については、必要とする経費と単価の見合いから、取組が少なかったものと思われる。</td></tr>
</table>

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
○　本制度は、 （１）集落協定アンケート結果により、『制度がなかった場合、協定面積の約２割が耕作放棄される』との推定がなされていること （２）特定農業法人等の担い手組織が大幅に増加したこと （３）地域全体の活性化に向けたさまざまな取組が実践されていること （４）維持される多面的機能の評価額（試算）が約９，０００億円にも及ぶこと （５）農業生産活動や地域活動への参加を希望する人が増加していること 　などから、耕作放棄地の発生防止、担い手組織の育成、地域・集落の活性化及び多面的機能の維持等に大きく貢献している。 ○　特に、集落マスタープランや農用地等保全マップの作成により、集落の課題や目　標が明確にされるだけでなく、参加者全員の話し合いによる共通認識のもと、目標　実現に向けて、計画的に取り組む仕組みが機能し、集落全体が一丸となって、農業生産活動を継続するなど、自律的な取組として大いに評価される。 ○　本県では、平成１７年４月に地域振興部に中山間地域づくり推進室を設け、平成１８年３月「中山間地域づくりビジョン」を策定した。 　このビジョンに基づき、集落機能を支える地域コミュニティの組織づくりや、都市との交流、定住の促進など、中山間地域づくり推進室と連携して、暮らしの視点　に立ち、幅広い分野で総合的な対策に取り組んできており、行政と地域が協働しながら、各地域で始まったさまざまな取組の成果を県内に広げていくことにより、中山間地域の振興を図っていくことにしている。 ○　協定集落においても、非農家、他出あとつぎ、ボランティア等、農業者以外の人の協力により、景観作物の作付け等の多面的機能の増進活動が活発に実施されたり、　市民農園の開設や各種イベントの開催等により、都市住民の主体的な参加による交　流の動きが着実に芽生えてきているなど、集落あるいは地域全体を巻き込んだ活動が実践されていることは、農業振興のみならず、地域全体の活性化にも大きく貢献している。 ○　なお、中山間地域を取り巻く環境は、 　①農業従事者の減少・高齢化の進展 　②世界的な食料需給の逼迫に伴う食料自給率向上の必要性増大等、一層厳しさを増しており、 　今後は、 　①地域の自律した独自の取組 　②多様な主体との連携 　③安心して制度に取り組める環境整備 　の視点で、本制度を継続、強化する必要がある。	B
【中山間地域等直接支払制度検討委員会の意見】 　本制度が、本県農業・農村の振興ばかりでなく、中山間地域全体の振興に多大な成果をあげており、農業者以外の県民として評価できる制度であることを再確認した。 　これまでの取組により、県民あげての取組の兆しが見え始めてきたところであり、県民とともに、条件不利な中山間地域に対して、それを補い、生産を基礎とした多　様な取組を助長するものと評価し、本制度の継続と一層の充実・強化を図る必要がある。　なお、中山間地域に居住する人々が意欲をもって、県民の大切な資産である農地を保全するとともに、都市住民や他出あとつぎ等の中山間地域以外に居住する人々との連携をさらに強めていくなど、より多くの県民の理解のもとで組織的な取組に発展させていくことが大切である。	

6　その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	山口県萩市麻生・三戸原協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
52 ha	水稲・大豆			
交付金額	個人配分			44 %
598 万円	共同取組活動	役員報酬		5 %
	56 %	鳥獣被害防止対策費　道・水路管理費		18 %
		多面的機能増進活動費		7 %
		その他		26 %
協定参加者	農業者　30人　農事組合法人むつみ　麻生水利組合　三戸原水利組合　非農業者			
取組内容	隣接した3集落で「農事組合法人むつみ」を設立し、集落内で生産された堆肥の施肥を行い、こだわり米のブランド化に取り組んでいる。6月と10月に毎年開催している「あじさい祭り」と「収穫祭」を通じて都市農村交流を促進するとともに、新たな米の販路拡大に取り組み、継続的で自立的な営農の確立を目指している。 ◯担い手集積化（目標　37ha　H20実績　40ha）			
主な効果	【　守りの農業から攻めの農業への転換で活力ある集落に　】 集落内の若手を中心とした集落営農法人の設立により、農業生産の体制を整えるとともに、積極的な都市農村交流を通して、法人や集落に活力を与えている。			

市町村・協定名	山口県宇部市水尻川協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
13 ha	水稲			
交付金額	個人配分			39 %
271 万円	共同取組活動	水路農道整備経費		54 %
	61 %	共同利用施設整備経費		3 %
		都市住民交流経費		2 %
		その他		2 %
協定参加者	農業者13人			
取組内容	協定農用地内に地区住民以外の人を対象とした体験農園を開設し、農作業の体験、作物づくり等の場を提供している。現在では、大学生、会社員、定年退職者、女性グループ、市外の家族等約60人が参加し、そばを中心に野菜、大豆、落花生、芋などを栽培するとともに、そば打ち、釜飯、シシ鍋、焼肉会等の交流イベントを開催している。　◯鳥獣害防止策の設置及び点検の実施による農作物被害の減少 ◯担い手農家への基幹的農作業の委託（目標　1.3ha　H20実績　1.2ha） ◯体験農園の開設・運営（目標　0.65ha　H20実績　0.85ha）			
主な効果	【棚田を利用した都市住民との交流】 維持管理に苦慮していた集落内の棚田を活用した体験農園の開設、積極的な交流イベントを通して、集落全体が活性化している。			

市町村・協定名	山口県岩国市三分一協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3 ha	水稲			
交付金額	個人配分			40 %
36 万円	共同取組活動	役員報酬費		18 %
	60 %	鳥獣害防止、道・水路管理費		14 %
		多面的機能増進活動		11 %
		農地管理		17 %
協定参加者	農業者4人　非農業者4人			
取組内容	協定締結にあたって、他出した若者達との話し合いの場を設け、次世代との協働による集落活動や農業生産活動に一緒に取り組むこととなった。また、隣接した郷集落と連携し、景観形成のため、市道農用地周辺に毎年度アジサイを植え付けている。 ◯機械・農作業の共同化（目標　1.3ha　H20実績　1.4ha）			
主な効果	【都市に他出している次世代家族も協定参加】 直支の第二期対策への取組継続だけでなく、農地の荒廃が危ぶまれていた小規模・高齢化集落であったが、他出した次世代家族の協力で、農業生産活動の継続が可能になった。			

徳島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	668		【うち集落協定	656			個別協定	12	】
(3) 協定締結面積	4436	ha	【対象農用地面積	6424	ha		交付面積率	69%	】
			【地目別面積内訳	田：	1435	ha	畑：	2991	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	11	ha】
(4) 交付金額	521,536	千円	【うち共同取組活動分：	237,770	千円		個人配分分：	280,667	千円】

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落の将来像を自ら描くことによって，今後の集落には何が必要かを考えるきっかけとなり，積極的な集落活動の取り組みにつながった。 年度毎に達成状況を確認し，見直すことにより，話し合いや活動が増加し，計画的に目標達成が図られた。
		① 要指導・助言協定数 50 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 50 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定農用地4,436haについては，協定期間中確実に耕作がなされ，耕作放棄地の発生防止につながった。また，本制度への参加をきっかけに農用地139haが編入され，耕作放棄地4haの復旧がなされるなど優良農地の確保にも有効であった。特に山間農地で被害が深刻であった鳥獣被害対策については，個人から集落ぐるみで対策を行うことにより，効果的な対応が可能となった。 また，高齢等で個人が管理困難になった農用地は，集落により管理するという今までになかった活動がみられた。
		① 交付金交付面積 4,436 ha【26】 ② 農振農用地区域への編入面積 139 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 1.4 ha
	水路･農道等の管理活動	中間年評価の集落協定を対象としたアンケートによると，協定締結後7割以上の協定で管理に係る共同活動が活発となり，年間の活動回数も増加している，と回答しており，計画的，積極的な水路・農道等の管理活動が実施されている。 また，簡易な施設の整備や修繕は交付金を活用して，地域で自主的に実施されている。集落によって管理されている水路953km,農道1202kmは，農地と一体の施設であり，本制度は保全対策に有効であった。
		① 水路の管理延長 953 km【1】 ② 道路の管理延長 1202 km【3】
	多面的機能を増進する活動	中間年評価の集落協定を対象としたアンケートでは，景観，自然生態系の保全，災害の抑制に効果があったという回答が多かった。周辺林地146haの管理を行うことにより，耕作放棄地の発生抑制だけでなく，鳥獣被害や病害虫の防止にも役立っている。 景観形成作物の作付けを行った事例では，改めて自分の住む地域を見直すきっかけになったり，地域外から美しい景観を求める来訪者が増えている地域もあった。
		① 周辺林地の下草刈り 146 ha【1】 ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

<table>
<tr><td rowspan="4">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>集落マスタープランの作成と関連して，農道，水路の整備，鳥獣被害対策等の実施ポイントを視覚的に確認し，集落の守るべき農地や将来像を描くために効果があった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>本県では多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携について，全協定数656のうち189集落が取り組んでいる。農道，水路の管理，イベントの開催等を非農家を含めた地域全体で行うことは，コミュニティーの維持・活性化に役立っている。
地場産農産品等の加工・販売の取り組みも122集落で積極的に行われており，農家所得の向上，地産地消の推進につながっている。
また，中山間農業を担う認定農業者144人や新規就農者の育成80人(目標値）の確保に一定の効果があった。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 27 ha
② 高付加価値型農業の実践 13 ha
③ 認定農業者の育成 92 人
④ 新規就農の確保 37 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 4 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 248 戸
・集落数 125 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>本県の場合はB要件に取り組む協定は2協定であり，そのうち1組織において集落営農組織が育成された。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 0 ha
② 担い手集積化 2 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>中間年評価のアンケート結果によると，96%の集落が，「集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答している。
大部分の集落で話し合いを行う回数が協定締結前より増加し，集落の将来を考える機会が増え，A要件などの積極的な活動がなされる基礎となった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>耕作放棄地の復旧によって，個人の農地という意識から，集落の農地といった意識に変わってきている。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 ha
・ 土地利用調整 ha
・ 耕作放棄復旧 4 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 法人
（農業生産法人） 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	協定期間中は対象農用地，農道，水路について維持管理活動を行うことにより，耕作放棄の発生防止と優良農地の保全に効果を発揮した。しかしながら，既耕作放棄地の復旧については取り組みが低調であった。 新規就農者の確保や集落営農組織の育成については一定の効果はあったものの，将来にわたって持続的な農業生産活動が実施される体制整備までは至っていない。
(2)　交付金交付の効果等	交付金の使途は集落での話し合いにより，農道，水路の維持や鳥獣害対策，イベントの開催まで幅広い用途に活用がなされ，集落の自主的な活動に役立っている。 しかし，集落にとっては制度要件が厳しいため役員の負担が大きく，また，畑地（樹園地）の占める割合が多い本県は，田より低い単価設定に不満の声も聞かれる。

4　評価結果

事項		課題
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		平成21年度までに計画的な活動により目標達成が見込まれ，集落における効率的かつ円滑な農業生産活動等に有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		耕作放棄地の発生を未然に防止するという点では非常に効果が高く，特に鳥獣被害対策には個人での対応から集落ぐるみでの対応へと変わり，中山間地域における多面的機能等の維持管理に大きく寄与しているため，有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携，地場産農産品等の加工・販売の取り組みが増加し，有効であると評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落内で話し合いを行う回数が協定締結前より増加し，集落の将来を考える機会が増え，コミュニティーの活性化につながり，非常に有用である。
	その他	

5 総合評価

評価内容	区分
本制度は，耕作放棄を未然に防止し，優良農地の保全に有効であるといえる。 また，行政の手が届かないきめ細やかな地域課題を集落が解決することにより，自律的な地域を育成する効果を生み出している。 制度の2期対策において，水路等の管理活動等だけでなく，担い手の育成や地域農産物の加工販売等，集落が幅広い活動を展開することができたことは評価できる。 しかしながら，過疎化，高齢化の進行には歯止めがかかっておらず，中山間農業の厳しい状況に対応するためには，本制度の一層の拡充・強化が望まれる。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	徳島県　勝浦町　中角（なかつの）集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
23 ha		22.6		
交付金額 259 万	個人配分			50 %
	共同取組活動 50 %	役員手当･事務費		16 %
		鳥獣被害防止対策費		7 %
		多面的機能増進活動費		5 %
		その他		22 %
協定参加者	32名			
取組内容	･当集落では，認定農業者を新たに2名育成し、そして小学校と連携した体験農園を設置して田植えや稲刈りに加え、みかん園での収穫作業を行い、将来のみかん専業農家の後継者の育成につなげる等町内最大のみかん産地である集落の活性化を目指している。 ･また，イノシシの檻の設置や網罠実技講習を行い、集落ぐるみで鳥獣害防止対策にも取り組んでいる。			
主な効果	･認定農業者が育成され、後継者を育成する取り組みも充実してきている。 ･最近は、集落協定には位置づけていないが、みかんストレートジュースの研究を地元工場と連携しながら実施している等、前向きな取り組み効果が出てきている。 ◯認定農業者の育成　目標　2名　実績　2名 ◯新規就農者の育成　目標　1名　実績　0名 ◯学校教育との連携　目標　1校　実績　1校(小学校5年生)			

市町村協定名	徳島県美馬市脇町　西大谷奥（にしおおたにおく）協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
12 ha	水稲（85a）	野菜･たばこ･そば(1,125a)		
交付金額 147 万	個人配分			50 %
	共同取組活動 50 %	役員報酬費		4 %
		視察研修費･集落行事等経費･事務費		17 %
		鳥獣害対策費		19 %
		水路･農道管理費･多面的機能増進活動費		10 %
協定参加者	24名			
取組内容	･野菜、そば、大豆等については、系統出荷以外に地域内にある直売所を有効活用した。 ･また、直売所運営協議会と連携し、ふるさとまつりを行った。 ･トタン等を使用した侵入防止対策と箱わなを使用した有害捕獲対策の両面から鳥獣被害防止対策を行った。			
主な効果	･ふれあいまつりによる消費者との交流(H20.11.22そば挽き体験･獅子舞･直払パネル展示)が積極的に行われた。 ･農道･水路清掃時には非農家との連携(H20実績9名)が図られた。 ･農道の補修(2箇所　L=100m L=30m) ･直売所での加工品の販売(そば粉･梅干し)が増加した。 ･県外の直売所等を視察研修し，地域農産物の加工品開発等の参考となった。			

香川県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	11								
(2) 協定数	454		【うち集落協定	454			個別協定	0	】
(3) 交付面積	2886	ha	【対象農用地面積	3193	ha		交付面積率	90%	】
			【地目別面積内訳	田：	2,198	ha	畑：	688	ha】
				草地：		ha	採草放牧地：		ha】
(4) 交付金額	396043	千円	【うち共同取組活動分：	168703	千円		個人配分分：	227340	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		平成２０年度末現在、香川県内においては４５４の集落協定が、集落マスタープランに掲げた活動計画に基づき、本制度に取り組んでいるところであり、着実な実施が見込まれるところである。 協定参加者の集落活動や農地維持管理に対する意識も高まっており、集落マスタープランの作成による効果はあったものと見込まれる。 また、要指導・助言の５６協定については、中間年評価後のフォローアップ活動により２１年度までに目標達成は見込まれるものと推察している。
		① 要指導・助言協定数 56 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 56 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	耕作放棄の防止等の活動については、４５４協定中、「農地法面管理」に２７８協定、「賃借権設定等」に１９２協定、「鳥獣害防止」に１６７協定が取組み、８割近くの協定が、協定締結前よりも活動が活発化したとの報告がある。 特に、鳥獣害防止対策については、被害面積が「なくなった」若しくは「減った」との報告が６４％あり、これらの活動は農業生産活動を継続していくうえでも非常に効果的であったと推察される。 農振農用地区域への編入面積や既耕作放棄地復旧面積については大幅な増加はなかったものの、２期対策において継続実施しなかった旧協定農用地において２割程度の耕作放棄地が発生している状況を鑑みると、2886haの面積は耕作放棄地化することを未然に防止したとの観点からは非常に効果があったものと推察される。
		① 交付金交付面積 2886 ha ② 農振農用地区域への編入面積 13 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 0.4 ha
	水路･農道等の管理活動	農道・水路の管理活動については、ほぼ全ての協定において実施されているところであるが、これらの共同作業についても協定締結前よりも作業回数が増えたとの報告が７５％あり、中山間地等での農業生産活動に大いに効果があるものと推察される。 ３００㎞以上の水路や道路の清掃を民間業者等に委託した場合の手間隙やコスト等を考えても、協定参加者が行う本作業は効率的であると考えられる。
		① 水路の管理延長 313.9 ㎞ ② 道路の管理延長 347.1 ㎞
	多面的機能を増進する活動	協定全体の８割以上（３６８協定）が取り組む「周辺林地の下草刈り」など多面的機能を増進する活動は、農地と一体的に管理することで、農村景観の保全、災害の抑制、水源の涵養、自然生態系の保全に効果を発揮している。 ８割近くの協定において、協定締結前よりも活動が盛んになっているほか協定参加者の景観等の保全に対する意識が高まっていることから、大いに効果はあったものと推察される。
		① 周辺林地の下草刈り 93.5 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 6 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	「農用地等保全マップ」に活動目標を記載することにより、活動すべき項目がより明確化され、実際の活動状況を鑑みると、協定参加者個々の意識付けにも大いに効果があったものと推察される。
	A要件	本県においては、体制整備単価協定に取り組んだ集落協定は全体の３割程度と低調であるものの、各々の協定が地域特性を生かし、「生産性・収益の向上」「担い手育成」「多面的機能の発揮」に取り組んでいるところである。２０年度現在、下記の数値が実績として取りまとめられているが、今後、最終年である２１年度実績に向けさらに数値が増加するものと期待している。
		増加分（⑥以外） ① 機械・農作業の共同化 58 ha ② 高付加価値型農業の実践 8 ha ③ 認定農業者の育成 46 人 ④ 新規就農の確保 1 人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 10 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 48 戸 ・集落数 65 集落
	B要件	本県においては、３協定がＢ要件に取り組んでおり、各々地域のモデル的模範協定として、高い評価を得ている。３協定のうち１つは法人化しており、１つについても特定農業団体として近々に法人化されるところである。
		増加分 ① 集落営農組織の育成 1 ha ② 担い手集積化 5 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度に取り組むことにより、集落内での話し合いが活発になり、集落活動に対する住民意識が変わるなど、集落機能の維持・活性化に大いに効果があったと推察されるところである。 また、周辺集落との連携も増すなど、集落を越えた地域ぐるみでの活動に効果的であったと推察される。
	その他	本県においては、加算措置に取り組んだ協定は極めて少ないが、法人を設立しようとする協定においては本加算措置は効果的な仕組みであったと推察される。
		① 加算措置 ・ 規模拡大 6.6 ha ・ 土地利用調整 0 ha ・ 耕作放棄復旧 0.4 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人 （農業生産法人） 1 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度の継続を望む声は強いが、協定参加者の高齢化はますます進行していることから、制度要件の緩和を求める声も強い。また、１期対策から２期対策に移行した際に協定内容が複雑化したことも、体制整備単価協定が伸び悩んだ一因ではないかと思われる。 また、協定違反の場合の全額遡及返還という罰則も、協定加入が伸び悩む要因の一つとして挙げられており、免責要件の拡充を望む声も多い。
(2) 交付金交付の効果等	交付金の共同取組活動費により、集落の水路・農道等が維持管理できている協定も多く、効果は極めて高いが、水田と畑の交付単価差に対する不満は多い。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに定めた目標に向けた着実な達成という点で効果がみられたため、有用であった。ただし、この目標達成を重荷に感じていた集落協定も多かったことから、内容を簡素化するなどの修正も必要であろうと考える。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		各集落協定毎に目標に向け着実に取り組んでおり、集落一体となって取り組むことで、集落の農業生産活動や多面的機能の維持に多大な効果をあげており、極めて有用であった。 しかし、次期対策の内容如何によっては、協定継続が困難となる恐れも危惧される。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		体制整備単価に取り組んだ協定数は全体の３割程度であるが、各々地域の実情にあった項目を選択し、２１年度の着実な実施に向けて取り組んでいるところであり、集落活動をステップアップさせた意味ではこの取組効果は高く、有用であった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度の実施により、集落内の活動が盛んになるなど集落機能が活性化したという点での効果は高く、極めて有用であった。 ただし、農家の高齢化と人口の減少は進行しており、現在の活動を継続させていくためには、周辺集落協定との統合等、組織体制の見直しも検討していく必要があろうと思われる。
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、農業生産活動や耕作放棄の防止、地域の活性化に多大な効果をあげており、おおむね評価できる。 ただし、今後さらに高齢化の進行が予想されることから、集落の維持・管理に向けた制度の見直しも必要でないかと考える。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

本県の1集落当たりの平均耕地面積は11．4haで、全国平均(34．2ha)に対し33%しかないため、1集落毎で営農集団を運営していくためには経営面積や構成員数が少なく、効率化・低コスト化のメリットが得難い状況にある。

そのため、三木町の小蓑集落協定や三豊市財田の北地7協定のように周辺集落協定と連携し営農集団を立ち上げるパターンや、東かがわ市別惣・柞協定のように複数の集落により1つの協定を設立し営農集団を立ち上げるパターンなどにより、自律的かつ継続的な農業生産活動に取り組む協定が見られる。

集落営農組織を立ち上げている集落協定の例

	市町名	協定名	協定面積(ha)	構成員	連携協定	備考
①複数の協定により集落営農組織が設立されているパターン	三木町	小蓑	18.8 (22.5)	48 (65)	小蓑下所	平成16年に任意組織「山南営農組合」を設立
	三豊市	北地7	9.2 (19.6)	29 (56)	北地8	北地営農組合を設立
②複数の集落が統合し1協定として集落営農組織が設立されているパターン	東かがわ市	別惣・柞	20.2	31		別惣集落と柞（ほうそう）集落により構成。平成19年に任意組織「小海西部営農集団」を設立。
	綾川町	四歩市上下	12.7	21		四歩市上集落と四歩市下集落により構成。平成18年に農業生産法人「あぐり四歩市」を設立
③1集落1協定により集落営農が設立されているパターン	高松市	天神	11.4	26		平成12年に任意組織「天神農業生産組合」として設立。平成18年に特定農業団体「アグリ天神」にステップアップ

※①欄のカッコ書き部分は、連携協定との計

愛媛県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	18								
(2) 協定数	1,089		【うち集落協定	1,086			個別協定	3	】
(3) 交付面積	16,142	ha	【対象農用地面積	21,117	ha		交付面積率	76%	】
			【地目別面積内訳	田：	3,469	ha	畑：	12,633	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	40	ha】
(4) 交付金額	1,966,107	千円	【うち共同取組活動分：	1,019,425	千円		個人配分分：	946,682	千円】

2　交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		県内の全ての集落協定において、５年間の活動計画に沿った取組みが着実に実行されており、集落が目指す将来像に向かってスッテプアップが図られている。中間年評価時点で「要指導・助言」となった１協定については、計画を見直し取組みを進めており２１年度までの目標達成が見込まれている。 また、マスタープランの作成を通じて、参加者全員で集落の将来像とその実現に向けた話し合い活動の活発化によって、参加者の「農業生産活動の継続」に対する意識の向上も図られている。
		①　要指導・助言協定数　1 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　1 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	本県においても耕作放棄地の増加が大きな問題となっているが、本制度の実施により県中山間地域経営耕地面積の64%にあたる16,142ｈａの農地において農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生を防止することができている。先に実施した制度の中間年評価のアンケートでは、この制度がなければ、制度実施農地のうち3,000ｈａを超える農地が耕作放棄地化していたという結果も出ており、耕作放棄の発生抑止に大きな効果を発揮している。 また、鳥獣被害対策についても参加協定の半数以上の556協定において、集落の共同活動として電気柵や防鳥ネットなどの鳥獣被害対策に取組んでおり、県内の鳥獣被害対策推進に寄与している。 さらに、制度を活用した既耕作放棄地復旧の取組みも一部で行なわれているほか、制度活用のため新たに農振農用地区域にした農地も187ｈａある。
		①　交付金交付面積　16,142 ha ②　農振農用地区域への編入面積　187 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　1.9 ha
	水路・農道等の管理活動	制度により本県の1,417ｋｍの水路と3,015ｋｍの農道等が適正に維持管理されている。また、約８割の協定で制度締結以降、草刈・泥上げ等の農道・水路の維持管理活動が活発化し活動回数が増加している。 さらに、交付金を活用して農道・水路の補修が行なわれるとともに、農作業の効率化のための農道の拡幅等の整備も行なわれている。
		①　水路の管理延長　1,417 km ②　道路の管理延長　3,015 km

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">多面的機能を増進する活動</td><td>本制度を活用して、県内の６９４協定で周辺林地の下草刈が行なわれ、鳥獣被害、病害虫被害の軽減が図られるとともに、景観作物の作付けには４００協定が取組み、農村景観の保全に効果を上げている。「堆きゅう肥の施肥」や「魚類・昆虫類の保護」といった自然生態系の保全に資する活動についても、多くの協定で取組みが進められているほか、市民農園や棚田オーナー制度等の取組みも行なわれている。
本県では、制度の義務付け以上に、積極的に数多くの多面的機能の増進活動に取り組む協定が多く、中山間地域の多面的機能の維持向上に貢献している。</td></tr>
<tr><td>① 周辺林地の下草刈り　124 ha
② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　0.8 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="5">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>農地保全マップの作成により、協定農用地内の農道、水路の計画的な改修、鳥獣被害防止への積極的な取り組みが進められ、集落の営農環境が向上した。
保全マップに則して計画的に活動することで、参加者の意識統一が図れ、漠然と話し合われていたことが明確になったことで作業の優先順位が決まり、効率的に活動できるようになった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ａ要件</td><td>体制整備Ａ要件を選択した４２９協定では、集落の農業生産活動の継続に繋がる様々な取組みを積極的に実施し成果を上げている。
機械・農作業の共同化の取組みにより、機械や施設の更新が難しい小規模・高齢農家の負担が軽減されるとともに、高付加価値型農業の実践では柑橘地域を中心に新品種導入等に取組み、制度開始時に比べ実施面積が2.5倍（２１５ｈａ増）となり農業所得の向上に繋がっている。
また、認定農業者が３４７人増加するとともに、４６名の新規就農者を確保し、担い手への農地集積も制度開始時の2.3倍（１２１ｈａ増）になるなど、担い手の育成に効果を発揮している。
さらに、２７９協定で学校教育機関や非農家・他集落と連携した自然生態系保全や地域の環境美化活動等を推進し、地域の多面的機能の維持・向上が図られている。</td></tr>
<tr><td>① 機械・農作業の共同化　113 ha
② 高付加価値型農業の実践　215 ha
③ 認定農業者の育成　347 人
④ 新規就農の確保　46 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）　121 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携　・非農家　1,174 戸
・集落数　73 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｂ要件</td><td>体制整備Ｂ要件を選択した３集落では、集落を基礎とした営農組織を立ち上げ、集落が将来にわたり農業生産活動を継続していける体制を整備することができた。</td></tr>
<tr><td>① 集落営農組織の育成　10 ha
② 担い手集積化　0 ha</td></tr>
</table>

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度を契機に８割の協定で集落の将来や活動に関する話し合いが活発化し、集落活動に対する住民意識が高まった。 また、共同活動を推進する中で、高齢者や女性の活動が活発化するとともに、地域の非農家との交流・連携も進んでおり、伝統文化の継承や環境美化活動の推進などの地域をあげた取組みも始まるなど、集落の活性化に高い効果を発揮している。
	その他	本制度によって３協定が1.9ｈａの耕作放棄地を復旧している（うち加算対象が２協定、0.9ｈａ）ほか、自主的な取組みとして、耕作放棄地を復旧して景観作物を栽培したり学童の体験農園を行なう協定もあり、地域の耕作放棄地解消に貢献している。 また、制度に参加する集落を基礎として３法人が設立され（加算対象は２法人）、集落が将来にわたり農業生産活動を継続していける体制を整備することができた。
		①　加算措置 ・　規模拡大　0 ha ・　土地利用調整　0 ha ・　耕作放棄復旧　0.9 ha ・　法人設立（特定農業法人）　2 法人 （農業生産法人）　0 法人

３　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況を踏まえた課題 （※制度の条件等についての課題）	中山間地域では高齢化が一層進展しており、集落の農業生産活動継続のためには、担い手の確保が急務である。このため、他の施策とも連携しながら、ＵＩＪターンや定年帰農、他業種からの農業参入等による新たな担い手の確保を一層促進する制度とする必要がある。 また、農地を途切れなく耕作していくためには、担い手に引き継いでいくまでの間の高齢者の営農活動の継続が不可欠であるが、制度の厳しい返還規定により多数の高齢者が継続参加に消極的になっている状況があるため、高齢者が不安なく参加できる制度に見直すことも必要である。 さらに、畑（樹園地）の単価については、参加者に傾斜による生産コスト差を的確に反映していないとの不満が多い。単価設定根拠を明らかにし、コスト差を的確に反映していることを説明する必要がある。
(2)　交付金交付の効果等を踏まえた課題 （※活動実施に関する課題）	制度推進による営農意識の高まりによって、各協定自からの発案による様々な営農継続のための取組みが行なわれるようになったが、協定が自らの力で農道拡幅整備等を実施しようとしても、対象農地面積の一部減少を伴う場合は交付金返還となるため、制度期間中は実施を見送らざるを得ないというような事案が数市町で発生しており協定の意欲を削いでいる。このため、農業振興上有意義な事案については返還の免除ができるような見直しが必要である。 また、集落の農業生産活動継続に効果が高い体制整備活動を行なう協定が増える一方で、維持管理等の基礎的な活動に留まっている協定も数多く存在する。一因として取組み要件等が複雑で参加者の理解が進まないことが挙げられている。体制整備活動への誘引のため制度要件や手続きの簡素化が必要である。 さらに、加算措置については、「単価が安い」、「実施したいが実現見込みが立ちにくい」等の理由から活用を見送る協定もあり、有効な誘引方策になりえていない。単価の増額や達成できた場合に加算金を交付する（できなくても返還が発生しない。）などのチャレンジ精神をかきたてるような見直しが必要である。

4　事項毎の評価結果

<table>
<tr><th colspan="2">事項</th><th>評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項</td><td>マスタープランの作成を通じ、参加者全員で集落の将来像に向かっての取組みを話し合い、共通認識のもとで各年毎に設定した目標に取組めたことが、全協定で２１年度までに目標の達成が見込まれる結果に繋がっている。
集落の営農意識の向上や農業生産活動の継続に向けた、協定の新たな活動の契機にもなっており、マスタープランの導入は有用であった。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項</td><td>農業生産活動等として取り組むべき事項の実施により16,142ｈａの農地において農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生が防止されるとともに、1,417ｋｍの水路、3,015ｋｍの農道等が適切に維持管理されているほか、鳥獣害防止対策の推進や国土保全機能、自然生態系保全などの多面的機能の維持にも効果を発揮しており有用であった。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>体制整備として取り組むべき事項で定められた農地保全マップの実践により、各協定において計画的に水路・農道等の補修や鳥獣被害対策が行なわれ、営農環境が向上するとともに、Ａ・Ｂの要件から選択した各協定の様々な取り組みによって、農業生産活動の生産性・収益の向上や認定農業者、集落営農組織等の担い手が育成されるなどの幅広い成果が得られ、集落の農業生産活動の継続に向けて有用であった。
しかしながら、体制整備活動を行なっている協定は全体の４割程度であり、より多くの協定での実施が望まれるところである。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>本制度の共同活動に取り組む中で、集落内の話し合い活動が活発化するとともに、農業者相互間はもちろん地域住民との連携も図られるようになった。さらに、伝統芸能の継承や環境美化といった地域活動もはじまるなど、小規模・高齢化集落が多く、集落機能維持が懸念される中山間地域の集落機能の活性化に有用であった。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>加算措置を活用して、農業振興に有益な耕作放棄復旧や法人設立活動を各２協定が実施しており、有用性は認められるものの、全体数に比べれば実施は僅かであり、また、加算措置を活用せず、放棄復旧や法人設立を行った協定もあることを考え併せると、現行の加算措置制度の誘引力については疑問が残る。</td></tr>
</table>

5　総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域では過疎・高齢化が一層進展し大変厳しい情勢にあるが、本制度の実施により、多数の中山間地域集落において、農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生防止はもとより、国土保全や農村景観等の多面的機能の増進が図られ、また、共同活動を通じて育まれる参加者の交流や連携は、営農活動を超えた地域活動にも広がり、地域・集落の活性化にも大きな効果をもたらしていることから、非常に有用な制度であると評価できる。 このため、本制度の目的とする、「中山間地域の農業生産活動の継続による国土の多面的機能の維持」のためには、制度の継続が必要である。 しかしながら、高齢化が一層進展する中、制度が今後とも効果を発揮し続けるためには、他施策とも連携して担い手不足を解消することが急務である。 また、集落の農業生産活動継続に効果が高い体制整備活動への取組み率の更なる向上を図る見直しや、誘引力が低い加算措置の見直しが必要である。	B

6　その他（特徴的な取組事例）

（1）宇和島市　迫目（はざめ）協定

<table>
<tr><td rowspan="2">協定面積
16.3 ha</td><td>田(100%)</td><td>畑</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲・大豆</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付金額
353 万円</td><td colspan="4">個人配分　46　%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動
54 %</td><td colspan="3">集落営農組合所有の共同機械償還金　51　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他事務費　3　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者：３４人、　農事組合法人はざめ</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">【法人設立による耕作放棄地の解消】
兼業化が進行し、農地の保全に危機感を覚えたことから「農事組合法人はざめ」を平成１９年に設立し、この組合設立により地域農業の担い手が明確となった。このことにより、今では協定外農地を含む２３haで水稲の作業受託や大豆栽培における大型機械の共同利用を実施しており、協定外農用地で存在していた耕作放棄地も解消できた。
また、当集落は急傾斜地が多いことから畦畔が広く、管理する農家にとって草刈りは時間的にも労力的にも大きな負担となっていたことから、集落をあげて雑草の発生を抑制するセンチスピードグラス（被覆植物）を植えて農家負担の軽減を推進した。その結果、農家の労力と時間に余裕ができ、景観作物の手入れや集落の環境美化活動に取り組むことができるようになり、集落は美しい景観を有するようになった。</td></tr>
<tr><td>主な効果</td><td colspan="4">○ 特定農業法人の設立
【「農事組合法人　はざめ」の設立】
○ 集落での大型機械の共同利用による効率化・低コスト化
【目標：13ｈａ H20実績：水稲８ha、大豆６ha】
○ 担い手への利用集積
【目標：５ｈａ H20実績：13.6ha（利用権設定12ha・農作業受委託1.6ha）】
○ 景観作物の作付け　【レンゲ　５ｈａ】</td></tr>
</table>

（2）内子町　五十崎北浦（いかざき　きたうら）協定

<table>
<tr><td rowspan="2">協定面積
8.1 ha</td><td>田(45%)</td><td>畑(55%)</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>果樹（栗）</td><td>-</td><td>-</td></tr>
<tr><td rowspan="5">交付金額
125 万円</td><td colspan="4">個人配分　50　%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動
50 %</td><td colspan="3">農道、水路維持管理費　30　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">有害鳥獣対策等　20　%</td></tr>
<tr><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者15人　教育機関　1機関</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">【農業体験・交流による棚田保全】
五十崎北浦集落は高齢化と過疎化が進み、農地も急な山腹斜面にあるため農業環境は厳しい状況にあるが、日本の棚田百選にも選ばれた『泉谷棚田』に代表される、美しい農村景観が集落住民の努力により保持されている。
しかし集落は、新たな棚田保全の方法を模索すべく、イベント（自然浴ツアー、棚田オーナー制度）や地域の小学校と連携した体験農園を開催し、都市住民との交流を図るとともに、体験を通して集落の将来を担う子供たちに農業の大切さや農村集落のすばらしさを感じてもらう活動に取り組んでいる。
さらに、農地をまもる思いは営農活動も活発にしており、機械・作業の共同利用に取り組むとともに、認定農業者の育成に集落を挙げて活動しており、５名の認定農業者を育成している。</td></tr>
<tr><td>主な効果</td><td colspan="4">○ 機械・農作業の共同化（耕起）
【目標：0.9ｈａ　H20実績：0.2ｈａ（H21実績：0.9ｈａ実施済）】
○ 学校教育と連携した体験農園の開設
【H20実績：田植２０名、稲刈２０名】
○ 認定農業者の育成・確保
【目標：5名　H20実績：5名】
○ 都市住民との交流による地域の活性化
・ 棚田オーナー制度
【H20実績：オーナー数15組、作業参加延人数200名】
・ 内子自然浴ツアー【H20実績：参加人数　70名】</td></tr>
</table>

（３）四国中央市　中野（なかの）協定

<table>
<tr><td rowspan="2">協定面積
11 ha</td><td>田(2%)</td><td>畑(98%)</td><td>草地</td><td>採草放牧地</td></tr>
<tr><td>水稲</td><td>茶　あじさい　山菜</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
128 万円</td><td colspan="4">個人配分　50 %</td></tr>
<tr><td rowspan="5">共同取組活動
50 %</td><td colspan="3">水路・農道等の維持管理費　20 %</td></tr>
<tr><td colspan="3">景観作物の維持管理費　20 %</td></tr>
<tr><td colspan="3">鳥獣害防止対策費　10 %</td></tr>
<tr><td colspan="3">%</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="4">農業者１８人　非農業者１人　学校教育機関　寺内地区婦人会　新宮郵便局</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="4">【「あじさいの里」づくりと地域資源の活用】
　中野集落は旧新宮村の山間にあり豊かな自然に育まれてはいるが、狭く急峻な農地がほとんどである。そのため、機械化による大規模農業に取り組むことが困難であったことから、昭和５０年代から農地の荒廃が目立つようになっていた。
　こうした中、幹線道路沿いに植えられた２千株から出発した「あじさいの里」づくりは、非農家を含む集落住民グループにより荒廃農地に順次植栽が続けられ、今日では地域住民主体が当制度交付金を利用して維持管理やイベントの運営等を行い、シーズン中は５万人が訪れる観光名所となり、景観の維持が集落の活性化につながることを示す優良事例となっている。
　また、多くの人々が集落を訪れることは農業の活性化にも良い影響を与え、山菜を中心とした加工品の製造・販売や、取り組みが難しいとされているお茶の無農薬栽培を実施している。こうした農業の活性化は担い手の育成にもつながっており、山間地域では確保が難しい新規就農者をこの４年間で２人も確保している。</td></tr>
<tr><td>主な効果</td><td colspan="4">○ アジサイの管理における非対象農家との連携
【目標：5人　H20実績：5人】
○ 高付加価値型農業の実践（茶、山菜）
【目標：0.5ｈａ　H20実績：0.5ｈａ】
○ 新規就農者の確保
【目標：3人　H20実績：2人】
○ 学校教育等との連携による体験農園の開設（茶摘み）
【H18実績：小学校全校生徒１０名】</td></tr>
</table>

高知県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	31								
(2) 協定数	790		【うち集落協定	784			個別協定	6	】
(3) 交付面積	7,080	ha	【対象農用地面積	9,973	ha		交付面積率	71%	】
			【地目別面積内訳	田：	5,041	ha	畑：	1,879	ha】
				草地：	14	ha	採草放牧地：	147	ha】
(4) 交付金額	993,338	千円	【うち共同取組活動分：	450,419	千円		個人配分分：	542,919	千円】

2　交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		中間年評価に引き続き、指導・助言が必要な協定が１協定あるが、それ以外の協定では、「集落マスタープラン」を作成するなかで、集落全体で農業生産活動を行うという意識が芽生えた。また、５年間の具体的な活動計画に沿い、集落の目標とする将来像に向けて計画的に活動を行うことができた。
		①　要指導・助言協定数　20 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　19 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　1 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	集落全体で鳥獣害対策に取り組むことで、被害面積が減少した。また、共同作業を通し農地を守ろうとの意識が高まり、死亡や病気により耕作ができなくなった農地の引き受け手の確保が迅速に行われるといった効果が見られた。 集落協定へのアンケートでは、「制度に取り組んでいなければ耕作放棄されていた」と約９割の協定が回答しており、集落全体で農用地を管理することで耕作放棄の防止に繋がった。
		①　交付金交付面積　7,080[45] ha ②　農振農用地区域への編入面積　219 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　2 ha
	水路･農道等の管理活動	協定締結前と比較し、水路・農道等管理活動の回数が増加し、施設の延命化が図られた。また、市町村の対応に頼ることなく自主的に補修を行う集落も見られた。 共同で水路・農道を管理することで、労力の軽減と維持経費の削減が図られ、生産意欲の向上に繋がった。
		①　水路の管理延長　1,749[0.6] ㎞ ②　道路の管理延長　2,149[3.8] ㎞
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等を行うことで、景観の保全が図られた。また、地元の牛糞堆肥を利用した施肥を行い、自然生態系の保全に努める協定も見られた。 集落協定へのアンケートでは、約９割の協定が、「協定締結による活動は、土砂崩壊などの災害の抑制に効果がある」と回答している。
		①　周辺林地の下草刈り　153[0.6] ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　1 ha

<table>
<tr><td rowspan="4">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>農用地等保全マップを作成することで、集落の全体像をつかむことができ、鳥獣害対策を効率的に実施できた。
また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や改良が計画的に行われた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>機械・農作業の共同化によりコストが削減されたことや、高付加価値型農業の実践及び地場産農産物の加工・販売に取り組むことで所得向上が図られ、農業生産活動への意欲向上に効果があった。
認定農業者の育成と新規就農の確保については、集落で担い手を育成していく意識が生まれた。また、担い手への農地の集積・農作業の受委託は農地の維持管理の強化に繋がった。
非農家・他集落との連携や学校教育との連携により、営農体験を通した交流が深まったことで地域が活性化した。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 323 ha
② 高付加価値型農業の実践 45 ha
③ 認定農業者の育成 195 人
④ 新規就農の確保 41 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 81 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 1,216 人
・集落数 54 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>本県では、Ｂ要件（「担い手集積化」）の取り組みは１協定のみである。当該協定は、協定年度途中での取り組みで、当初から約１１ｈａの取組面積があったが、目標面積を１２ｈａと設定し、改めて協定に位置付けたことで、より一層の担い手集積への意思統一が図られた。</td></tr>
<tr><td>① 集落営農組織の育成 ha
② 担い手集積化 純増0［実績11］ ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>協定締結を契機に話し合いが活発に行われるようになり、その結果、住民との繋がりが深まり、集落活動に対する意識が高まった。話し合いの活発化に伴い、農作業の共同化の取組が始まったり、景観作物の作付による集落の景観保全が図られた。また、地場産農産物の加工・販売に取り組むことで、高齢者や女性の活動への参加と意欲向上が見られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>協定締結後は、個々での農地の管理から集落全体で農地を守っていくという考え方に意識が変わってきており、集落の農地の管理について意思統一が図られ、担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった。
また、多くの集落が機械・農作業の共同化に取り組み、集落営農組織を設立するきっかけとなった。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 1 ha
・ 土地利用調整 0 ha
・ 耕作放棄復旧 1 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人
（農業生産法人） 0 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	本県では、急傾斜地に狭あいな田や畑が多数点在しており、「１ｈａ以上の一団の農用地の確保」が困難な場合が多い。耕作放棄地の発生を防止する観点から「市町村長が必要と認める場合には、傾斜要件を満たさない農用地も含めて一団の農用地とする」といった要件の緩和を検討する必要がある。
(2)　交付金交付の効果等	高齢化が進行する中で「５年間以上の継続活動」に不安を感じ、協定を締結できない集落があるため、活動期間の弾力的な運用を図る必要がある。また、協定違反の交付金の遡及返還については、「違反対象農用地に限定すること」や「自己施工の農道および協定参加農家の墓地・分家住宅等の整備は免責事由とすること」等を検討し、地域の実態に応じた活動しやすい制度に改善する必要がある。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		中間年評価に引き続き、指導・助言を要する協定が１協定あるが、それ以外の中間年評価で「要指導・助言」となった１９協定については、市町村やＪＡ等関係機関が連携し指導したことで、目標達成が見込まれる。 集落の将来像を明確にし目標の達成に向けて集落全体で活動に取り組むことで、着実なステップアップを図ることができたため、有用であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		従来から個々で行ってきた水路・農道・農用地の管理を、協定を締結し、集落全体で管理活動をすることで、効率化が図られた。また、集落協定へのアンケートでも耕作放棄の防止や多面的機能の発揮に効果があると約９割の協定が回答している。農業生産活動に対する意識の向上もみられることから、有用であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農用地等保全マップの作成や、農業生産活動の体制整備に向けた、より積極的な活動に取り組む中で、所得の向上や農地の維持管理体制の強化が図られた。また、集落の非農家や他集落との連携が深まり、将来にわたって農業生産活動を持続していく体制が整い始めたため、有用であった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定を締結することで、個々での活動から、女性や高齢者を含む、集落全体での将来像の実現に向けた活動に移行したことで、住民同士の繋がりがより強くなり、集落機能の活性化が見られたため、有用であった。
	その他	機械・農作業の共同化等に取り組むことで、集落全体で農業生産活動を行い、農地を守っていこうという意識が生まれ、集落営農組織設立へのきっかけにもなったため、非常に有用であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度は、耕地面積の約８０％を中山間地域が占める本県では、中山間地域の農業生産活動を下支えする大変重要な制度であると認識している。本制度には、耕作放棄地の発生を防止し農地を保全する効果に加え、交付金による経済的な波及効果や、集落営農の組織化に向けて「きっかけ」になるといった大きな意義があり、評価できる。 本県の約９割の市町村が平成２２年度以降も制度が継続することを要望しているが、中山間地域で、農業生産活動を維持し、耕作放棄の発生を防止していくには、「５年間以上の継続活動」の弾力的な運用、「交付金の遡及返還」の免責事由の拡大、「１ｈａ以上の団地」の要件の緩和、「米の生産調整」との関連付けを廃止する等の改善を検討し、地域の実態に応じた活動しやすい制度にする必要がある。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

○家族ぐるみでの取り組み（高知県奈半利町　大原・西ノ平（なはりちょう　おおはら・にしのひら））
地元の小学校と連携し、共同で景観作物の植栽を行うほか、マラソン大会時の交通整理などの学校行事にも参加している。婦人部がナスの漬け物を加工・販売するといった家族ぐるみで集落の活性化に取り組み、町内量販店で販売することで所得向上にも繋がっている。また、認定農業者の育成の目標人数１人に対し、実績では３人が認定農業者となっている。

○立割フレンドパークの取り組み（高知県土佐町　立割（とさちょう　たてわり））
農業集落かつ自治集落として地域づくりを農業から取り組んでいる。集落の構成員それぞれが役割を担い、地域を盛り上げる活動に取り組んでいる。
集落での担い手育成や減農薬栽培による高付加価値型農業に取り組むほか、花の植栽等で地域の景観向上を図ったり、他集落と連携し、夏祭り等の場に農産物を展示・出品して減農薬栽培農産物を広報する活動を行っている。

○酒米栽培で集落の活性化（高知県いの町　柿藪上（いのちょう　かきやぶかみ））
高付加価値型農業への取り組みとして酒米を栽培し、所得の向上が図られた。地元酒造会社へ酒米を出荷することにより、県内の旅館業者青年部と酒米を通じた農作業体験や借上農地での農作業の実施の交流が行われようとしている。
また、農泊体験による都市住民との交流を行うほか、地元小学校との連携による田植え、草刈等による農業生産活動を通じて、食育の推進を図る取り組みを行っている。

福岡県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	35								
(2) 協定数	696		【うち集落協定	687			個別協定	9	】
(3) 交付面積	6618	ha	【対象農用地面積	7721	ha		交付面積率	86%	】
			【地目別面積内訳	田：	3135	ha	畑：	3483	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	859913	千円	【うち共同取組活動分：	460102	千円		個人配分分：	399812	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		目標を掲げることで計画的に取り組むべき活動が実施でき、話合うことで集落を守ろうという意識が高まった。要指導・助言協定数はあったものの、その全ての協定で２１年度までの目標達成が見込まれる。
		① 要指導・助言協定数 64 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 64 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	本制度による耕作放棄地の増加を防止する効果は、中間年評価の結果からも98%と非常に高い評価である。取組内容の多くは獣害対策や除草作業であり、交付金交付面積全体において耕作放棄地を生み出さない結果となっている。既耕作放棄地の復旧面積、農振農用地区域への編入は僅かな数値ながら、より積極的に耕作放棄地の拡大防止が行われている。
		① 交付金交付面積 6,618【17】 ha ② 農振農用地区域への編入面積 42 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 5.3 ha 【】は個別協定で内数
	水路･農道等の管理活動	作業計画に沿って水路、道路の適正な管理が行われた。中間年評価の結果からも、協定締結前より活動の回数は増加しており、農地への導線を維持する事で農業生産活動を高める効果や共同管理という意識付けができた。
		① 水路の管理延長 712【0.2】 km ② 道路の管理延長 1,017【0.1】 km 【】は個別協定で内数
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りによって、農用地や農業用施設に被害が及ぶのを防いでいる。又、都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）を通じて、農業・農村の持つ多面的機能を外部へ効果的に発信する事ができた。
		① 周辺林地の下草刈り 120 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 22 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	共同で維持管理すべき水路、農道等を地図で明確化したことにより、水路、道路の改修、整備や鳥獣害防止対策を練る上で効果的に行えるようになった。
	A要件	機械・農作業の共同化を行うことにより、低コスト化や農作業への負担減となっている。又、担い手への農地集積を行うことは集落内での計画的かつ有効的な農地利用が行える効果が確認できる。非農家・他集落との連携により農村の技術や生活の理解促進につながった。高付加価値型農業の実践により、収益向上への道筋をつける事ができた。退職者等をターゲットにアンテナをたてて前向きに新規就農者を確保したり、集落内で担い手不足が懸念される中、貴重な担い手を確保できた。 増加分（⑥以外） ① 機械・農作業の共同化 282 ha ② 高付加価値型農業の実践 55 ha ③ 認定農業者の育成 120 人 ④ 新規就農の確保 14 人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 114 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 546 戸 ・集落数 114 集落 ・非対象農家 13人、その他 6団体
	B要件	集落営農組織が設立され生産性の向上や付加価値の高い農業生産が行われている。担い手集積化に体制整備の効果も上がっている。 増加分 ① 集落営農組織の育成 56 ha ② 担い手集積化 14 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	地域内での活発な会話が生まれ、地域の活性化や高齢者や女性の活動意欲が向上した。又、定期的に共同作業を行うことで集落内の連帯感が増した。
	その他	規模拡大を行い大規模経営を目指す意欲ある農業者の活動が他の集落への利用権設定や農作業委託の促進効果にもなっている。また耕作放棄地の防止拡大や集落機能の活性化にも非常に大きな効果を与えている。 ① 加算措置 ・ 規模拡大 13【2】 ha ・ 土地利用調整 33 ha ・ 耕作放棄復旧 6 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人 （農業生産法人） 0 法人 【】は個別協定で内数

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	「制度の見直し」についてのアンケートを集落に対して行ったところ、「事務の簡素化」を望む集落が最も多く56%、「畑緩傾斜要件の緩和」が29%、「分かり易い制度」が28%という結果になった。市町村の意見の中には、上記に対する課題が見られる。交付事務については、「事務的な書類作成・整理等の負担」や「事務処理・会計処理が繁雑すぎる」等、集落内の数名の役員達に過大な負担がかかっている状況にあり、事業継続が危ぶまれている。 対象農用地については「高齢化・後継者不足が深刻化するにつれ、今後中山間事業に加入する面積・構成員ともに減り、農地の選別がいやが応でも進んでいる中で、将来農地として存続する事が難しい急傾斜地の単価が高く、若い担い手が耕作している緩傾斜地の単価が低い、若しくは支給対象外になっている。又、現在の傾斜要件では、農家が規模拡大で意欲的に山林を切り開き造成しても傾斜不足により、本制度に取り組めない」等の現実がある。 又、「中山間地という現状は変わらないのに、集落全体で農地を管理している中で、補助対象農地とならない農地があるため不平等ではないのか」「緩傾斜地でも立地条件が悪く作業効率が非常に悪いところもあり、交付基準について見直すべきだ」等傾斜要件に対しても課題がある。現在の制度は「難解な部分があり理解が十分に及ばない。」「高齢者で構成されている集落が多いため、対象農地や活動内容についてもよりわかりやすくシンプル化を望む」「対象農用地については、複雑な地形が多く傾斜を算定しにくい。」「傾斜や連担の要件が複雑である」「目的と効果を明確化し、効果に応じた対価としての交付金額の設定が必要でないか」との意見が有り、分かり易い制度を望む声が多い。
(2)　交付金交付の効果等	「制度の見直し」についてのアンケートを集落に対して行ったところ、「共同取組活動費の使途自由化」を望む集落が54%、「５年間の継続の緩和」が35%という結果になった。市町村の意見としても「農業以外の用途でも、ある程度使用可能であれば、集落の結束力を高める効果が期待できる」「もう少し使途を広げると更なる効果が期待できる」等共同取組活動費の使途については課題が残る。「５年間の継続」については、「５年間継続という縛りがあるため、無理をして農地を管理している農家も多く、今後も事業が継続した際に協定の締結が困難な集落がある」「高齢化が進む中、高齢者でも継続できるような指導内容が望まれる」「協定参加者の高齢化により、今以上の活動については厳しい」「返還等のペナルティが厳しすぎる」「高齢化による今後の取組への不安」という意見があり、現制度のままでは継続に対しての困難性が見られる。その他「高齢者のみの協定では集落マスタープラン等を作成するのは難しい」「高齢者が多く、数年先も農地を維持管理していく上では、後継者の育成などを含めた総合的な取組をしていく必要がある」等今後は高齢化による担い手不足の解消が課題となってくる。

4　事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	５年間の目標をたて、その目標に向かって活動する事で、集落のより一層のまとまりが図れ、非常に有効であったと考える。しかし、高齢化が進む現状において１０年後の将来像を描くことは非常に困難である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	この制度に取組んでいなければ当該協定農用地の２～３割が耕作放棄地にされたと思われるとの中間年評価のアンケート結果にある通り、耕作放棄地の防止等に効果があり大いに有効であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	集落の実情に応じた取組がなされており、有用であった。農業経営は経済状況の厳しい中で、担い手や後継者の確保は非常に難しい。特に中山間地は条件不利地で集落内の高齢化も進んでおり、当初の目標達成が困難になり、協定項目を見直した集落もあった。

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	話し合い・共同活動による集落機能の活性化・イベント等による地域の活性化など効果は非常に大きく有効であった。今後は、これらの活動を維持・発展させる為、後継者・担い手の確保が課題である。
	その他	規模拡大・土地利用調整・　耕作放棄復旧に取組んでいる集落は少なく、法人設立においては全くない。現状の耕作放棄地防止活動を行うことに手一杯で、集落協定面積が毎年増えにくい状態が続くなど、加算要件は取組にくいと評価される。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
福岡県内の市町村からの総合評価は、Dが１市、Bが２４市町村、Aが１０市町村という結果になった。全ての集落協定に共通していることは、参加者の高齢化が著しく、集落全体で農地を守りたいという意識は高まっているものの、今後の農業生産活動等の継続に対して不安が残っている。 現行対策により、段階的に単価を設定することで積極的な活動を行う集落も出てくるなど、活動に幅ができ集落毎に適した取り組みが可能となり地域の活性化にもつながっている。また、本制度により耕作放棄地の発生防止に対する効果は非常に高く、今後も制度の継続が強く望まれる。 しかし、今後の継続を考える場合には、制度の見直しや事務処理の簡素化、担い手の育成や確保が課題となっている。	B

6　その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	福岡県東峰村　板屋集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
11 ha	水稲、野菜			
交付金額	個人配分			0　%
228 万円	共同取組活動	役員報酬		11　%
	100 %	水路・農道管理費		21　%
		農薬代（無人ヘリ・動噴防除）		22　%
		共同機械購入費		44　%
		その他		2　%
協定参加者	農業者３８名、1組合（構成員３８名）			
取組内容	温湯消毒機による籾種の温湯消毒 無人ヘリコプターによる共同ヘリ防除並びに自走式動噴による共同防除 板屋集落営農組合と朝羽高校との棚田交流プロジェクト 粕屋西小学校・農業体験学習支援事業			
主な効果	○集落での機械・農作業の共同化（目標２ｈａ、H20実績２ｈａ） ○鳥獣被害防止対策（ネット等の設置） ○学校等教育機関との連携（H20実績高校生７名、小学生１０６名）			

市町村・協定名	福岡県添田町上津野集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
16 ha	水稲			
交付金額	個人配分			%
296 万円	共同取組活動	役員報酬		5　%
	100 %	農業生産活動体制整備等（機械購入、田んぼ		50　%
		鳥獣害防止、水路・農道等の維持管理等		20　%
		積立費（協同機械修繕、災害対策）		25　%
協定参加者	農業者 47人、営農組合　1組合			
取組内容	【ＹＯＵ ＫＮＯＷ（遊農）津野の村づくり】 集落営農組織（上津野営農組合）が中心となり、ほ場整備後の農地を大型機械により機械・農作業を共同化。また、田んぼオーナー（棚田オーナー制度）により、都市との交流や地元中学生の農業体験。			
主な効果	ほ場や農道・水路が整備されたこと、また大型機械を導入できたことで営農組合の活動が活発になった。 田んぼオーナーや収穫祭では地域内外を問わず参加者も年々増え、地元中学生が参加することで地域住民にとっても刺激となり、さらににぎやかな取組ができている。 ○ 大型機械の共同利用による営農の効率化　（目標　1.7ｈａ、H20実績　8ha） ○ 非農家との農業生産活動の連携（農業体験および田んぼオーナー）（目標　5戸、H20実績　7戸、中学校30名）			

市町村・協定名	福岡県八女市納又集落協定			
協定面積	田（３０%）	畑（７０%）	草地	採草放牧地
29　ha	水　稲	お茶・野菜		
交付金額	個人配分			50　%
268　万円	共同取組活動	役員報酬		9　%
	50　%	農道・水路管理		8　%
		集落活動		27　%
		その他		6　%
協定参加者	農業者　４０　人　（納又地区外の協定参加者を含む）			
取組内容	【　集落ぐるみで活性化の取組み　】 年々、高齢化・過疎化が進行しており、農用地の維持管理ついては、耕作放棄にならないよう農作業の共同化を図りながら管理を行う。また、昔から培ってきた地域力を発揮し、または潜在的活力の掘り起こしを行うことにより、イベントや都市住民との交流等を行う。実施にあたっては、集落住民が相互に協力しあって取り組んでいく。このことによって、豊かで健康的な暮らしが営まれるような集落形成を目指す。			
主な効果	[平成２０年度までの主な効果] ○　集落内の景観モデル地区調査（九州大学環境デザイン学科）の実施 ・・・棚田の景観保存 ○　舟久保線ほか農道整備事業　（目標　１００m、　Ｈ２０実績　１００m） ○　用水路補修事業（鉛管埋設ほか）　（目標　５０m、　Ｈ２０実績　５０m） ○　集落活動拠点施設「滝の宮不動尊」の整備（水道、駐車場ほか） ○　都市住民との交流による地域の活性化の取組み ・宿泊体験、こんにゃく作り体験の実施（参加者２０名）・・Ｈ１９年 ・堂籠り体験としめ縄づく			

佐賀県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	18									
(2) 協定数	531		【うち集落協定	531				個別協定	0	】
(3) 交付面積	8,214	ha	【対象農用地面積	12,139	ha			交付面積率	68%	】
			【地目別面積内訳	田：	5,942	ha		畑：	2,273	ha】
				草地：	0	ha		採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	1,222,919	千円	【うち共同取組活動分：	613,928	千円			個人配分分：	608,991	千円】

2　交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		中間年評価において要指導･助言協定と評価された１５５協定を含む全ての集落協定について、活動工程表に沿った取り組みが実施され、最終年度である２１年度までに目標達成が見込まれている。また、集落マスタープラン作成により、集落の現状や課題が明確化したことで、集落の団結や目的意識の共有化が図られ、営農活動や集落機能の向上に効果があった。
		①　要指導・助言協定数　155 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　155 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項（体制整備）	耕作放棄の防止等の活動	交付金交付面積8,214haについては、農地の適正な管理が行われるとともに、近年被害が増加しているイノシシ対策が実施され、耕作放棄地の発生防止に効果があった。また、農振農用地へ82haが編入されるなど、生産意欲向上の効果がみられた。
		①　交付金交付面積　8,214 ha ②　農振農用地区域への編入面積　82 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　1 ha
	水路･農道等の管理活動	水路900㎞、道路1278㎞については、計画的･定期的に管理が実施され、農作業を行いやすい環境が維持されたことにより、耕作放棄地の発生防止に効果があった。また、非農家を含めた共同活動により、地域・集落の活性化に繋がる効果があった。
		①　水路の管理延長　900 ㎞ ②　道路の管理延長　1,278 ㎞
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り78haを実施し、農作業を行いやすい環境が維持された。また、景観作物の植栽により、良好な景観が形成されるとともに、体験農園や観光農園の整備により都市住民との交流が積極的に行われ、集落の活性化と連携強化に効果があった。
		①　周辺林地の下草刈り　78 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　5 ha

<table>
<tr><td rowspan="3">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>通常単価協定地区281地区全てにおいて、農用地等保全マップが作成されている。また、作成時や年度毎の計画実行に当たっては、集落内で話し合いが活発に行われ、保全箇所の明確化とともに、保全意識の共有に効果があった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>生産性･収益向上･担い手育成に係る全ての項目について、協定の認定時より数値が増加しており、今後の農業生産活動の継続が期待できる。また、非農家との連携により集落内環境の保全や景観の形成などを行うことにより、地域の活性化が増進される効果があった。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 604 ha
② 高付加価値型農業の実践 31 ha
③ 認定農業者の育成 181 人
④ 新規就農の確保 5 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 174 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 788 戸
・集落数 13 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>集落営農組織の育成に９地区、55haが取組み、将来的な営農継続に向け体制整備されるなどの効果があった。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 55 ha
② 担い手集積化 0 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>協定締結を契機に集落内での話し合いが増加した。また地域を守るための制度として非農家との連携や世代間交流が生まれるなど、地域の活性化に効果があった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>認定農業者が利用権の設定を行い、規模拡大して農業生産活動を行うなどの効果があった。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 2 ha
・ 土地利用調整 1 ha
・ 耕作放棄復旧 1 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人
（農業生産法人） 0 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	制度の対象とならなかった農地（圃場が点在しているため面積要件等で採択とならなかった農地等）や、畑地（当県ではみかんなどの樹園地が多く、交付単価が低く設定されているため取り組みが遅れている）では耕作放棄地化が進み、イノシシの被害等も拡大している。 ５年間の継続実施による目標達成が必要であるが、後継者がいない高齢農業者では、５年後の継続性に不安があることから取り組みの遅れにつながっている。 中山間地域への定住促進のために、協定内農地に農業者以外が移住してくる場合も返還の対象となるなど実情に合わない点もあり、地域の実態に即した改善が必要である。
(2)　交付金交付の効果等	中山間地域等直接支払制度に取り組んだ集落では耕作放棄地の発生防止や地域の活性化等が図られたものの、採択要件等により取り組みが出来なかった地域では、耕作放棄地の発生等により営農の継続ができていないところもある。 また、制度に取り組んだ地域でも、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題は十分に解決できておらず、本制度が継続されないと中山間地域の持続的な発展は困難な状況にある。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落の現状や課題等を踏まえた地域の将来像と、その達成に向けた活動計画を定めた「集落マスタープラン」を作成したことにより、集落全員の意識の共有化に有効であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		計画的・定期的に農地や農道、水路等の管理作業が行われたことにより営農の継続が図られた。さらには、草刈りやイノシシ対策を共同で行うとことにより耕作放棄地の発生防止が図られるなど大きな効果があった。 また、景観作物の作付けなどを通じた都市住民との交流が行われるなど地域の活性化に有効であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		「農用地保全マップ」の作成により活動目標が明確化し、計画的に保全活動が行われた。また、機械や農作業の共同化や、機械利用組合の育成等により省力化・低コスト化が図られた。さらには、認定農業者や新規就農者の確保や、担い手への農作業受託が進むなどの体制整備に大きな効果があった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落の農家以外も巻き込んだ話し合いを通じて地域の将来像が共有化され、地域が一体となって保全活動や、景観植物の植栽、都市住民との交流等を通じて地域（集落）の活性化に有効であった。
	その他	経営規模簿拡大や、認定農業者が土地利用件を設定して農業生産活動を行うなど、農業生産の維持に有効であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度の実施により、集落の将来像を見据えた話し合いを通じて、耕作放棄地の発生防止やイノシシ対策の実施、農地・農道・水路等の適正な維持・管理、機械・施設等の共同購入・利用等による効率化、認定農業者等の育成や農作業受託の実施、野菜や果樹の生産拡大やブランド化、景観作物の植栽等を通じた都市住民との交流などの様々な取組が促進されるなど、中山間地域や集落の活性化に大きな効果があった。 しかしながら、中山間地域の生産者の高齢化は急激に進んできており、経営規模が零細な中、急激な景気の停滞による価格の低迷や、重油や資材価格等の高騰に伴う生産コストの上昇等の影響も一段と大きく、平坦地域との格差はますます広がっている。 このような中、中山間地域における担い手の育成や農業生産の維持を通じた地域の維持・活性化を図っていくためには、引き続き中山間地域等直接支払制度を充実・強化して実施する必要がある。 また、新たな制度設計に当たっては、ブランド品づくりとＰＲ、観光との連携等の前向きな取組や、認定農業者だけではなく地域へ兼業農家の後継者を残す取組、集落間の連携などの広域的取組などについては積極的な支援を行う仕組みにする必要がある。	A

市町村･協定名	佐賀県嬉野市西吉田集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
28.1 ha	16.1ha	12ｈａ		
交付金額	個人配分			40 %
438 万円	共同取組活動	農道･水路の管理費及び簡易な基盤整備費		66 %
	60 %	農業機械･施設の共同購入･利用費		27 %
		その他		7 %
				%
協定参加者	農業者　46人、西吉田機械利用組合（構成員35人）、非農業者5人			
取組内容	【機械利用組合を中心とした集落営農体制づくり】 西吉田集落では、農業従事者の高齢化や減少等により、将来における農地の保全や農道･水路等の管理体制に危機感を覚え、集落協定を締結した。 集落の取組実績は、担い手を確保して、農道の舗装や水路の補修等を行い、トラクター･コンバイン等の事故がないよう作業の安全を図った。また、機械利用組合を設立し、農業機械の共同利用による育苗、田植え、稲刈り、防除等にも取り組んだ。 今後は、機械利用組合を中心とした集落営農実現に向けて、組合員の理解と協力を求めるのが最大の課題である。			
主な効果	○ 非農家と連携し、未舗装の農道･水路の舗装化（農道：目標270m、H19実績270m）（水路：目標100m、H19実績100m） ○ 集落での農業機械の共同利用による営農の効率化･低コスト化 ･機械利用組合の設立（平成18年7月22日） （水稲播種：当初 0ha⇒目標 25ha　、H19実績 3.5ha） （〃　防除：　〃　0ha⇒目標 25ha　、H19実績 8.5ha） （〃　収穫：　〃　0ha⇒目標 25ha　、H19実績 4.6ha）			

市町村･協定名	佐賀県太良町伊福集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
89 ha	水稲、野菜　15ha	みかん　74ha		
交付金額	個人配分			50 %
819 万円	共同取組活動	道路･水路の管理、整備費		28 %
	50 %	農用地の管理、共同利用機械等整備		54 %
		多面的機能増進活動･鳥獣防止対策費		6 %
		その他（役員手当、会議･事務費など）		12 %
協定参加者	農業者７１人、非農業者９人			
取組内容	【機械利用組合を中心とした集落営農体制作り】 水田部門については機械利用組合を中心に機械の共同利用と農作業の共同化により集落営農体制の構築を図っている。また、果樹部門については簡易基盤整備や優良品種の導入に努め、一定の成果が出ている。また、鳥獣害防止対策としてイノシシの防護柵（電柵）の管理とともにワナを設置しイノシシの捕獲に取り組んでいる。			
主な効果	○機械の共同化（目標13.8ha、H20実績20ha） ○認定農業者の育成（目標2人、H20実績3人） ○鳥獣害防止対策の実施（イノシシ防護柵（電柵）の維持･管理　約17ha）			

市町村･協定名	佐賀県唐津市池原協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
68.4 ha	68.4ha			
交付金額	個人配分			50 %
1,406 万円	共同取組活動	集落の各担当者の活動に対する経費		6 %
	50 %	集落マスタープランを実現するための活動に対する経費		8 %
		鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持管理等集落の共同活動に要する経費		
				76 %
		農用地の維持･管理活動等を行うものに対する		8 %
		その他の経費		2 %
協定参加者	61人			
取組内容	【イノシシ防止ワイヤーメッシュ金網の共同設置】 中山間地域等直接支払交付金及び農地･水･環境保全向上対策の両事業を活用して、イノシシ侵入防止ワイヤーメッシュ金網により農地を囲んでしまう対策を行っている。			
主な効果	金網設置時点での労力と時間はかなり費やしたが、共同での設置による地域力の強化に繋がるとともに、イノシシ被害も格段に減少し、また電気牧柵等の設置･管理･撤去作業がなくなり労力削減となった。			

長崎県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	21							
(2) 協定数	905	【うち集落協定	898			個別協定	7	】
(3) 交付面積	7,020	ha	【対象農用地面積	10,985	ha	交付面積率	64%	】
【うち個別協定分：	39 ha】		【地目別面積内訳	田：	5,888 ha	畑：	1,068	ha】
				草地：	ha	採草放牧地：	64	ha】
(4) 交付金額	1,213,734	千円	【うち共同取組活動分：	644,711	千円	個人配分分：	569,023	千円】
						【うち個別協定分：	2,000	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		集落マスタープランに定めた活動を実践することで、集落機能が強化され充実した活動が展開されるようになった。また、中間年評価のアンケート調査より、「住民の繋がりが深まった」（40%）、「住民の集落活動に対する住民の意識が高まった」（68%）「集落の景観が良くなった」（36%）など、地域の活性化への動きが地域の創意工夫のもと進められていることがわかる。
		① 要指導・助言協定数 117 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 116 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 1 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	適切な農地法面の管理（73%）、鳥獣被害防止対策（37%）を実践しており、耕作放棄の防止が図られている。また、中間年評価のアンケート調査より、「協定前より締結前と比較して、鳥獣害被害被害面積が5割以上減った」（60%）、「本制度に取組まなかった場合、5年後の耕作放棄面積が5割以上放棄される」（11%）など、本制度の効果に対して肯定的な評価を得ている。
		① 交付金交付面積 7,020 ha 【39ha】 ② 農振農用地区域への編入面積 37 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 0.8 ha
	水路･農道等の管理活動	協定内の水路・道路が農業用共同施設として適切に管理されており、良好な農業環境が保たれている。
		① 水路の管理延長 1516 km 【1km】 ② 道路の管理延長 1542 km 【5km】
	多面的機能を増進する活動	景観作物の作付けについては協定集落の58%が実践しており、集落に対する意識向上にもつながっている。次いで、周辺林地の下草刈り（52%）で、景観美化や病害虫の発生抑制が図られている。
		① 周辺林地の下草刈り 195 ha 【0.2ha】 ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

<table>
<tr><td rowspan="5">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>活動計画等を記した農用地保全マップに基づいた共同活動を実践することにより、協定参加者相互の意識向上が図られ、計画的かつ円滑な取組みが行われている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>集落の担い手と位置づけられている農業者を中心に機械・農作業の共同化、担い手への作業委託が進んでいる。しかし、体制整備に取組む協定は506協定（56%)であり、その他の協定については、高齢化や担い手不足により要件達成に不安を抱き基礎単価の活動となっている。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 368 ha
② 高付加価値型農業の実践 20 ha
③ 認定農業者の育成 379 人
④ 新規就農の確保 23 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 509 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 213 戸
・集落数 11 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td>着実に集落営農組織が設立されており、目標面積に一部達成していない協定も見られるが、最終年度に向けて計画的に実践されている。
今後活動も意欲的に行われることが予想され、大規模農家等が活動しにくい中山間地域等においても、今後組織化が進むことが期待できる。</td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 26 ha
② 担い手集積化 0 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>集落内外での交流活動を通じたイベントの開催、高齢化集落と青年農業者等との連携、地域を活性化するための女性部・青年部の結成など、集落毎の特色ある活動も展開されており、活動を実施することで集落の結びつきが強くなっていてる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>土地利用調整などの加算措置に対する本県の取組みが７協定が取組まれているが、一定の成果を得ている。県全体としては取組みが少ないため、制度取組み拡大に向け推進を図りたい。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 0 ha
・ 土地利用調整 11 ha
・ 耕作放棄復旧 1 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 1 法人
（農業生産法人） 0 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	体制整備単価に取組んでいる協定については、一定の成果があっているものの、2期対策移行時に要件が見直され2段階に単価設定がなされたが、898協定のうち505協定（56%）は前対策の8割交付に移行している状況であり、制度開始から10年が経過し高齢化が進む中、継続的な農業生産活動を行っていくためには、取組み要件の緩和が必要である。
(2)　交付金交付の効果等	畑地を多く抱える本県にとっては、畑地の推進を図るうえで、畑地の単価が低いことや傾斜要件が厳しいとのことから取組みが進まない状況である。 より一層効果を上げるためには、生産条件にあったコスト差による単価見直し及び傾斜基準の要件緩和が必要である。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		中間年評価にて、「要指導・助言」と評価された協定においても、説明会や話し合いを行い、目標達成に向けた改善策が取られており、集落マスタープランで定めた目標については、計画の遅れ等はあるものの目標達成が見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業生産活動を通じ、耕作放棄の防止等の活動がなされている。また、多面的機能の増進活動として、景観作物の作付けを協定集落の58%が実践しており、集落に対する意識向上にもつながっている。 さらに、個別協定においても、土壌流亡に配慮した景観作物の作付け等を実践しており、多面的機能の増進に繋がっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		機械・農作業の共同化、担い手への農地集積、受委託等の取組みにより、機械経費軽減や営農労力軽減が図られている。自立的かつ継続的な農業生産活動を行うための体制整備には集落自体の努力はもとより、関係機関のサポートも必要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	話し合いや共同取組み活動を通じて、集落内の結びつきが強くなってきており、中間年評価のアンケート調査からも、「住民の繋がりが深まった」（40%）、「住民の集落活動に対する住民の意識が高まった」（68%）「集落の景観が良くなった」（36%）など、地域の活性化への動きが地域の創意工夫のもと進められていることがわかる。
	その他	土地利用調整などの加算措置に対する本県の取組みが７協定が取組まれているが、県全体としては取組みが少ないため、制度取組み拡大に向け推進を図る必要がある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕作放棄率が全国一高く、離島・半島など中山間地域等を多く抱える本県にとって本制度は、耕作放棄地発生防止・解消、多面的機能の確保など非常に効果的で必要不可欠である。 中山間地域の活性化をさらに図るためには、本制度に対するさらなる一般住民の協力や理解を得るための努力が必要である。 集落マスタープランにより活動目標が明確化したことで、前制度と比較して農業生産活動等の体制整備や集落機能の活性化に大きな効果を上げている一方で、農業者の高齢化及び担い手不足等により基礎単価取組みとした集落と大きな格差が生じている。 中山間地域の多面的機能を維持することは、下流域の都市住民をはじめとした国民の生命、財産を守るうえでも必要不可欠であるため、中山間地域の農業情勢を考慮し、課題となっている活動期間の要件緩和や取組み要件の緩和等制度内容の見直し等含めて、今後の制度継続を要望する。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

○長崎県県雲仙市吾妻町　川床集落

［消費者との交流イベント、児童体験農場、米販売を推進］

本制度を活用してイベントを開催し、会員の親睦をはじめ、消費者との交流を通じて、棚田米を主体とした地場農産物の販売に乗り出すとともに、集落内に女性部と青年部を設けて、各部会の活動を通じて集落の活性化につなげる取り組みを行っている。また、地元小学校区内の4集落（本集落を含む）と小学校及び育友会が連携した、児童体験農場を設置している。

棚田まつり：女性部「野菜即売」

棚田まつり：青年部「ソバ打ち」

児童体験農場「稲刈り」

○長崎県松浦市　田代集落

［豊かな自然と体験の里］

田代地区は松浦市の南西に位置し、山や川など自然豊で農業を中心とした地域である。松浦市では松浦体験型旅行協議会を中心として、主に修学旅行生を対象とした田植え・稲刈り等の農業体験をはじめ、味覚体験、自然活動体験をおこなっており、田代地区グリーン・ツーリズム研究会と連携した同取組をはじめ、毎年10～11月には、コスモス畑の収穫祭を開催するなど、都市住民等との交流を図っている。

「コスモス畑の収穫祭」
鑑賞会・各種農業体験など

「稲刈り体験」
農業を通じた都市住民との交流

熊本県評価結果書（最終評価）

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	35								
(2) 協定数	1,383		【うち集落協定	1,364			個別協定	19	】
(3) 協定締結面積	32,567	ha	【対象農用地面積	40,081	ha		交付面積率	81%	】
			【地目別面積内訳	田：	13,946	ha	畑：	4,518	ha】
				草地：	2,081	ha	採草放牧地：	12,022	ha】
(4) 交付金額	2,325,667	千円	【うち共同取組活動分：	1,370,520	千円		個人配分分：	955,148	千円】

2　交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		市町村の最終年評価では、5年間の活動計画を着実に実施することにより、耕作放棄の防止や水路・農道等の適切な維持・管理に繋がっているという効果をあげる市町村が最も多かった。実際、市町村アンケートでも、17年度からの現行対策において新たに導入された取組で有効と思うものを回答してもらったところ、6割近くの市町村で、「集落の将来に対する意識向上（集落マスタープランの作成）」をあげている。 また、共同利用機械の導入によるコスト削減や農作業委託が増加するなどの効果もあり、農業生産活動の体制整備に大きな役割を果たしている。 更に、マスタープランの策定・実践を通じて地域の話し合い活動や集落の活性化に繋がっているという複数の市町村の意見があった。 中間年評価で要指導・助言協定とされた62協定のうち、引き続き、指導・助言が必要な協定数は、１集落となっている。
		①　要指導・助言協定数　62 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　61 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　1 協定
	耕作放棄の防止等の活動	本県では、平成20年度までに1,383の協定が締結され、全国第2位となる32,567ｈａにおいて本制度が取り組まれている。これらにおいては、交付金を活用した共同取組活動等を通じて、全面積において協定締結後5年間は耕作放棄地の発生が防止されており、平坦地と比べ条件が不利な中山間地域における農地の維持・保全に大きな効果を発揮している。 市町村の中間年評価や最終年評価においても、多くの市町村が耕作放棄地の発生防止に効果があったとしており、特に本県の交付面積の4割以上を占める草地及び採草放牧地について「交付金により野焼き等農地保全活動が維持できており、効果が大きい」との意見があった。 また、中間年評価に伴う集落アンケート調査結果においても、すべての市町村とほとんどの集落が、農用地の耕作放棄の未然防止に寄与したと高く評価しており、本制度により耕作放棄地を未然に防止することができた面積は、約5，700ｈａ(協定農用地の2割弱）に及ぶと推測される。 さらに、本制度（現行対策）の実施を契機に農振農用地区域に編入された面積は307ｈａに及んでおり、高齢化等による耕作放棄地の増加が進む中にあって、制度を活用した農地の維持・保全の取組が波及していることが覗える。 「既耕作放棄地の復旧」、「限界的農地の林地化」、「自然災害を受けている農用地の復旧」については、概ね適切に取り組まれており、面積的にはわずかであるものの適切な農地の維持・保全に寄与している。 個別協定については、取組面積が150ｈａと全体の１パーセントにも満たないものの、集落協定の締結が難しい地域において、農業生産活動等が高齢化等によって困難となった農業者の耕作放棄を未然に防止するための補完的制度として機能している。
		①　交付金交付面積【うち個別協定　150ｈａ　32,567 ha ②　農振農用地区域への編入面積　307 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　1 ha

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路･農道等の管理活動	本制度を通じて、本県では水路2,020㎞、道路2,911㎞について管理活動がなされている。 また、中間年評価の集落アンケート調査結果においても、水路・農道等の活動について、協定締結前から行っていたが協定締結を契機に活発に行われるようになったとされたのが783集落(58%）、協定締結前はあまり行われていなかったが協定締結を契機に活発に行われるようになったとされたのが346集落（25%）と、合せて8割を越える集落が協定締結を契機として水路、農道等の共同作業が活発に行われるようになっている。 さらに、管理活動の回数についても、協定締結を機に1～3回増えたとされたのが816集落(60%）、4回以上増えたとされるのが251集落（18%）と、合せて約8割の集落の活動回数が増加している。 このように、これらの活動が対象農用地を維持するための水路・農道等の適切な保全管理に大きな効果を発揮している。 個別協定についは、19協定のうち12協定で水路1㎞・農道9㎞と僅かではあるが、管理活動に取り組んでおり、集落協定の締結が難しい地域において、水路・農道等の適切な管理に寄与している。
		① 水路の管理延長【うち個別協定 1㎞】 2,020 ㎞ ② 道路の管理延長【うち個別協定 9㎞】 2,911 ㎞
	多面的機能を増進する活動	中間年評価のアンケート調査では、全ての市町村と94%の集落が、「制度が多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると回答している。 なお、効果が発揮されている多面的機能については、一般的に中山間地域の農用地が持つと言われている災害防止や水源涵養等の機能の維持に加え、市町村の最終年評価等では次の効果が挙げられている。 （国土保全機能） 本制度を通じて、周辺林地の下草刈りが316ｈａで行われており、農地の荒廃防止など国土保全機能を高めることに大きく貢献している。 また、こららの活動により、鳥獣害による被害の軽減化や山村の景観維持などにも寄与している。 さらに、採草放牧地の維持・管理により、原野火災の防止、自然景観の保全等、国土保全に寄与している。 特に、本県の協定農用地の約4割を占める阿蘇地域の草地及び採草放牧地においては、これらの農用地が適切に管理されることにより、日本を代表する阿蘇の雄大な景観が保たれている。阿蘇地域の市町村の最終評価では、「本制度を通じた活動により阿蘇地域の里山風景が維持され、その豊かな景観や地域に触れることを目的に国内外から多くの観光客が来ており、観光や保健休養など多方面にわたるその効果は絶大」と非常に高い評価となっている。 （保健休養機能） 市民農園の開設や棚田オーナー制度が４ｈａで実施されており、都市と農村の交流が活発化しており、都市住民の癒しの場となっている。 また、協定活動を通じた農地や法面、水路・農道等の保全に加え、景観形成作物の作付けが行われにより、集落周辺の農村景観の維持・向上に大きく寄与している。 （自然生態系の保全機能） 70を超える集落協定で、魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保）や鳥類の餌場の確保等の取り組みがおこなわれており、自然生態系の保全に寄与している。
		① 周辺林地の下草刈り【うち個別協定 1ｈ 316 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 8 ha

<table>
<tr><td rowspan="4">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>農地保全マップについては、427の集落協定で取り組んでおり、中間年評価では、「優良」または「適当」とされた集落は、423集落(99%）と着実に取り組まれている。
中間年評価の市町村アンケートでは、26市町村のうち約5割（12市町村）の市町村が、農用地保全マップの作成は有効と回答している。市町村の最終年評価においても、具体的効果として、農地保全マップを作成することにより、文面では分かりにくい保全する農用地、水路、農道が明確化したこと、農地保全マップを活用することにより、これまでの活動状況を確認できることや計画的に補修できることなどが挙げられている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>20年度の実施状況調査では、農業生産活動等の体制整備に取り組んでいる協定は、427協定あり、そのうち、Ａ要件に418集落協定が取り組んでいる。
①機械・農作業の共同化
機械・農作業の共同化が1,740ｈａにおいて実施されており、経費の削減や農作業の効率化に効果を発揮している。
また、機械・農作業の共同化を通じて、集落営農組織設立の気運も高まっている集落もあり、実際に集落営農組織としての機能を持つものも出てきている。
②高付加価値型農業の実践
高付加価値型農業の実践に取り組んでいるのは、29協定集落。具体的には、菊池市における新規作物（古代米）の導入や水俣市の「サラたまちゃん（タマネギ）」の作付けなどに取り組んでおり、一定の効果をあげている。
③認定農業者の育成
本制度を通じて238人の認定農業者が育成されており、担い手の育成に大きく寄与している。また、協定集落内における担い手の明確化にも繋がっている。
④新規就農の確保
本制度を通じて、22人の中山間地域における新規就農者が確保されている。また、新規就農者にとっても集落の支援を受けやすい状況が作り出されている。
⑤担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）
担い手への農地集積が18ｈａ、担い手への作業受託が380ｈａと行われており、本制度を契機とした担い手への農地集積が進んでいる。
⑥非農家・他集落との連携
多面的機能の発揮としての「非農家・他集落等との連携」については、263協定が取り組んでおり、連携集落172集落、非農家197戸となっている。主な活動は、景観作物の作付けや水路・農道等の維持管理などであるが、市町村アンケートでは、「集落間の交流が増え、他集落との共同取り組みが始まった」、「景観作物の作物の作付けを通じて子供会、老人会との交流が生まれてきた」などの成果も挙げられており、非農家･他集落との連携に寄与していることが覗える。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 1,139 ha
② 高付加価値型農業の実践 72 ha
③ 認定農業者の育成 238 人
④ 新規就農の確保 22 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 230 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 197 戸
・集落数 65 集落</td></tr>
<tr><td>B要件</td><td>集落を基礎とした営農組織の育成については、13集落協定集落で取り組んで下り、160ｈａで農業機械の共同利用等が行われている。
担い手の集積化については、１集落協定で取り組んでおり、21年度中には目標（4.2ｈａ）に達する見込みとなっている。
増加分
① 集落営農組織の育成 134 ha
② 担い手集積化 4 ha</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>市町村の中間年評価や最終年評価においては、協定活動を通じた集落の話し合い活動の活発化や非農家等も巻き込んだ共同取り組み活動の実施により、集落のまとまりが深まり、集落活動が活発化したとの意見が多かった。
中間年評価のアンケート調査においても、全ての市町村と98%の集落が、「集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答しており、実際に「協定締結を契機に集落の話し合い活動が活発化した」と回答した集落が約9割を占めている。
また、こうした話し合い活動を通じて、6割以上の集落が「集落活動に対する住民の意識が高まった」と回答しており、さらに、「祭りの地域活動が復活したという」意見などもあり、農業面に限らず多様な集落活動に繋がっていることが覗える。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>(加算措置)
加算措置に取り組んでいるのは、1,383協定のうち16協定(1%）と多くはない。
・規模拡大加算については、13協定28ｈａで取り組んでいる。
・土地利用調整加算については、20年度現在での取り組みはない。
・耕作放棄復旧加算については、1協定6ｈａで取り組んでいる。なお、21年度までの達成を見込んでいる。
・法人設立加算については、2協定で取り組んでおり21年度までの農業生産法人設立を見込んでいる。
(その他)
集落アンケートによると、交付金の共同取組活動分の支出先として、93%の集落が「主に市町村内」で費消していると回答、中山間地域における少なからぬ経済効果を及ぼしていると推測される。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 28 ha
・ 土地利用調整 0 ha
・ 耕作放棄復旧 6 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人
（農業生産法人） 2 法人</td></tr>
</table>

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	（制度の継続） 　制度に関して、市町村及び集落から最も多く寄せられたのは「制度の継続」であった。このため、県としても制度の継続を要望したい。 　なお、以下、制度の継続を前提に課題・要望等を取りまとめている。 (対象地域・対象農用地の要件緩和) 　中間年評価の市町村アンケート調査では、「対象地域の要件緩和」や「対象農用地の要件緩和」、集落からは「一団の農用地の要件緩和」や「傾斜条件の緩和」など、対象地域・対象農用地の要件緩和に対する意見が寄せられている。これは、対象とならない農用地が耕作放棄地となり鳥獣害のすみかになっていたり、集落内に対象者と非対象者がいるために集落活動が円滑にいかないなどの現状を踏まえてのことである。 　このため、著しく条件の厳しい集落においては、傾斜に関わらず農用地の全てを対象とできるような要件を検討する必要がある。（現行制度では、耕作放棄率が要件となっているため、条件が悪くてもがんばっているところは対象とならない。） 　また、現行制度では、指定地域の見直しにより対象地域の指定が解除となった場合、制度の対象とならないとされている。一方、平成20年6月に農林統計上の中山間地域の地域類型が見直されていることから、特認地域のガイドラインに基づき農林統計上の中山間地域を対象としている場合は、3期対策では対象とならない地域が発生している。 　このような地域では、集落内の非農家や高齢者等の活用、近隣の担い手への委託等、多様な形での新たな農村維持システムが定着しつつあり、制度が活用できない場合には、このシステムが全て崩壊することを意味しており、集落の崩壊につながりかねない状況にある。もちろん、特認の独自基準を設定することも制度的には可能であるものの、現実的には新たな基準を設け、更に条件不利地であるテータを収集・作成することは非常に困難である。 　このため、2期対策で対象となっている地域については、あらかじめ特認のガイドラインに位置づけするなどの措置を講じる必要がある。 (事業期間の短縮) 　中山間地域では高齢化が進展しており、2期対策の協定締結時においても、大きな課題となっていたが、5年間継続できるか」という点である。3期対策の協定締結時においても、さらに大きな課題となると思われ、例えば、5年間の協定だけでなく3年間の協定を認めるなどの柔軟性を持った制度設計の必要がある。 （地方自治体に対する財政措置） 　市町村及び県の財政は非常に厳しい状況にあり、現在のように地方自治体に負担を求める制度であれば、将来的には地域によって支援に格差が生じかねない。 　本制度の趣旨を鑑みると全国一律の支援水準が確保されることが望ましいことから、国と地方自治体の共同で実施するというフレームは堅持しつつ、地方自治体の負担分を全額交付税措置するなど、負担軽減措置を講じられたい。

(2) 交付金交付の効果等	（返還に係る要件の緩和） 　災害等の不可抗力による農地の一部転用や公共事業用地としての農地の提供等に対しては、直接的な事情によるものでなくても、制度の目的を著しく逸脱しておらず、無秩序な土地利用とならないと判断される場合には、返還免責の対象となるよう、弾力的な運用を検討する必要がある。 　さらに、高齢化が進む中、適切な農用地の維持・管理を進めるためには、協定集落の統合などの取り組みも進めていく必要があると思われるが、現行制度の規定では、一筆でも耕作放棄地を発生させた場合、協定認定時に遡りすべての交付対象面積について返還が求められる。 　このため、人的体制の弱体化している地域の協定農用地を対象として協定統合を進めることは、返還のリスクが増すことにつながるため、これらの規定が協定統合の動きを阻害している要因となっている。一定以上の協定集落の統合を進めた場合には、返還に係る要件を緩和するなどの柔軟な制度設計が必要である。 (交付金の配分) 　市町村からは、「集落により取組みに温度差があり、活動に熱心で交付金が不足するところもあれば、共同取組活動の使い途に苦慮しているため、もう少し柔軟に集落に対する配分ができるような制度にして欲しい」との意見や、県の第三者委員会においても「頑張ったら上乗せするような柔軟性のあるシステムにならないのか」という意見もあった。集落への配分について、市町村や地域の発想や柔軟性を活かせるようなシステムの検討が必要である。 （体制整備単価の要件緩和） 　協定集落においては、「前対策のようにして欲しい」、「体制整備単価のハードルを下げて欲しい」との要望が寄せられており、県の第三者委員会では、「評価にあたっては、制度が求めていたものが何なのかをを重視すべき」との意見がある。交付金の基礎部分については、制度本来の目的である農業生産活動等の継続に対して支払うべきで、望ましい営農への誘導部分については、加算措置等で対応するなどの検討が必要と思われる。 (確認作業等の省力化) 　市町村の事務的ミスなどにより、全体からすると僅かではあるが交付金の返納が発生している。これらの問題は、市町村の限られた人員体制のなかで、膨大な農地のデータを筆毎に管理しなければならないため生じているものと思われるが、本来、適正に確認事務等を行っていれば防げる問題でもあり、県としての指導を強化していく必要があるものと思われる。 　ただ、一方で確認事務等に多大な労力を要している実態もあり、事務の簡素化や農地（地図）情報システム等を活用した確認体制を構築するなど、国レベルでの対策が必要である。

4 評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに定めた取り組むべき事項について、「集落の5年間の活動工程表」に則して、1協定を除き全ての協定で21年度までに計画的かつ着実に目標達成が見込まれる。具体的には、中間年評価で、要助言・指導とされたは、62集落（重複を除くと49集落）であったが、そのうち引き続き、指導・助言が必要な協定については１集落あり、市町村の最終年評価では21年度までの目標達成が見込まれている。なお、土地利用調整加算について、要助言・指導となっていた集落については、市町村による助言・指導を行ってきたものの、中核的農業者の病気・死亡等により、集落の体制が一変。結果的に取り組みを断念しており、20年度中に交付金の返還の手続きを行っている。 また、マスタープランについては、集落の将来に対する意識向上、農業生産活動の体制整備、あるいは集落の活性化などにも効果をあげており、有用な仕組みとなっている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		平坦地域に比べ、自然的、経済的、社会的条件において不利な中山間地域において、本交付金を活用して、適切な農業生産活動が行われており、耕作放棄の未然防止や農地の維持・保全に大きく貢献するなど、非常に有用な取り組みとなっている。 水路・農道等の管理活動については、集落の活動回数が増加し、適切な保全・管理に大きな効果を発揮し、さらに農村景観の向上にも寄与しており、非常に有用な取り組みとなっている。 多面的機能を増進する活動については、災害防止や水源涵養等の機能、国土保全機能、保健休養機能、自然生態系の保全機能の増進に寄与しており、特に都市住民が恩恵を感じられる部分でもあることから、非常に有用な取り組みとなっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、ワンステップ上の活動として、集落保全マップの作成・実践に加え、協定集落の状況に応じた様々な取組がなされており、機械農作業の共同化によるコスト削減、高付加価値型農業の実践、さらには担い手の育成など、一定の効果をあげていると評価される。 ただし、1,364集落協定のうち427集落協定(31%）の取り組みにとどまっており、その有用性を周知するなど、今後、残りの集落協定に対する推進が必要となっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度により、協定活動を通じた集落の話し合い活動の活発化し、集落のまとまりが深まるとともに集落活動が活発化するなどの大きな成果をあげている。さらに、祭りなど地域の伝統文化の保存にも寄与しており、非常に有効に機能している。
	その他	加算措置については、一定の成果はあげているものの、全体からするとわずかな協定が取組むだけとなっている。これは、加算措置で求められる要件が厳しい割りに、上乗せされる単価がかならずしも十分でないという点が大きな要因と思われ、制度としては十分に機能しているとは言えない状況である。

5 総合評価

評価内容	区分
本県における中山間地域は、県土の7割を占め、農業面においても耕作面積及び農業算出額の約5割を占めるなど、本県農業を支える重要な地域である。 しかし、平坦地域に比べ、傾斜が急な農地が多いなど、生産条件が不利であり、農家1戸当たりの生産農業所得は、平坦地域の約6割に留まっている状況にある。 さらに、生活環境基盤の整備の立ち遅れや就業機会の減少等、社会的、経済的にも不利な状況下にあり、若年層の流出による高齢化・過疎化の進行に伴い、地域全体の活力が衰退してきている。 また、県全域で耕作放棄された農地の過半を中山間地域が占め、経営耕地面積に対する割合では平坦地の1.6倍以上となっており、県土保全や水源涵養の多面的機能の低下はもとより、持続的な農業の発展が懸念さえている。 このような状況の中、本制度については、農業生産活動等を通じた耕作放棄地の未然防止や、農地、水路、農道等の適正な維持・保全、多面的機能の増進、さらには集落活動の活性化など様々な効果を発揮しており、中山間地域においてきわめて重要な施策となっており、欠くべからざるものとなっている。 【特記事項】 本制度が、本県にとって欠くべからざる重要な施策であり、２２年度以降も継続が必要であることから、評価区分をＡとしている。 しかしながら、市町村の評価で最も多かったのはＢ評価であり、いくつかの市町村にその理由について、問い合わせた結果、「制度としては非常に評価しており継続が必要であるが、改善の余地や中山間地域の抱える課題を解決できていないため」という理由がほとんどであった。 つまり、制度としては評価しているが、中山間地域全体では様々な課題もあるのでＡではなくＢとした市町村が多いものと推測され、市町村の担当者の考え方に大きく左右されている可能性がある。 これは、評価の判断基準が明確でなく主観的な評価となっているため起こったことであり、実際に県の第三者委員会においても「主観的な評価は意味がない。５年間の評価と今後の課題は別にするべき。」との指摘もあった。今後は、中間年評価のように、判断基準ガイドラインを示すとともに、評価と今後の課題は別にするなどの措置を講じられたい。	A

6　その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	熊本県阿蘇市　阿蘇牧野集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4,697.9 ha			577.4ha	4,120.5ha
交付金額	委員会配分			40　%
5,753 万円	共同取組活動	防火帯･牧道･草地更新･牧柵整備等の維持管理		30　%
	60 %	共同作業日当等		20　%
		作業機械リース･機械修理整備等経費		10　%
				%
協定参加者	647人			
取組内容	[集落内における取り組] 共同利用組織の充実を図り、原野保全に向け年次計画を策定し、農地保全マップの作成により防火帯整備･牧道整備･草地更新･牧柵整備等を行い計画的にり取り組んでいる。また、野焼きボランティアを活用し、都市農村交流の取り組みも行っている。			
主な効果	･草地･採草放牧地の維持管理 ･牧道･防火帯･牧柵等の整備 ･認定農業者の育成			

市町村協定名	熊本県水俣市寒川集落			
協定面積	田（97.25%）	畑（2.75%）	草地	採草放牧地
9.32 ha	水稲	野菜等		
交付金額	個人配分			50　%
193 万円	共同取組活動	・集落の各担当者の活動に関する経費（役員報酬）		6.2　%
	50 %	・河川・棚田景観作業費		11.7　%
		・水路、農道管理費		3.7　%
		・鳥獣害対策費、その他		28.4　%
協定参加者	10人			
取組内容	当初は、水路・農道の維持管理など営農活動を主とした活動であったが、水俣市久木野ふるさとセンター愛林館と連携した耕作断念田活用やグリーンツーリズムなど活動の幅を広げながら、第２期対策まで協定協定を継続し現在に至っている。 　また、寒川集落は、集落に残る技術や芸能、味、暮らしを屋根のない博物館に見立てて、そのまま展示する「村丸ごと博物館」の地域として様々な取り組みを行っている。 　さらに、５月には田植えのために水を張った棚田に、約2,000本の竹のたいまつを立てて飾る「棚田のあかり」を開催するなど様々な活動を行っている。			
主な効果	○ 機械の共同利用による営農の効率化（草刈機械等の共同利用） （水路・農道の草刈り作業：制度開始当初0ha、目標0.85ha、H20実績1.1ha） ○ 都市住民との交流による地域の活性化 　・「棚田のあかり」参加者の増（(H18）10ha、－名、(H19)30ha、300名、(H20)30ha、400名）			

大分県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	1105		【うち集落協定	1072			個別協定	33	】
(3) 交付面積	14653	ha	【対象農用地面積	17,719	ha		交付面積率	83%	】
			【地目別面積内訳	田：	12747	ha	畑：	671	ha】
				草地：	379	ha	採草放牧地：	857	ha】
(4) 交付金額	2,217,946	千円	【うち共同取組活動分：	1264789	千円		個人配分分：	953372	千円】

2　交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・プランに沿って着実に取り組みを実施している集落が多数を占めており、将来の集落についての話し合いを行う機会が増加し、地域の農業は地域で守っていくという理念が浸透している。　・予め5年間の活動プランを作成することによつて、計画的な工程管理とステップアップが図られた。また、指導、助言を行う観点からも実行が容易であった。
		①　要指導・助言協定数　480 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　469 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　11 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・交付金の活用により、農地の法面管理や既耕作放棄地の復旧が行われた。・個別で対応できない農地管理は、本制度の取り組みを通じて集落協定での草刈り等により耕作放棄防止が図られた。・鳥獣被害対策として各関係機関との連携協議を行いながら、各集落においても対策活動が積極的に行われた。・協定農用地からの耕作放棄地の発生は無く、高齢農家の所有農地を協定参加者による共同作業により、草刈り、耕起等の管理体制の確立が図られた。
		①　交付金交付面積　14653 ha【2】 ②　農振農用地区域への編入面積　244 ha ③　既耕作放棄地の復旧面積　6.1 ha
	水路･農道等の管理活動	・多くの集落協定において、農道、水路の単なる維持管理にとどまらず、年次計画での水路、農道整備が行われ、通常年１回程度の作業であったものが、年３回に増加する集落もあり、営農活動の基盤となる資源の整備が図られ大変大きな効果をもたらした。　・水路、農道の維持管理に関しては、協定締結前から行われていたが、本交付金を活用し補修、改修も可能となり、農業生産活動の永続性に大きく寄与している。
		①　水路の管理延長　2532 ㎞【2】 ②　道路の管理延長　2168 ㎞【2】
	多面的機能を増進する活動	・協定農用地の周辺は林地となっており、営農する上で鳥獣被害防止など林地の下草刈りは不可欠であり、共同取組として行われたことは、今後の農業生産活動を行ううえで効果的な取り組みとなった。また約60ｈａ程度ではあるが、都市住民や学校教育機関等の交流により、農村の良さや農業の役割を広く認知してもらう絶好の機会となった。
		①　周辺林地の下草刈り　154 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　60 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・保全マップの作成により、保全すべき農用地が集落内で共通認識されたり、鳥獣害防止対策を行う箇所、農作業を共同で行う圃場などが明確となり、計画的な取り組みが可能となった。　・農用地等保全マップを活動要件の確認手段として有効に活用している。・地域内の管理施設の把握が容易となった。
	A要件	・農業生産活動等の体制整備としての取り組みを通じて、多くの集落営農組織の設立をはじめ、1564ｈａで機械・農作業の共同化が実施され、79ｈａで高付加価値農業の実践、184人の認定農業者の育成、50人の新規就農者の確保、1217ｈａの担い手への農地集積等が行われており、本制度を契機とした永続的な農業生産体制の確立がされた。・都市住民との交流活動（棚田散策活動等）の実施や小学校の農業体験学習、大学生との各種交流事業等の取組により地域の活性化が図られた。 増加分（⑥以外） ① 機械・農作業の共同化 1,352 ha ② 高付加価値型農業の実践 81 ha ③ 認定農業者の育成 152 人 ④ 新規就農の確保 39 人 ⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 809 ha ⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 503 戸 ・集落数 50 集落
	B要件	・法人組織及び特定農業団体など、これまでの地域農業の取り組みを発展させた組織体制が確立され、組織による機械の共同化が446ｈａ、組織への農地集積が235ｈａ程度行われ、集落ぐるみの取り組み及び計画的な生産体制が可能となった。 増加分 ① 集落営農組織の育成 156 ha ② 担い手集積化 69 ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・制度での取り組みを牽引する役員会の開催、協定参加者への取り組み計画の説明・協力要請など、年間でも多くの話し合い活動が実施され、集落内の農家・非農家を問わず協力体制が確立される傾向が見受けられる。また、高齢者の生きがいづくり・農村女性の融和を図る観点から園芸作物の生産を開始した集落もあり、地域づくりに繋がる取り組みが行われている。・集落の特色ある伝統文化継承活動や小学校等の農作業体験学習の実施により、子供から高齢者までの幅広い参加が可能となったことから地域の活性化が図られた。
	その他	・耕作放棄地の防止活動は地域を守る活動であり、本制度の取り組みを通じて20ｈａ程度が復旧されている。また、永続的な農業生産体制の確立・地域に根ざした担い手育成を図る観点から、27集落において法人が設立され、２１年度までには特定農業法人の加算措置要件を達成することを目標に活動が加速されている。 ① 加算措置 ・ 規模拡大 121 ha【1】 ・ 土地利用調整 177 ha ・ 耕作放棄復旧 20 ha ・ 法人設立（特定農業法人） 27 法人 （農業生産法人） 23 法人

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	比較的参加人数の多い協定については、取り組める活動の幅が広く、営農組織の立ち上げや、機械導入、大規模な鳥獣害対策を実施するなどの顕著な効果が表れているものの、規模の小さい協定については協定の設定目標に対しての必要最低限の活動までしか出来てない状況もあり、今後の発展のためにも近隣集落との統合等も視野に入れていく必要がある。協定集落同士の支援体制も具体的に定めるような制度が必要である。（小規模高齢化集落支援モデル事業のような形で、一定規模以下の協定の支援規定など）
(2)　交付金交付の効果等	交付金を活用し、共同利用機械の購入や農作業受委託等が行われることによりコストの低減や農家の労働負担は軽減が図られてきてはいるが、高齢化・担い手不足の解消までには至っておらず、規模の小さい集落においては受委託のシステム作りまで及ばないところもある。今後、集落営農組織の構築と並び、新規就農加算等、新しい労働力確保のための方策が必要である。

4　事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落の目指すべき方向性を定めることで、具体的な活動の設定がしやすくなり、取組がスムーズになった面もあるが、体制整備の活動や必須事項でその内容を結局再掲することとなり、集落にとって分かりにくい面もあった。達成状況や評価の対象とすることが適切なのか疑問がある。年各集落の取り組みとしては集落組織の構築に向けた活動が多くみられ、一定の効果があったと思われる。中間年評価において要指導助言となった集落協定については、その後の指導による協定内容の見直し等により、２１年度での達成がほぼ見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・基礎となる取り組みとして耕作放棄地の発生防止は集落協定参加者の協力での草刈や耕起などが行われたり、水路農道の管理は毎年確実に実施されるなど、協定としての活動に効果が見られた。また、景観形成や林地の下草刈りなど、多面的機能の増進活動においても地域の環境美化や行事に貢献している。・都市住民、学校教育機関等、非農家との交流が促進される集落内外の住民の繋がりが生まれ、農業や農村環境に対する理解が深まり大きな成果となった。・鳥獣害対策については地域ぐるみで防護柵の設置を行い効果を発揮している。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・共同利用機械の購入や共同防除等の共同作業の実施をはじめ、農地集積、農作業受委託の取組み増加に大きな効果があった。また、非農家や他集落との作業協力も行われ、連携の進んだ地区は協定の統合なども行われるなどの効果も見られた。　・担い手の育成は中核となる農家を中心とする組織作りと新規就農者の確保を行っているが、一部では遅れが見られ、また、集落営農組織の育成、担い手集積化については遅れが見られる集落もあり、指導、助言を行い目標達成へ向け集落との連携を図る。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・集会所の設置や総会開催による集落内の意思疎通の場が形成されたことや、老人会や女性組織との協力など、集落機能の活性にも大きな影響があった。地区行事の継承や新たな集落行事の開催なども行われるなど、中山間地農業の活性のみならず、地域活性の面も大きく、広い観点から制度の継続が必要と思われる。
	その他	・加算措置に基づき、永続的な安定した農業経営をめざした担い手対策として、法人組織設立により農業生産活動の取り組みが広がっており、多くの人材活用がされている。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・中山間地域等直接支払制度への取組みをきっかけに、農地や水路農道などの施設の維持管理はもとより、集落営農への移行が進み、生産組織から法人組織の立ち上げまでに至った地区もあり、また、営農だけでなく、環境美化や交流、話し合いの場の増加など、非農家や他集落にも波及するような多面的機能の増進活動が行われ、集落の活性化にもつながる効果が見られた。しかし、一方では集落基盤の脆弱さから、農地や施設の維持管理で精一杯で、次の段階に進めない集落や、必要最小限の目標達成までしか出来ない地区もあり、今後もそれらの地区、さらには活動を進めた地区についても生産体制の安定にはまだ時間を要することから、さらなるフォローが必要であるが、おおむね評価できる。	B

6　その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	大分県別府市天間集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
26 ha	水稲			
交付金額	個人配分			0 %
556 万円	共同取組活動	役員手当・消耗品費		3 %
	100 %	水路・農道維持管理活動、猪防護柵補修維		10 %
		共同機械購入費		37 %
		農機具・猪防護柵改修費積立金		50 %
協定参加者	農業者47人			
取組内容	集落全体を取り組むように猪防護柵を設置（18年度設置）し、農作物を鳥獣被害よりの防止を図った。 また、設置だけでなく点検、補修作業の及び周辺隣地の草刈を実施。 集落営農組織の設立により、担い手による農作業の受託、共同機械の購入を行った。 また、設置だけでなく点検、補修作業及び周辺隣地の草刈りを実施した。 集落営農組織の設立により、担い手による農作業の受託、共同機械の購入を行った。			
主な効果	猪による農作物の被害が減少したため、猪の被害により休耕田となっていた水田に作付がされた。 高額な農機具について、共同購入することにより農家の負担が減少した。 地元直売所に地元農産物の販売が増加した。 高額な農機具について、共同購入することにより農家の負担が軽減された。 地元直売所の地元農産物の販売が増加した。			

市町村・協定名	大分県由布市柚の木集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
26 ha	26			
交付金額	個人配分			41 %
543 万円	共同取組活動	共同利用機械購入費		32 %
	59 %	農道・水路整備費		7 %
		農地管理費		1 %
		多面的機能増進活動費外		19 %
協定参加者	農業者17人、農事組合法人1、非農業者2			
取組内容	地域農業の担い手として、平成18年12月に協定参加者全員が構成員となる法人組織を設立し、農地の集積や機械の共同化を推進することにより、水稲や大豆、ソバ等の生産コストの低減や作業効率の向上が図られているほか、地域内の高齢者を雇用した野菜生産の拡大もされている。 同化を推進することにより、水稲や大豆、ソバ等の生産コストの低減や作業効率の向上が図られているほか、地域内の 高齢者を雇用した野菜生産の拡大が図られた。			
主な効果	集落内の担い手となる法人組織が設立され、農地を安心して任せられる体制が整った。また、従来の個別経営から機械 作業の共同化により農業の生産性が向上するとともに住民同士の繋がりが深まり、皆で集落を守るという意識が高まった。			

宮崎県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	24								
(2) 協定数	449		【うち集落協定	449			個別協定	0	】
(3) 交付面積	5,750	ha	【対象農用地面積	6,719	ha		交付面積率	86%	】
			【地目別面積内訳	田：	3,644	ha	畑：	1,965	ha】
				草地：	1	ha	採草放牧地：	141	ha】
(4) 交付金額	739,351	千円	【うち共同取組活動分：	426,730	千円		個人配分分：	312,621	千円】

2　交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	本県の市町村の集落協定において、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動行程表」に即して、21年度までに計画的かつ着実に実施されたことによる効果としては、 ・農業生産活動等として取り組むべき事項として、各集落で話し合い活動を行いながら、計画的に水路や農道の整備活動、周辺林地の整備等を行うことで、耕作放棄の発生防止とともに多面的機能の増進も可能となるなど、対象外地域に比して適切な営農活動等が可能となった。 ・自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項に取り組んだことにより、農業用機械の共同化による生産コストの低減や集落の将来を見据えた営農活動の段階的な実施が可能となり、集落によっては集落営農の組織化や新たな担い手の確保、体験農園の運営等による他集落・非農家との交流も行うことができた。 ・その他として、集落の役員はもとより協定参加者の意識が変化し、「自分達の集落は自ら守る」といった自立心が芽生えたばかりでなく、更に地域全体を巻き込んだ取組が行われるなど地域活性化にも寄与している。
	①　要指導・助言協定数　73 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　73 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　0 協定

<table>
<tr><td rowspan="6">(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項</td><td rowspan="2">耕作放棄の防止等の活動</td><td>中山間地域の農用地は、過疎化・高齢化が進行する中、生産条件の不利に加え、鳥獣被害の増加などが起因し農業生産活動の継続が危惧される状況である。このような中、平成２０年度の取組状況では、ハード対策として「鳥獣被害防止対策」に321集落（約7割）、「農地の法面管理」に309集落（約7割）、「簡易な基盤整備」に109集落(約3割)が取り組まれ、ソフト対策として、耕作放棄の恐れのある農用地について、「賃借権設定・農作業の委託」を173集落(約4割)が取り組まれたことにより、耕作放棄地の発生を防止できた。
中間年評価のアンケート調査で、耕作放棄の抑制効果の問いに対し、市町村では、交付対象市町村の全市町村（24市町村）で「効果がある」若しくは「一定の効果がある」と回答している。また、同じく集落協定代表者にあっては、98%の集落協定で「効果がある」若しくは「一定の効果がある」と回答している。
同じく集落協定代表者へのアンケート調査で、「協定を締結していなかった場合、どの程度の耕作放棄がなされたか」の問いに対し、2割程度以上と回答した協定が6割であった。これを基に単純に試算すると、5年間に690haが耕作放棄されたことになり、H17年度の本県耕作放棄地面積4,685haに対して、15%にも相当するものであり、本制度による耕作放棄の防止等の効果は顕著であると推測される。
また、本交付金の導入をきっかけに農振農用地区域への編入を62.2ha行うとともに、耕作放棄地の復旧も4.1haの農用地で取り組まれ、優良農用地の確保も図られた。</td></tr>
<tr><td>① 交付金交付面積 5,750 ha
② 農振農用地区域への編入面積 62.2 ha
③ 既耕作放棄地の復旧面積 0.3 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水路･農道等の管理活動</td><td>本制度導入前は、水路・農道等の管理活動は個人管理で、十分な管理が行われていなかったが、本交付金の活用により、共同で作業を行うことにより活気が出てきて、協定参加者相互の連帯感が強まるなど、適切な維持管理が可能となり、集落によっては地域住民との連携・協力による管理活動も行われる集落も出てきた。
管理活動の内容としては、水路の泥上げ等や農道の草刈り・簡易な補修等が実施されており災害の防止効果もみられ、災害発生時は行政と協議し、速やかな対応が可能となるなど、機能維持による営農活動の継続が図られている。
また、中間年評価の集落協定代表者へのアンケート調査によると、「農地法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の年間回数が以前より増えた集落」は、376集落(約8割)もあり、このうち約3割(95集落)が4回以上増えたと回答しており、本交付金による効果は非常に大きいことがうかがえる。</td></tr>
<tr><td>① 水路の管理延長 771.7 km
② 道路の管理延長 1,159.6 km</td></tr>
<tr><td rowspan="2">多面的機能を増進する活動</td><td>平成２０年度の取組状況では、多面的機能を増進する活動として、372集落(約8割)で249haの「周辺林地の下草刈り」が行われ、132集落(3割)で「景観作物の作付け」が行われ、都市農村交流として17集落が取り組まれるなど、中山間地域が有する多面的機能の維持・増進が図られ、災害の抑制、景観の保全、自然生態系の保全、水源のかん養、伝統文化の継承等で高い効果が現れている。
また、中間年評価の市町村へのアンケート調査では、24市町村のうち、半数が「効果がある」と残り半数が「一定の効果がある」と回答している。同じく集落協定代表者へのアンケート調査によると、「効果がない」と回答した集落が15集落あるが、4割に相当する178集落で「効果がある」、残り257集落で「一定の効果がある」と回答していることから、ほとんどの集落で多面的な効果が発現しいる。</td></tr>
<tr><td>① 周辺林地の下草刈り 249.2 ha
② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 9.8 ha</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>市町村内の集落協定において、それぞれ集落目標が設定され、農用地等保全マップが作成されることにより、保全する農用地等が明確になり、将来にわたる活動がスムーズに行えるようになった。
また、「農用地保全等マップ」の作成に伴い集落協定参加者の共同作業に対する意識が高まり、集落共通の認識として、農地の重点管理、鳥獣被害防止、水路・農道の管理箇所等を定めることで、年次計画での実施が可能となった。災害発生時には集落内で十分な協議がなされ、計画的な災害復旧も行われている状況も見受けられる。
更に「農用地等保全マップ」に即して、21年度までに計画的に取り組まれたことによって、農業生産活動等として取り組むべき事項を効率的に行うことが可能となった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>平成２０年度の取組状況では、体制整備への取り組みを行っている集落は353集落（約8割）あり、このうち345集落でＡ要件が選択されており、このうち
①「機械・農作業の共同化」を実施している集落は248集落で、658haの目標に対し、397haの実績を上げている。このことにより、農機具の過剰投資を抑え、低コスト化・省力化が図られている。また、共同機械の導入から担い手やオペレータ組織による受委託への動きもみられ始めた。
②「高付加価値農業の実践」を実施している集落は30集落で、47haの目標に対し、46haの実績で、ほぼ目標が達成されており高収入化が図られている。
③④担い手の高齢化と後継者不足が大きな課題の中、県全体で新規就農者は48人を確保する予定で、現在17人を確保しており、認定農業者の育成にあっては398人の目標に対して約7割に相当する268人を育成している。
⑤「担い手への農地集積」に、41集落が取り組み、54ha(H17に対する純増分)の目標に対して、57haの実績をあげている。また、県の独自調査の結果、31集落で集落営農の組織化が行われ、15集落で組織化への取り組みを行っているところである。更に集落営農の法人化は3集落で行われ、8集落で法人化への取り組みを行っているところである。
⑥多面的機能の発揮としての「非農家・他集落等との連携」には、214集落が取り組んでおり、非農家245戸、 連携集落95集落となっている。活動の内容としては、景観作物の作付けや水路・農道の維持管理や共同防除が主な活動である。

<table>
<tr><td></td><td>増加分（⑥以外）</td><td></td></tr>
<tr><td>① 機械・農作業の共同化</td><td>389</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>② 高付加価値型農業の実践</td><td>45</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>③ 認定農業者の育成</td><td>268</td><td>人</td></tr>
<tr><td>④ 新規就農の確保</td><td>17</td><td>人</td></tr>
<tr><td>⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>57.2</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家</td><td>120</td><td>戸</td></tr>
<tr><td>・集落数</td><td>90</td><td>集落</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>B要件</td><td>①集落営農の組織化は、1集落で取り組み、面積で10haを予定しており、平成21年度には組織化が図られる予定で高齢者・兼業農業者も含めた集落営農が実現される予定である。
②担い手集積化には、7集落が取り組み、目標107ha(H17に対する純増分)に対して、24haの実績をあげている状況である。

<table>
<tr><td></td><td>増加分</td><td></td></tr>
<tr><td>① 集落営農組織の育成</td><td>0</td><td>ha</td></tr>
<tr><td>② 担い手集積化</td><td>24</td><td>ha</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>ほとんどの市町村の評価で、集落協定の締結を契機に話し合い活動が活発化して、集落に連帯感等が醸成されることにより、集落での様々な活性化が図られているとの意見が多く、本制度の効果が集落機能の活性化にも及んでいることがうかがえる。
また、中間年評価の市町村へのアンケート調査では、24市町村のうち、約6割の15市町村が「効果がある」と、残り9市町村が「一定の効果がある」と回答している。同じく集落協定代表者へのアンケート調査によると、「効果がない」と回答した集落が3集落あるものの、半数に相当する227集落で「効果がある」、残り220集落で「一定の効果がある」と回答していることから、集落機能の活性化への効果が顕著に現れている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>本県においては、加算措置への取組は低調で、平成２０年度の取組状況では、加算措置への取組を行っている集落は４集落である。このうち、「規模拡大」に2集落が1.7ha、「耕作放棄地復旧」に1集落が1.2haを取り組み、法人設立(農業生産法人)として1集落が取り組んでいる。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 1.7 ha
・ 土地利用調整 0 ha
・ 耕作放棄復旧 1.2 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人
（農業生産法人） 1 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	①　本制度は、平成12年度当時に、平地地域と中山間地域の生産条件の格差是正のために創設された制度である。他方、平地地域を中心に平成19年度より農地・水・環境保全向上対策による助成が行われている。中山間地域においては両制度を適用することも可能であるが、事務手続きの簡素化と両制度を適用する集落の増加を目的として、例えば中山間地域等直接支払制度の中に併用型を創設し、申請手続きの一本化を可能とすることなどを検討する必要がある。 ②　今後も高齢化の進行が著しく担い手が不足する中山間地域では、高齢者や兼業農業者等多様な住民が参画する集落営農を本格的に推進する必要があり、このような取組を促す制度とすべきであるが、単に平地地域の生産構造対策にシフトすることなく、中山間地域の地域特性を考慮した制度すべきである。 (ｱ)　中山間地域は、本制度発足時よりその地域特性から平地地域に比して鳥獣被害が多発している状況であり、農業生産活動の継続を行う上で、平地地域より鳥獣被害防止対策に関する経費が嵩むことが想定される。このため、集落営農組織を設立し農業生産活動等の継続を図るとした集落協定について、鳥獣被害対策を実施する面積に応じて、加算措置を講じる必要がある。 (ｲ)　勾配の関係で、交付を受けている農業者と農地が隣接しているが交付を受けられない農業者がおり、集落内で不公平感が出てきている。このため、不公平感の是正と地域の一体感を醸成する観点から、農用地の位置関係や営農の連続性等を考慮した勾配要件の弾力的な運用を検討する必要がある。 (ｳ)　中山間地域でも特に条件が悪い小規模・高齢化集落では集落の存続自体が危惧される状況であるため、一団の農用地面積及び勾配規定を撤廃することが必要である。
(2)　交付金交付の効果等	①　制度開始から10年が経過し、制度に取り組んでいる集落協定においても高齢化が進行している状況下で、現行制度については１期対策から要件も複雑化したことなどからハードルを高く感じている傾向にある。このため、１期対策時と同程度に制度の簡素化を行うとともに、現行制度の「自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（A要件並びにB要件）の要件緩和を行う必要がある。 ②　平成２０年度に農業者向けの各種提出書類の入力マニュアル等が作成され、事務手続きの効率化等に向けた取組が行われているが、集落にあっては以前として事務手続きが複雑であるとの意見があることから、一層の事務手続きの簡素化等を図る必要がある。 ③　集落の共同取組活動に充てるとした交付金の使途は、農業生産活動の体制整備等に繋がるものであれば、集落の裁量によって自由に使用できたこともあって、集落活性化に寄与しているが、更なる集落活性化を促すため、使途に制限を設けず集落の裁量により自由に使用可能とすることが必要である。 ④　現在は、「一筆でも遊休化等すれば全筆遡及返還」の厳しい要件があるが、農地転用については、その他の協定農用地に影響を与えず、集落全員の合意が得られる場合といった一定の要件を科した上で、市町村の裁量により当該農用地についての交付金のみを遡及返還することを認める必要がある。 ※注）上記①～③は、中間年評価において制度継続に否定的な集落を中心に意見が多かったところで、制度継続を望む集落や市町村からも同じ趣旨の意見が見受けられた。

4 事項毎の評価結果

<table>
<tr><th colspan="2">事項</th><th>評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項</td><td>本県の集落協定においては、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動行程表」に即して、21年度までに全ての集落協定において、着実に目標達成が見込まれる状況である。
また、「集落マスタープラン」は地域の特性を活かした取組活動が定められており、「集落マスタープラン」の作成により集落における将来像が明確になり、集落における5年間での活動目標に向け、各年度の活動計画に沿って活動することが可能であったことから、集落活性化に大きく寄与し、有用であった。
また、中間年評価において「要指導・助言」と評価された集落協定については、集落に対して今後留意すべき活動内容等を明示し、協定参加者を集めて話し合い活動を行うことで、集落で統一した意識の醸成を図るとともに、必要に応じては、個別にヒヤリングを行って集落を指導することで、目標達成に向けた取組を促し目標達成が見込まれた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項</td><td>過疎化・高齢化が進行し協定農用地の維持管理も年々困難さを増す中、本交付金を活用して、地域住民と連携・協力することで、農用地等が適切に管理され、協定集落内では耕作放棄の発生を未然に防ぐことができ、その点では制度が非常に有用に作用した。その反面、一部には「耕作放棄＝交付金返還」のマイナスイメージが強く、「交付金＝農業生産活動支援」というプラスイメージが薄れていく感があったことは残念である。
また、水路・農道等の管理活動も本交付金を活用することにより、協定締結前より共同作業の回数が増えるなど、適切な管理が行われており、本制度が有用に機能している。
更に、多面的機能を増進する活動では、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けを中心に多様な取組が行われるなど中山間地域の多面的機能の維持・増進に大きく寄与しており、その効果は高く評価できる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>本県では約8割に相当する353集落で自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に取り組んでおり、着実に21年度には目標達成が見込まれており、「機械・農作業の共同化」により低コスト化・省力化が期待され、「高付加価値農業の実践」により中山間地域の特性を活かした高収入化へも取り組まれているところである。
また、担い手の高齢化や後継者不足が大きな課題の中、多くの集落で新規就農者の確保や認定農業者の育成に取り組むなど、体制整備に向けた取組が着実に進められており、本制度が有用に作用している。
更に、多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携による農業生産活動や多面的機能増進活動も行われ、学校教育機関等との連携による取組も行われるなど、一般住民も含めた集落活性化にも寄与しており高く評価できる。
他方、Ａ要件の「担い手への農地集積」にあっては、協定締結面積5,750haに対して、1%程度の57haしか取り組まれておらず、Ｂ要件の「担い手集積化」も107haの取組予定であり、より積極的な推進が求められる結果となった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>本制度の導入により、集落に活気がでて連携・協力するようになり、話し合いの回数も増え高齢者や女性等も活動に参加し、世代間交流の取組や、伝統芸能継承への取組を行うなど、本制度が非常に有用に機能している。また、一部集落では集落営農への取組も始まるなど、今後、集落の更なる発展も期待される。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>本県では、加算措置への取組は4集落で、その内容は、「規模拡大」に2集落、「耕作放棄地復旧」に1集落、法人設立(農業生産法人)に1集落が取り組んでいる状況で、取組が低調であり有用に機能しているとは言えない状況である。</td></tr>
</table>

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、農業生産条件の厳しい中山間地域等における農用地の保全、農業振興などを目的として大きな効果が認められる。本制度を実施した集落では、話し合い活動が活発化し、これまでの個人による管理活動が集落による共同管理へステップアップしている状況である。 本制度に取り組むことで、農業生産活動に必要不可欠な水路・農道等の適切な管理が行われ、集落による鳥獣被害対策の実施等により、耕作放棄地の発生を防止しているところである。 更に、多くの集落で将来のための自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備への取組が行われ、更に非農家・他集落との連携等、農業者以外も参画した取組も行われるなど、集落機能の活性化にも大きく寄与している状況である。 これらのことを総合的に判断すると、本制度については、おおいに評価できる。	A

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	宮崎県高千穂町中川登集落協定			
協定面積	交付金額	共同取組活動	個人配分	協定参加者
34 ha	700万円	100%	0	農業者41人
取組内容	【高齢者・女性等に優しい集落営農を目指して】 平成17年度から稲作の共同機械の導入を進め、畦塗り機、コンバイン、乾燥機、ロールベーラ等を整備してきた。平成19年度には共同機械倉庫を建設し、タバコ農家を主体とした中核農家で作るオペレーター組合も設立し、受託作業を開始した。また、平成19年度には、ばあちゃんと子どもたちとのふれあい農園「案山子農園」を開設し、野菜作りに取り組んだ。平成20年度には、じいちゃん手づくりの茅葺直売所「案山子屋」も開設し、農園や集落内で生産された野菜の販売も始まった。			
主な効果	○共同機械の導入とオペレーター組織の設立により、受託作業面積が拡大、持続可能な集落営農への取組みが始まった。（目標10ha、H19実績 畦塗9.7ha、収穫4.9ha、乾燥調整7.3ha(1,253袋)、飼料梱包 5ha(1,995個)・ H20実績 畦塗10.8ha、収穫6.2ha、乾燥調整8.2ha(1,476袋)、飼料梱包11ha(4667個)） ○集落営農の取組みにより、将来の集落営農への共通認識が広まり、集落の連帯意識が強まった。 ○高齢者や子どもたちを巻き込んだ活動が、伝統的な食の見直しや高付加価値型農業の実践、地産・地消の意識の高まり等につながり、集落の魅力の再発見や意識の変化が促された。			

市町村・協定名	宮崎県日南市（南那珂郡南郷町） 上講・中講・下講（榎原３地区共同）			
協定面積	交付金額	共同取組活動	個人配分	協定参加者
124 ha	751万円	50%	0.5	業者114人(3地区合
取組内容	【 よわら地域づくりフォーラムにおける街づくり 】 地元農家１０名が出資し、地元農産物直売所「よわら夢ひろば」をオープンさせ、地元高齢者を中心に柑橘・野菜等を出品することで元気を取戻し、それに伴い遊休農地であった農地も復元される等多種にわたる効果が出てきている。 また、地域住民参加型のイベント等も年間を通じて開催し、地域住民の憩いの場及び地域における活性化の源として今後展開し、更に会社経営や販売物の内容等を再検討すると同時に、多様な商品の販売や独自の農産物や加工品等の検討を行う予定である。			
主な効果	○地元に直売所及び地区住民が集う場所が出来たことにより、地域内の世代を超えた交流をすることができた。（地元小中学校との地域プロジェクトに参加等・各種イベントの開催。） ○地元の高齢者がこれまで遊休農地だった自分の農地を復旧して、直売所に出品する野菜等を栽培し、元気を取戻していて地域内が活性化している。 ○夢ひろば直売所売上げ及び来客数 （ 平成２０年 売上げ ３，０００万円、 来客数 約３０，０００人 ）			

鹿児島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	28								
(2) 協定数	763		【うち集落協定	762			個別協定	1	】
(3) 交付面積	7367	ha	【対象農用地面積	9,370	ha		交付面積率	1	】
			【地目別面積内訳	田：	6,503	ha	畑：	824	ha】
				草地：	0	ha	採草放牧地：	40	ha】
(4) 交付金額	759,003	千円	【うち共同取組活動分：	434,489	千円		個人配分分：	324,514	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・マスタープランに定めた集落の現状及び問題点等を再認識し，集落での活性化策や将来のあり方等について活発な話し合い活動が行われた。蒲生町の協定では，将来像・活動目標をもとに定期的な総会や話し合いが行われ共同活動計画が作成でき，計画的に活動できる等の効果がみられている。また，大崎町の協定においても同様に，活動計画に従って効果的な取組が実施され，農用地の管理が着実に行われた等の効果がみられている。 ・水路，農道等の管理活動のために話し合い活動が活発化し，活動計画に基づいた取組みがなされている。
		① 要指導・助言協定数 227 協定 ② 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 211 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 16 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・交付面積7,367ha（対象農用地の79%）の農用地において，継続的な農業生産活動（利用権設定，共同作業，鳥獣被害対策）により，耕作放棄地の発生が防止され，多面的機能の確保が一層図れている。南さつま市では，平成20年度の耕作放棄地全体調査で市全域の平均耕作放棄地率が39%となる中で，協定農用地については，すべて耕作されており，耕作放棄地発生防止に効果がみられている。また，西之表市の深川地区棚田管理組合協定では，約１haの農地に鹿防止ネットを設置し，鳥獣被害を５割以上軽減することで，耕作放棄地の発生防止が図れている。 ・農振農用地区域への編入は36haあり，耕作放棄地の発生防止につながっている。また，錦江町の協定では，用排水路の管理に支障のある耕作放棄地を耕作地として復旧するなど，中山間地域における農地保全が図れている。
		① 交付金交付面積 7,367 ha ② 農振農用地区域への編入面積 36 ha ③ 既耕作放棄地の復旧面積 0.7 ha
	水路･農道等の管理活動	・共同取組活動により，定期的に管理がなされ，水路，農道等の保全が図れている。 ・鹿屋市上別府湧水友の会協定など未舗装農道を抱えている県内の多くの地区では，交付金を活用し，コンクリート舗装等による農道整備を行い，移動の効率化や荷傷み防止はもとより農作業の安全性の向上が図れている。 ・台風災害等があった場合でも行政に頼らず，交付金を活用して集落で即座に補修できるなどの効果もでている。
		① 水路の管理延長 1,917 km ② 道路の管理延長 1,443 km
	多面的機能を増進する活動	・レンゲや菜の花，コスモス等の景観作物の作付により，景観形成はもとより地力増進が図れている。 ・周辺林地の下草刈りにおいては，191haで実施され，周辺林地からの病害虫被害の軽減と農地の保全が図れている。 ・都市農村交流として，出水市針原南協定では，栽植したツツジを利用したウォーキング大会を，さつま町柊野協定では，ひがん花祭りを開催しており，世代間交流，女性活動の活発化につながっている。また，南さつま市では，修学旅行の受入，阿久根市では，体験農園の開設等，多面的機能を増進させるための発展的な取り組みが展開されている。
		① 周辺林地の下草刈り 191 ha ② 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 9 ha

<table>
<tr><td rowspan="4">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>・さつま町の協定では，農道舗装箇所や鳥獣被害防止区域を農用地保全マップに記載することで計画的な整備がなされ，また，霧島市の協定では，補修改良等の進捗状況が一目でわかるようになり取組に対する意欲向上が図れるなど，マップ作成は，将来にわたって適正に保全していく農用地等が明確になり，計画的な維持，整備活動が展開でき，農用地等の保全体制の整備に役立っている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>・指宿市山川谷之口田協定では，田植機を，姶良町北山下協定では，畦塗機，動力噴霧器を交付金を活用して，購入・使用するなど，農業機械購入における負担が軽減を図っている。
・吹上町田尻集落協定では，そば部会を設立し，新たにそばを栽培し，近隣の直売所で販売するなど，県内各地の144haで高付加価値型農業の実践に取り組んでいる。

・協定者に占める高齢者の割合が増加する中，志布志市宮下協定では，市が実施している新規就農者研修の修了者に対し，集落内の空き家利用を働きかけた結果，２世帯が定住し，集落協定に参画している。
・指宿市森松協定では，認定農業者が新たに10人育成されるなど，県内の協定内で121人育成されている。また，担い手への農地集積については，514haの集積が図れている。

・垂水市の牛根麓協定では，農家18戸と非農家10戸が水路・農道等の管理作業を共同で実施する等，県内の470協定で606戸の非農家との連携や114の他集落との連携が図られている。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 247 ha
② 高付加価値型農業の実践 68 ha
③ 認定農業者の育成 172 人
④ 新規就農の確保 18 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 453 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 470 戸
・集落数 40 集落</td></tr>
<tr><td>B要件</td><td>・さつま町では，集落営農への取組として，農用地利用改善団体が12，農作業受委託組織が４，特定農業団体が２，組織化されるなど，県内33haで集落営農組織活動が展開されるとともに，担い手へ75haの農地が集積されている。</td></tr>
<tr><td></td><td>増加分
① 集落営農組織の育成 33 ha
② 担い手集積化 30 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>・協定参加者だけにとどまらず，集落全体での村おこしへの取り組み(景観作物の作付，ビオトープの確保等の活動，都市住民との交流等）がなされ，集落機能の活性化が図れている。集落協定活動は，単に協定参加者だけでなく，集落全体での村おこし活動へ発展し，集落機能の活性化が図られている。例えば，鹿屋市神野東協定では，協定集落を含めた地域全体で，「コスモス交流まつり」と題し，ウォーキング大会を開催するなど，都市住民との交流による集落機能の活性化を図っている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>・高齢化が進行する中，伊佐市永池協定では，前期対策から交付金を活用し，農業機械・施設の整備，農地利用集積や受託作業，米の直販を実施していたが，農業経営の合理化を構築するために，平成18年９月１日に「農事組合法人エコファーム永池」を設立し，特定農業法人に認定され，地域農業の発展を目指して活動を展開している。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 0 ha
・ 土地利用調整 131 ha
・ 耕作放棄復旧 0.7 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 1 法人
（農業生産法人） 法人</td></tr>
</table>

3　実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1)　実施状況	・協定集落によっては，高齢化の進行に伴い，リーダーの後継者確保や協定活動の維持への不安なども出てきている。なお，中間年評価では，協定役員の平均年齢が66歳以上となっている協定が約25%あり，高齢化の実態が浮き彫りになっている。 ・本県は，田よりも畑が多く，今後の畑における耕作放棄地の解消・発生防止が特に重要であり，それぞれの地域の実情に即した制度内容の見直しも必要である。 ・協定参加者の高齢化が進み，農地の耕作者の減少など，維持管理が困難になりつつある協定もあり，新たな農地の引き受け者の確保が必要である。 ・制度が継続されれば，次期対策に取組たいと意欲のある協定はみられるものの，リーダーを含め協定参加者が高齢のため５年間継続して活動できるか不安を持っており，積極的に申請できない現状もある。したがって，交付金の遡及返還の仕組み等，高齢者でも対応可能な柔軟な制度（計画は５年分作成するがやむを得ない事由が発生した場合は遡及返還なしで活動を中止できる等）への見直しが必要である。
(2)　交付金交付の効果等	・畑地は，水田に比べて単価が低く，また，対象となる傾斜度もきつく水田を中心とした制度になっていることから，畑地の単価や傾斜度の見直しを行い，中山間地域全体の耕作放棄地の発生防止や多面的機能の増進につながる制度とする必要がある。 ・協定集落に対する交付金の交付時期が年明けになっており，円滑な共同活動の実施に支障をきたしていることから，年度初め等早期の概算払い制度の仕組みが必要である。 ・災害時に交付金を活用して集落自ら迅速に法面や農道補修を実施しているため，結果的に市町村への負担も少なくなっている。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランに集落の５年間の活動計画を位置づけることで，実施すべき活動が明確化され，目標達成に向けた取組が計画的に実践できている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・協定参加者が一体となった農業生産活動は，耕作放棄地の発生防止や農道・水路等の適正な管理・整備につながったことから有効である。また，景観作物の作付や周辺林地の管理等は，中山間地域の多面的機能の増進が図れ，有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・将来とも保全すべき農用地を明確にするマップを作成したことで農用地の保全管理はもとより，農業機械や農作業の共同化，担い手への農地集積，認定農業者の育成，集落営農組織の育成ができるなど，中山間地域の持続的な農業生産活動につながっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・集落協定締結後は，話し合い活動が活発になり，非農家との連携が図られ，地域ぐるみで地域活性化への取組が図れている。 ・体験農園や自然生態系観察など学校教育機関との連携もでき，食育や環境保全への教育的な効果もみられている。 ・都市農村交流を行った結果，都市住民から自分たちの地域の良さに改めて気づかされ，意識が変化するなど，地域活性化に効果がみられている。
	その他	・加算措置については，法人設立などの有用な項目もあるものの，耕作放棄復旧加算の単価は，実際の解消費用とに乖離があり，単価の引き上げなど見直しが必要である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・本制度の実施により耕作放棄地の発生防止や農業・農村の多面的機能の維持が図られたことなどは大いに評価できる。例えば，南さつま市においては，平成20年度の耕作放棄地全体調査で市全域の平均耕作放棄地率が39%となる中で，協定農用地については，すべて耕作されており，耕作放棄地発生防止に効果があった。霧島市においては，前期からの取組と併せて本制度の導入がなければ，耕作放棄地の発生は，計り知れないものがあったと評価している。 ・協定集落においては，話し合い活動が活発になり，水路や農道等の共同管理，周辺林地等の下草払い，電気柵の設置等により協定農用地での鳥獣被害の減少，災害の抑制など一定の効果がでている。指宿市では，前期から引き続き締結した協定は，農地，水路の管理だけにとどまらず，農業機械等の共同購入，共同利用，農作業の受委託，景観作物の作付など新たな取組が行われ，農業生産性の向上や多面的機能の増進につながるなど取組が着実に進展しているとの評価している。 ・日置市の集落協定では，本制度導入により農道のコンクリート舗装を計画的に行い，移動の効率化や農作業の安全性が図れている等の評価があり，今後は，協定参加者が高齢化していく中で，農道，水路等の管理作業の省力化を図る上で，除草シートの設置等計画しており，本制度の継続を強く要望する声が聞かれている。 ・上記のように県内の各集落協定においては，本交付金を活用して，農道や水路の維持管理・補修，景観作物の作付け，田植え・稲刈り体験などの都市住民との交流，農業機械の共同利用による集落営農の展開など，様々な取組が行われている。 ・このようなことから，本制度を導入することで，中山間地域の抱える課題解消に役立ち，地域住民においては，連帯感の醸成や都市農村交流によって自分の地域の良さを再認識する機会となり，また，協定参加者の意識変化もみられてきたことから，本制度の効果は大きく，制度の継続を強く要望する。 ・一方，協定集落によっては，高齢化の進行に伴い，協定を５年間継続することを協定開始時に確約することが困難になってきているものもあり，高齢化により結果的に５年間継続して活動できなかった場合の交付金の遡及返還等の見直しなどの特例措置も必要である。 ・地域の前向きな取組を促す体制整備単価や加算措置は，集落の取組意欲を向上させ，地域活性化の取組（都市農村交流，集落営農，学校教育機関との連携等）につながったことは大いに評価できる。しかし，基礎単価の取組しかできない協定もあるため，現在の交付単価を引き下げずに次期対策につなぐ必要がある。	B

6　その他（特徴的な取組事例）

（1）集落営農による活動

市町村協定名	鹿児島県伊佐市菱刈　　永池集落　協定				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
31 ha	31				
交付金額	個人配分			39	%
352 万円	共同取組活動	共同利用機械購入･施設整備費		89	%
	61 %	その他運営費		11	%
					%
					%
協定参加者	39人				
取組内容	機械利用組合の設立を機に集落営農組合を立ち上げ、特別栽培米を全農場で進め付加価値のある伊佐米ブランドとして販売している。 一集落一農場を進め中山間交付金等を活用し、トラクター･コンバインをはじめとする農作業機械、集出荷施設の整備を行い、作業受託化を推し進め、今後集落全体を利用集積することを目標にしている。				
主な効果	米価下落や集落内作業員の高齢化など課題はあるものの、法人化による各種優遇制度や中山間制度などを組み合わせ、作業の軽減化、コストの削減を図ることにより、構成員の所得安定、営農組合の健全運営が保たれていることから、農家の意欲･農地に対する関心を高め、耕作放棄地の防止などに役立っている。				

（2）機械の共同利用及び高付加価値農業等の活動

市町村協定名	鹿児島県姶良町北山下協定				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
13.3 ha	水稲				
交付金額	個人配分			38.1	%
279 万円	共同取組活動	集落の各担当者の活動に関する経費		15.5	%
	61.9 %	研修会の実施及びビオトープの維持管理		12.4	%
		農作業共同化準備金		11.1	%
		その他		22.9	%
協定参加者	33人				
取組内容	【みんなの畦塗機で畦塗り作業が迅速化】 モグラ等の被害に対し、畦塗機を共同購入し、地域全体で活用している。また、田植えや稲刈、脱穀作業等についても、平成20年5月3日に農作業受委託組合を設立した。現在は、地域の高齢者等の水稲作業受委託システムを構築中であり､さらに､農作業の共同化についても検討をしている。その他、環境にやさしい農業への取組も実践しており、有機農業へ取り組む生産者もいる中、協定参加者の大部分が米のエコファー マーの認定を受け、安心･安全な米づくりに取り組んでいる。				
主な効果	○　共同機械の購入(畦塗機、動力噴霧器)　　○　農作業の共同化(目標2ha、H20実績2.7ha) ○　高付加価値型農業の実践　目標取組面積1ha、H18 7.3ha、H19 9.5ha、H20 9.5ha ○　協定参加者（30人）のエコファーマー認定、有機JAS認証農家2戸 ○　学校教育機関と連携した生き物調査等　参加者　H20 40人 ○　他集落と連携したレンゲ、彼岸花植栽				

(3) 鳥獣害対策，農道，水路等の整備活動

<table>
<tr><td>市町村協定名</td><td colspan="5">鹿児島県垂水市新城協定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協定面積
46.8 ha</td><td>田</td><td>畑</td><td>草地</td><td colspan="2">採草放牧地</td></tr>
<tr><td>90.6%</td><td>9.4%</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">交付金額
355 万円</td><td colspan="4">個人配分</td><td>41 %</td></tr>
<tr><td rowspan="4">共同取組活動
58.8 %</td><td colspan="3">水路･農道等の維持管理経費</td><td>52 %</td></tr>
<tr><td colspan="3">研修会等経費</td><td>3 %</td></tr>
<tr><td colspan="3">役員報酬その他</td><td>4 %</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>%</td></tr>
<tr><td>協定参加者</td><td colspan="5">農業者　156人</td></tr>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="5">継続的な農業生産活動や水路の改良、農道の補修（コンクリート舗装等）、管理作業等の共同活動による環境整備等も進められ、また、電気柵設置による鳥獣害防止対策や担い手農家への農作業受委託などにより耕作放棄地の発生が防止され、多面的機能の維持が図られている。</td></tr>
<tr><td>主な効果</td><td colspan="5">・ 水路の改修（443m）
・ 農道の補修（コンクリート舗装　410m）
・ 鳥獣害対策としてH20年に電気柵2機を設置
・ 担い手への農作業の委託（田植え、収穫作業等委託　目標6ha、H20実績　6.1ha）
・ 地元小学校との連携による稲作体験等を通じた食農教育（田植え、稲刈り等）</td></tr>
</table>

沖縄県最終評価結果書

1　実施状況の概要

(1) 交付市町村数	9								
(2) 協定数	10		【うち集落協定	9			個別協定	1	】
(3) 協定締結面積	3,836	ha	【対象農用地面積	3,836	ha		交付面積率	100%	】
			【地目別面積内訳	田：	0	ha	畑：	3,596	ha】
				草地：	240	ha	採草放牧地：	0	ha】
(4) 交付金額	145,896	千円	【うち共同取組活動分：	99,768	千円		個人配分分：	46,122	千円】

2　交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落協定の締結をきっかけに地域住民の集落活動への意識向上が図られた。また、耕作放棄地防止パトロール等を実施することで、耕作放棄地の発生防止になっている。
		①　要指導・助言協定数　5 協定 ②　上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数　5 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数　0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	高齢化等で耕作維持が困難になった際、後継者が代わりに耕作を行うことで耕作放棄地の発生防止に努めている。また、定期的な農業生産活動により農地の点検活動が行われ、耕作放棄地を防止する効果があるなど、集落で耕作放棄地を防ぐ体制が取られている。
		①　交付金交付面積　3,836 ha ②　農振農用地区域への編入面積　0 ha ③　既耕作放棄地の復旧面　0 ha
	水路･農道等の管理活動	年数回（３～５回）の集落の清掃活動に併せて水路や農道の清掃・点検が行われ、維持管理が図られている。これらの清掃により大雨による赤土防止や排水の氾濫も抑え災害も未然に防止することにも繋がり、農業生産活動における生産性の効果が図られた。
		①　水路の管理延長　18 km ②　道路の管理延長　118 km
	多面的機能を増進する活動	年数回の集落の清掃活動の際や、農作業の合間に周辺林地の下草刈りが行われ、環境の保全が図られている。また、農家の農村風景に対する変化が見られる一方、林帯への農業資材等ゴミの不法投棄がほとんどなくり、景観が良くなった。
		①　周辺林地の下草刈り　22 ha ②　都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）　1 ha

<table>
<tr><td rowspan="3">(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項</td><td>農用地等保全マップ</td><td>台風等の自然災害の際に崩れた農地法面等の簡易的な修復作業を迅速に行えるなど、保全する農地等が明確となり、他の事業との地区界の明確化が図られた。また、苦情処理等が迅速になり、作業の効率化が図られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A要件</td><td>農業従事者の高齢化に対する支援策として本事業による機械・農作業の共同化が図られた。また、農業委員会等と協力し地域の「核となる担い手」の育成が図られた。</td></tr>
<tr><td>増加分（⑥以外）
① 機械・農作業の共同化 222 ha
② 高付加価値型農業の実践 0.3 ha
③ 認定農業者の育成 249 人
④ 新規就農の確保 3 人
⑤ 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 0 ha
⑥ 非農家・他集落等との連携 ・非農家 10 戸
・集落数 0 集落</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B要件</td><td></td></tr>
<tr><td>増加分
① 集落営農組織の育成 0 ha
② 担い手集積化 0 ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(4) その他協定締結による活動</td><td>集落機能の活性化</td><td>農業生産活動が集落協定締結後はより活発化し、集落協定参加者の話し合いの回数も年複数回に増たところもあった。また、集落活動に対する住民の意識が高まり、集落美化作業等への参加人数の増加など、農家の意識に変化が見られた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>集落内での活動や話し合いの場が多くなり、子供から、高齢者まで一緒になった活動を実施して地域活性化が図られた。また、集落の住民の参加により活動の範囲が広がり、地域住民はもとより都市樹民との繋がりが深まり、集落の活性化に結びついている。</td></tr>
<tr><td>① 加算措置
・ 規模拡大 0 ha
・ 土地利用調整 0 ha
・ 耕作放棄復旧 0 ha
・ 法人設立（特定農業法人） 0 法人
（農業生産法人） 0 法人</td></tr>
</table>

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	定期的に農地の点検活動を行うなどして集落で耕作放棄地の発生を防ぐ体制が取られており、遊休化する可能性のあった農地も後継者により活用されている。今後、高齢化が益々進む中で、耕作放棄地の発生を防ぐため、後継者等へ農地活用を引き続き推進していく事が必要である。 また、個人配分を行わず化学肥料等の配布を行い農産物の反収アップ等を図っている事例もあるが、共同取組活動への重点化を行い農産物の収量アップになるよう検討する必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定の締結により、集落の話し合いの増加、美化作業等の共同作業が計画的に行われ、住民の地域に対する関心が強くなっているのがみられ、地域農産物を中心とした祭を開催するなど、集落の活性化が図られていることや、担い手や規模拡大を図る生産者により、耕作放棄地の発生防止にも多いに役立っており引き続き本交付金による事業の継続が望まれる。

4 評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝを定めることにより、集落の将来像やそれに向けて年度毎に取り組むべき事項が明確になり、計画的にｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟが図られた。また、農作業の受託組織育成に向けた体制づくり行により、基幹的農作業の委託がすすみ農作業の負担軽減を図られた。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		集落で農地を守り耕作放棄地の発生を防止していこうという考えが浸透してきており、本制度がなければ遊休化する可能性のあった農地も後継者により活用されている。また、定期的な集落清掃活動と併せて行われる農地法面の点検や農地周辺の下草刈作業、景観作物の植え付け等、集落内及び農用地の環境がきちんと整備されている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農業従事者の高齢化に対する支援策として本事業による機械・農作業の共同化が図られた。また、農業委員会等と協力し地域の「核となる担い手」の育成や新規就農者が確保できた。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定の締結をきっかけに、協定締結農家を含む地域住民に集落活動に対する意識向上がみられた。
	その他	公民館や学校等が協定を結んで活動するなど、各集落の生徒会等と連携も図られ、児童生徒の情操教育の一環として地域の自然生態系などの体験学習をすることができ、子供達の農業に対する意識が芽生えた。 また、公民館活動で農道及び水路管理をとおし集落内住民の連携強化ができた。

5 総合評価

評価内容	区分
集落協定の締結により、地域の将来像とそれを実現するための活動がより明確になり、計画的にステップアップしている。また、集落内の高齢化が進む中で、耕作放棄地になる可能性があった農地も後継者が耕作したり、担い手が確保される等、耕作放棄地発生の抑制にも一定の効果を上げている。 また、肥料等の配布（共同取組活動費）により農作業経費の削減及び反収アップ等の効果が図られた。 他にも、集落の環境整備や地域住民が主体となった祭りの開催等により、協定締結農家も含めた地域住民の集落活動に対する意識の向上と、団結力の強化がみられるようになった。 （区分Ａ：３地域、Ｂ：６地域）	B

6 その他（特徴的な取組事例）

○シークヮーサーの栽培で集落活性化（沖縄県名護市勝山集落協定）

当集落は、古くからシークヮーサーの栽培で有名であるが、生産量は農家の高齢化や価格低迷により、最盛期の1/10以下にまで落ち込んでいた。

こうした中、近年の健康食ブームによって、シークヮーサーが一躍注目を集めるようになり、県内外から注文が殺到したが、集落内では若年層の農業離れや遊休農地の発生等が顕在化していたため十分に対応することができなかった。そのため、シークヮーサーの生産振興に努めることを目的に、集落協定を締結することにした。

初めに生産農家を中心に集落の有志による話し合いを持ち、肥培管理を徹底するなど生産振興に取組み、平成１３年には出荷組合を結成した。また、シークヮーサージュースの試飲会や新聞掲載など積極的なＰＲ活動を行い、「勝山シークヮーサー」の認知度の向上に努めた。その結果、平成１６年度には、風味、香りに優れているとして「優良県産品推奨」に認定され、好評を得ている。さらに、地元住民や地元農業生産法人等の協力のもと毎年3月下旬に「勝山･シークヮーサー花香り祭」を開催し、市内外から述べ4,000人が訪れ、都市住民との交流が図られている。

○環境保全型農業の推進（沖縄県南大東村南大東集落協定）

当地区はさとうきびを柱とした農業の孤島であり、毎年来襲する台風など厳しい自然条件の下、環境保全型農業の推進を目指して集落協定を締結し、農業生産活動等を実施している。

活動内容は、さとうきびの重要害虫であるハリガネムシ（オキナワカンシャクシコメツキ）の防除対策として、県農業研究センターで開発された「交信かく乱法」（性フェロモンを利用し、雌を探す雄の行動をかく乱する防除法）による防除作業を共同で実施している。

また、さとうきびの干ばつ対策として本交付金を活用し、てん点滴チューブを購入による「点滴かんがい」やトラック運搬用の水タンクの購入による灌水作業等を行っており、平成１８年度に策定された「さとうきび増産プロジェクト」等に寄与している。